

東根市地域防災計画

令和5年3月

東根市防災会議

東根市地域防災計画（目次）

第1編 総 則	
第1章 総 則	1
第2章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱	3
第3章 東根市の概況	14
第4章 予想される被害等の状況	16
第2編 震災対策編	
第1章 災害予防計画	
第1節 基本方針	18
第2節 防災知識の普及計画	19
第3節 地域防災力強化計画	24
第4節 災害ボランティア受入れ体制整備計画	29
第5節 防災訓練計画	32
第6節 避難体制整備計画	35
第7節 救助・救急体制整備計画	41
第8節 火災予防計画	43
第9節 医療救護体制整備計画	45
第10節 防災用通信施設災害予防計画	47
第11節 地盤災害予防計画	50
第12節 孤立集落対策計画	53
第13節 都市防災計画	55
第14節 建築物災害予防計画	56
第15節 危険物等施設災害予防計画	60
第16節 輸送体制整備計画	62
第17節 農地・農業用施設災害予防計画	63
第18節 ライフライン施設の災害予防計画	
第1款 上水道施設災害予防計画	64
第2款 下水道施設災害予防計画	67
第3款 その他のライフライン施設災害予防計画	69
第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	70
第20節 文教施設における災害予防計画	72
第21節 要配慮者の安全確保計画	75
第22節 積雪期の地震災害予防計画	82
第23節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	83
第24節 コミュニティ防災センターの整備	83

第2章 災害応急計画

第1節	活動体制関係	
第1款	災害対策本部等の設置	84
第1款	災害対策本部等の設置	84
第2款	職員の動員配備体制	96
第3款	広域応援計画	100
第4款	自衛隊災害派遣計画	106
第2節	情報収集伝達関係	
第1款	災害情報の収集・伝達計画	111
第2款	広報計画	114
第3節	避難計画	119
第4節	避難所運営計画	127
第5節	孤立集落対策計画	132
第6節	救助・救急計画	135
第7節	医療救護計画	138
第8節	消火活動計画	140
第9節	危険物等施設災害応急計画	142
第10節	遺体対策計画	143
第11節	交通輸送計画	145
第12節	ライフライン施設の応急対策計画	
第1款	上水道施設災害応急計画	149
第2款	下水道施設災害応急計画	151
第3款	その他のライフライン施設災害応急計画	153
第13節	生活支援関係	
第1款	応急給水計画	155
第2款	食料供給計画	157
第3款	生活必需品等物資供給計画	159
第4款	保健衛生計画	161
第5款	廃棄物処理計画	164
第6款	自発的支援の受入計画	167
第14節	障害物の除去計画	171
第15節	文教施設における災害応急計画	172
第16節	要配慮者の応急対策計画	176
第17節	応急住宅対策計画	179
第18節	技術者等動員計画	181
第19節	河川・農地・農業用施設災害対策計画	183
第20節	災害救助法の適用に関する計画	185

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	民生安定化計画	190
第2節	金融支援計画	192
第3節	公共施設等災害復旧計画	194

第4節	激甚災害指定による復旧	196
第5節	災害復興計画	197

第3編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節	基本方針	199
第2節	防災知識の普及計画	200
第3節	地域防災力強化計画	205
第4節	災害ボランティア受入れ体制整備計画	209
第5節	防災訓練計画	210
第6節	避難体制整備計画	212
第7節	医療救護体制整備計画	218
第8節	水害予防計画	219
第9節	土砂災害予防計画	222
第10節	建築物災害予防計画	227
第11節	ライフライン施設の災害予防計画	
第1款	上水道施設災害予防計画	229
第2款	下水道施設災害予防計画	230
第3款	その他のライフライン施設災害予防計画	231
第12節	輸送体制整備計画	231
第13節	食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	232
第14節	要配慮者の安全確保計画	232

第2章 災害応急計画

第1節	水害対策計画	
第1款	体制整備計画	233
第2款	水防活動計画	234
第3款	応援計画	243
第2節	活動体制関係	244
第3節	情報収集伝達関係	244
第4節	避難計画	245
第5節	防災行動計画（タイムライン）	265
第6節	避難所運営計画	267
第7節	救助・救急計画	267
第8節	医療救護計画	267
第9節	遺体対策計画	267
第10節	交通輸送計画	267
第11節	ライフライン施設の応急対策計画	268
第12節	応急給水計画	268
第13節	食料供給計画	268
第14節	生活必需品等物資供給計画	268
第15節	保健衛生計画	268

第16節	廃棄物処理計画	269
第17節	自発的支援の受入計画	269
第18節	障害物の除去計画	269
第19節	文教施設における災害応急計画	269
第20節	要配慮者の応急対策計画	270
第21節	応急住宅対策計画	270
第22節	技術者等動員計画	270
第23節	災害救助法の適用に関する計画	270
第3章	災害復旧・復興計画	271
第4編 個別災害対策編		
第1章 雪害対策計画		
第1節	雪害予防計画	272
第2節	除雪・排雪計画	274
第2章 航空災害対策計画		
第1節	航空災害予防計画	279
第2節	航空災害応急計画	279
第3章 道路災害対策計画		
第4章 原子力災害対策計画		
第1節	総 則	284
第2節	原子力災害予防計画	288
第3節	原子力災害応急計画	290
第4節	災害復旧計画	294

第1編 総 則

第1章 総 則	1
第2章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱	3
第3章 東根市の概況	14
第4章 予想される被害等の状況	16

第1章 総 則

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、東根市における市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより、防災関係機関の全機能を有効に発揮して、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2. 計画の方針

- (1) この計画は、本市及び防災関係機関が防災対策上とるべき総合的・基本的事項を定める。また、各防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、その具体的推進を図る。
- (2) 災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重要視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を講じて災害に備える。
- (3) 東根市防災会議は、都市化及び少子高齢化の進行等、社会環境の変化及び大規模地震等による災害の経験を踏まえ、災害対策基本法第42条の規定により、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。
- (4) 各防災関係機関については、前号の趣旨を踏まえて、この計画に毎年検討を加え、修正すべきと認める事項がある場合は、これを東根市防災会議に提出する。
また、東根市防災会議は、当該事項の提出があり、かつ修正の必要があると認めるときは、この計画を修正する。

3. 防災の基本理念

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。なお、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。

(1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず改善を図る。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模

[R4 改正]

の把握を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）や、男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無等といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

4. 用語の意義

- | | |
|--------------|---|
| (1) 市本部 | 東根市災害対策本部をいう。 |
| (2) 本部長 | 東根市災害対策本部長をいう。 |
| (3) 各部班 | 東根市災害対策本部組織各部班をいう。 |
| (4) 防災関係機関 | 国、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。 |
| (5) 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。 |
| (6) 県救助法細則 | 山形県災害救助法施行細則（昭和35年県規則第4号）をいう。 |
| (7) 広域相互応援協定 | 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定をいう。 |
| (8) 避難指示等 | 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保をいう。 |

第2章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

1. 防災関係機関等の責務

(1) 東根市

東根市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市地域防災計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(2) 山形県

山形県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は、防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関の防災活動を援助するとともにその調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、東根市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自ら防災活動を実施するとともに、東根市が行う防災活動が円滑に行われるようそれぞれの公共的業務に応じて協力するものとする。

(4) 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法83条の規定により、知事の要請を受け、人命又は財産の保護のため必要と認める場合に災害派遣を実施する。ただし、災害に際し、特に緊急を要し知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、東根市の防災活動が円滑に行われるよう協力するものとする。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、東根市が行う防災上の諸活動に対し、協力するものとする。

2. 住民の役割

「自分のことは自分で守る（自助）。自分たちの地域は自分たちで守る（共助）。」ことが防災の基本であり、住民は、その自覚をもち、平素から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。特に大規模地震発生時には、防災関係機関の初期活動が制限されることが予想されるので、住民は、自分の安全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民と連携し、消火や救助、救急活動に積極的に取り組むように努めるものとする。

3. 防災関係機関の事務又は業務の大綱

(1) 東根市

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東根市	1 東根市防災会議に関する こと 2 自主防災組織の育成 及び指導 3 防災に関する調査研 究、教育及び訓練 4 防災に係る気象、地 象及び水象の観測、予 報その他の業務に関す る施設、設備及び組織 の整備並びに災害の予 警報伝達の改善 5 防災意識の高揚及び 災害安全運動の啓発。 6 通信施設及び組織の 整備 7 水防、消防、救助そ の他の災害応急に関す る施設及び組織の整備 並びに物資及び資機材 の備蓄 8 治山治水その他市域 の保全 9 建物の不燃堅ろう化 その他都市の防災構造 上の改善、災害危険区 域の指定及び対策 10 災害発生の防ぎよ又 は拡大防止のための措 置 11 企業の防災力向上に 関する指導啓発及び災 害ボランティアに関す る啓発 12 その他必要と認めた 措置	1 東根市災害対策本部 の設置及び運営 2 指定地方行政機関の 長等及び県知事に対す る職員の派遣要請、並 びに他の市町村長に対 する応援の要請 3 県知事の委任を受け て行う、災害救助法に 基づく被災者の救助 4 損失及び損害補償並 びに公的徴収金の減免 等 5 災害情報の収集及び 災害広報 6 災害予警報等の情報 伝達及び避難勧告等並 びに警戒区域の設定 7 被災者の救助 8 消防活動及び浸水対 策活動 9 緊急輸送の確保 10 ライフラインの確保。 11 公共土木施設、農地 農業用施設及び林地・ 林業用施設等に対する 応急措置 12 農産物、家畜、林産 物及び水産物に対する 応急措置 13 食料その他の生活必 需品の需給計画 14 災害時の清掃、防疫 その他保健衛生の応急 措置 15 被災児童及び生徒に 対する文教対策	1 被災者のための相談に 関すること 2 見舞金等の支給等に 関すること 3 雇用の安定に関する こと 4 生活関連物資の需 給・価格状況の調査等に 関すること 5 住宅対策。 6 租税の特例措置に関 すること 7 被災産業に対する金 融対策 8 公共施設等の災害復 旧に関すること 9 その他必要と認めた 措置

		16 被災要配慮者に対する相談及び援護 17 その他必要と認められた措置	
東根市 消防本部	1 災害に対する予防、防ぎよ、拡大防止対策に関すること 2 消防資機材等の整備充実と訓練の実施に関すること	1 災害時における人命救助対策に関すること 2 災害時における危険物等の災害防止対策に関すること	
東根市 消防団	1 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備、並びに物資、資機材等の備蓄に関すること 2 防災に係わる教育及び訓練に関すること	1 消防、水防その他応急処置に関すること 2 被災者の救護、救助その他保護に関すること	

(2) 山形県

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県	1 山形県防災会議に関すること 2 防災関係機関相互の総合調整 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現 4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備並びに災害の予報及び警報の伝達の改善 5 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること	1 山形県災害対策本部の設置及び運営 2 防災関係機関相互の総合調整 3 東根市の実施する被災者の救助の応援及び調整 4 自衛隊の災害派遣要請 5 指定行政機関に対する職員の派遣要請 6 建設機械及び技術者の現況把握並びにその緊急使用又は従事命令 7 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること	1 被災者のための相談 2 見舞金等の支給等に関すること 3 雇用の安定に関すること 4 生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関すること 5 住宅対策 6 租税の特例措置に関すること 7 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策 8 公共施設等の災害復旧に関すること

	<p>6 防災に係る教育及び訓練</p> <p>7 通信施設及び組織の整備</p> <p>8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄</p> <p>9 治山治水その他県土の保全</p> <p>10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策</p> <p>11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止</p> <p>12 在宅の災害時要配慮者対策</p>	<p>8 応急措置のための財産又は物品貸付け</p> <p>9 東根市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助</p> <p>10 災害救助法に基づく被災者の救助</p> <p>11 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達</p> <p>12 災害広報</p> <p>13 緊急輸送の確保</p> <p>14 ライフラインの確保</p> <p>15 公共土木施設、農地 ・農業用施設及び林地 ・林業用施設等に対する応急措置</p> <p>16 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置</p> <p>17 食料その他の生活必需品の需給調整</p> <p>18 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置</p> <p>19 被災児童及び生徒に対する応急の教育</p> <p>20 被災要配慮者に対する相談及び援護</p> <p>21 その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること</p>	
<p>山形県 警察本部 (村山警察署)</p>	<p>1 災害警備用の装備、資機材及び地震対策用の交通安全施設の整備充実</p> <p>2 災害警備の教養訓練</p> <p>3 防災広報</p>	<p>1 災害情報の収集</p> <p>2 被災者の救助及び避難誘導</p> <p>3 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保</p> <p>4 行方不明者の調査及び死体の検視</p> <p>5 犯罪の予防・取締り</p>	

		、混乱の防止その他秩序の維持に関すること	
--	--	----------------------	--

(3) 指定地方行政機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
農林水産省 東北農政局 山形県拠点		1 災害時における応急食料の供給に関すること	
山形 森林管理署	1 治山事業、地すべり対策事業及び保安林整備管理事業の実施に関すること 2 防災教育及び防災訓練の実施並びに森林火災の防止に関すること	1 災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関すること	1 林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること
東京航空局 山形空港出張所	1 山形空港における航空保安・航空輸送事業及びその他航空に係る事業の防災訓練に関すること	1 山形空港における国所管の航空保安施設の管理運用に関すること	1 山形空港の災害復旧事業の指導援助に関すること
東北財務局 山形財務事務所			1 金融機関の業務運営の確保に関すること 2 県及び市町村の災害対策に係る地方債に関すること 3 県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関すること 4 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関すること
東北運輸局 山形運輸支局	1 運輸関係事業の防災体制を確立するための指導及び防災訓練の実施並びに安全確保に関すること	1 災害情報の収集連絡及び伝達に関すること 2 緊急輸送船舶及び車両のあっせん並びに航海、公益、確保、輸送の命令に関すること	1 復旧用資機材の輸送に係る指導及び援助に関すること

山形地方 気象台	1 防災教育、防災思想の普及及び防災訓練への参画並びに気象業務施設の整備に関する事 と	1 災害に関する諸現象の観測通報、予報、注意報、警報及び情報の作成、発表及び伝達並びに資料の収集及び提供に関する事 と	1 災害時の異常現象調査報告に関する事 と
東北地方 整備局 山形河川国 道事務所	1 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識高揚、防災知識の普及に関する事 と 2 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関する事 と 3 災害危険箇所における河川、砂防、道路施設等の防災事業推進に関する事 と 4 重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関する事 と 5 官庁施設の災害予防措置に関する事 と。 6 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関する事 と	1 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事 と 2 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事 と 3 建設機械及び技術者の現況把握に関する事 と 4 緊急時災害派遣隊（TEC-FORCE）による災害対策用機械（排水ポンプ車・照明車など）の派遣要請や復旧資材の貸与に関する事 と 5 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関する事 と 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事 と	1 二次災害の防止及び迅速な復旧に関する事 と
村山 労働基準 監督署	1 大規模な爆発、火災等の労働災害の原因となるおそれのある災害の防止に関する事 と	1 災害応急工事等の監督指導、二次災害発生の防止に関する事 と	1 災害復旧工事等の監督指導、被災事業場の操業再開時における災害防止に関する事 と

(4) 自衛隊

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 (第六師団)	1 防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資機材等の整備点検に関する事	1 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関への連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関する事 2 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関する事 3 診察、防疫、病虫害防除等の支援に関する事 4 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関する事 5 危険物等の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関する事	1 自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受託に関する事

(5) 指定公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
日本郵便株式会社 (東根郵便局)	1 災害発生時の郵政事務の運営確保体制の整備に関する事	1 災害発生時における被災者情報、被災状況等の提供に関する事 2 車両提供、広報活動に関する事 3 被災者に対する郵便はがき及び郵便書簡の無償交付に関する事	1 市に対する簡易保険及び郵便年金積み立て金の融資に関する事

[R2 改正]

		<ul style="list-style-type: none"> 4 被災者の救助を行う市等にあてた救助用物資の小包及び救助用又は見舞い用の現金書留の料金免除に関する事 5 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事 6 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関する事 	
東日本電信電話(株)山形支店	1 高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 1 気象警報の伝達に関する事 2 災害時における通信の確保、利用調整に関する事 3 災害用伝言ダイヤル「171」に関する事 4 特設公衆電話の設置に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関する事 2 電気通信施設の災害復旧に関する事。
東北電力ネットワーク(株)(最上村山営業所)(天童電力センター)	1 発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関する事	1 災害時における電力供給の確保及び調整に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 1 電気料金の支払いに係わる案件に関する事(最上村山営業所) 2 電力供給施設の災害復旧に関する事(天童電力センター)
日本通運(株)山形支店山形物流事務所		<ul style="list-style-type: none"> 1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関する事 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関する事 	
東日本旅客鉄道(株)さくらんぼ東根駅	1 線路及び建設物の警備、維持及び管理に関する事	1 送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関する事	1 線路等鉄道施設の災害復旧に関する事

[R2 改正]

	2 鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関すること	2 列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関すること 3 気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等応急体制の確立に関すること 4 災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関すること	
日本銀行 山形事務所		1 通貨の供給の確保に関すること 2 金融機関による非常金融措置の実施に関すること 3 各種金融措置の広報に関すること	
日本 赤十字社 山形県支部		1 災害時における傷病者の医療救援に関すること 2 赤十字ボランティア活動の指導に関すること 3 義援金の募集受付に関する事項 4 被災者に対する救援物資の配分に関すること	
日本放送協会 山形放送局	1 災害予防の放送に関すること	1 気象予報、注意報、警報、災害情報等の放送に関すること 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること	1 放送施設の災害復旧に関すること
東日本高速道路(株) (東北支社山形管理事務所・山形工事事務所)	1 高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線（以下「東北中央道という。）の災害防止に関すること	1 災害時の東北中央自動車道における輸送路の確保に関すること 2 災害時における緊急車両の通行料金免除に関すること	1 東北中央自動車道の災害復旧に関すること

(6) 指定地方公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形放送(株) (株)山形テレビ (株)テレビユー山形 (株)さくらんぼ テレビジョン (株)エフエム山形	1 災害予防の放送に 関すること	1 気象予報、注意報、 警報、災害情報等の放 送に関すること 2 救援奉仕活動、奉仕 団体等の活動に対する 協力に関すること	
山交バス(株) 本 社 第 一 貨 物 株 式 会 社		1 災害時における自動 車輸送の確保及び緊急 輸送の実施に関するこ と	
東根市医師会		1 災害時における医療 救護に関すること	
土地改良区	1 水門、水路、ため池 及び農道、その他農業 用施設の整備及び維持 管理に関すること	1 農地及び農業用施設 の被災状況調査に関す ること	1 農地及び農業用施設 の災害復旧事業に関す ること

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害応急対策・災害復旧等
北 村 山 公 立 病 院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における傷病者等の医療救護に関すること
東根市外二市 一町共立衛生 処 理 組 合	1 災害時におけるし尿処理に関すること 2 災害時の生活ごみ等の処理に関すること 3 災害廃棄物の処理に関すること
東根市商工会	1 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること 2 救助用物資の確保についての協力に関すること 3 復旧資材の確保についての協力及び斡旋に関すること
農業協同組合 森 林 組 合 等 農林関係団体	1 共同利用施設の応急対策に関すること 2 共同利用施設の復旧に関すること 3 肥料、飼料等の応急確保 4 被災組合員に対する融資及びあっせんに関すること
一 般 運 輸 事 業 者	1 災害時における緊急輸送の確保に関すること
危 険 物 等 関 係 施 設 の 管 理 者	1 災害時における危険物等の保安措置に関すること
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること 2 福祉救援ボランティアに関すること

[R2 改正]

病院等経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関すること 2 災害時における収容患者の避難誘導に関する事項 3 被災負傷者等の収容に関すること 4 災害時における医療、助産等の救護に関すること 5 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設 経 営 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関するこ と 2 災害時における収容者の避難誘導に関すること
建設業協会等 建 設 業 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災対策資機材、人員の確保に関すること 2 障害物の除去等災害応急、復旧対策に関すること
(社)山形県 LP ガス協会 北村山支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 液化石油ガス消費設備の安全指導に関すること 2 応急燃料の確保に関すること 3 被災地に対する燃料の供給に関すること
自主防災会、 町内会等、 自治組織	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における自主防災会活動に関すること 2 地域における住民の防災意識の高揚に関すること 3 市が実施する応急対策についての協力に関すること
婦人会等文化 事業団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が実施する応急対策についての協力に関すること
その他公共的団体及 び防災上重要な施設 の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関する こと

第3章 東根市の概況

1. 自然環境

(1) 位置

東根市は、山形県の中央部、村山盆地に位置し、東は仙台市、南は山形市・天童市に隣接しており、また、東北中央自動車道及び国道13号、48号、287号が通り、山形新幹線さくらんぼ東根駅や山形空港が所在するなど県内交通の要衝となっている。

(2) 緯度及び経度（市庁舎）

東経 140° 23′ 40″

北緯 38° 25′ 42″

(3) 面積

面積 206.94 km²

東西の距離 22.5 km

南北の距離 14.3 km

標高 121 m（市庁舎）

(4) 地形

東根市は村山盆地の北部に位置し、市内を流れる白水川、村山野川、乱川により形成された複合扇状地である乱川扇状地と市域の約3分の2を占める東部山岳地帯からなっている。

(5) 地質

東部山岳地帯は奥羽山系に属し、中新世及び第四紀火山噴出物が広く分布する。

乱川扇状地は、第三紀層であり、表層は黒色粉末状で火山灰性のロームと思われる。

(6) 気候

奥羽山脈・朝日山地に囲まれ、海洋から全く遮断された村山盆地は、際立った内陸性気候の特徴を持っている。すなわち、寒暖の差がかなり大きく、平均気温は11.6度（H12）だが、これまでの最高気温は37.0度（H30）、最低気温は-15度（H30）となっている。また、年間最多降水量は1,377mm（H18）である。

- (※参考) 資料編
- ・東根市内における主な災害記録
 - ・気象概要

2. 社会環境

(1) 人口と世帯 (令和2年国勢調査10月1日現在)

人 口	世 帯 数	人 口 密 度	1世帯当たり人口
47,682人	16,573人	230.4人	2.9人

(2) 各地区別世帯数及び人口 (令和4年3月1日現在)

地 区 名	総 数	東 根	東 郷	高 崎	神 町	大 富	小田島
世帯数(戸)	18,336	7,468	978	482	4,830	1,560	1,186
人口(人)	47,777	19,278	2,650	1,338	13,109	4,405	3,341
1世帯人口(人)	2.6	2.6	2.7	2.8	2.7	2.8	2.8
構 成 比	100.0	40.3	5.5	2.8	27.4	9.2	6.9
地 区 名	長 瀬	自衛隊					
世帯数(戸)	699	1,133					
人口(人)	2,126	1,440					
1世帯人口(人)	3.0	1.3					
構 成 比	4.5	3.1	※自衛隊(官舎・営内)				

(3) 昼夜間人口 (令和2年国勢調査)

(人)

夜間人口	昼間人口	流入人口	流出人口	市内就業者	他市から従業(入)	他市で従業(出)
47,682	48,808	12,354	11,228	20,928	12,139	10,825

(4) 産業別人口 (令和2年国勢調査)

産業別	第一次産業	第二次産業	第三次産業
人口(人)	2,832	7,785	13,995
割合(%)	11.5	31.6	56.8

第4章 予想される被害等の状況

1. 概要

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、災害発生によるその被害の特徴、想定被害量及び災害との関連を示して、より具体的な予防対策の推進を図る。

2. 地震による被害想定

- (1) 市地域防災計画が、阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震クラスの内陸型地震や東日本大震災のような地震が発生した際にも有効に機能するようにすることは重要な課題であり、そのためにはこのような大規模地震が県内に発生した場合の被害を想定することが必要である。

このような観点から、平成8年度から平成9年度の2ヵ年にわたり、県が実施した「山形県地震対策基礎調査」における調査報告書及び山形盆地断層帯被害想定調査をもとに、想定被害量を設定するものである。

- (2) 震源域は「新編日本の活断層（東京大学出版会）」における活断層の分布状況等を考慮し、本市を含む村山地域は「山形盆地断層帯の長期評価（地震調査研究推進本部地震調査委員会）」の断層帯を以下のとおり設定するものとする。

ア 想定地震

種類	想定地震名	地震規模(マグニチュード)	起震断層長さ
内陸型地震	山形盆地断層帯地震	7.8程度	約60 km

イ 発災ケース

過去の地震の例などから、地震発生の季節や時刻によって被害想定が異なってくることが考えられるため、報告書により、在宅の状況、積雪の有無、火気の使用状況等の条件の異なる3つのケースを設定する。

	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
風速 (m/S)	1.4	1.4	1.5
風向	南西	南西	北
屋根の積雪量(cm)	30	30	なし

3. 風水害の被害の状況

前章において記述したように市内の平野部は、複合扇状地であり台風や集中豪雨等により、東部山間部の土砂災害や平野部の洪水、最上川の水位上昇に伴うバックウォーターの発生等、災害記録上においても多くの被害が残っている。

また、暴風雨や台風などの風による被害については、人家に被害を及ぼす被害は比較的少ないが、本市の特産物である果樹に対しては、果実の落下や樹木の枝折れ、ビニールハウスの倒壊など大きな被害をもたらしている。

- (※参考) 資料編 ・山形盆地断層帯位置図
 ・東根市内における主な災害記録

山形盆地断層帯地震被害想定（東根市）

	発災ケース			兵庫県南部地震 (兵庫県)
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間	
地震規模	M7.8			M7.2
震度	震度4～7			震度4～7
建物全壊	1,769棟 9.7%		1,433棟 7.9%	92,877棟 4.8
建物半壊	2,380棟 13.0%		2,167棟 11.9%	99,829棟 5.2%
出火	18件	7件	2件	256件
建物焼失	20棟 0.07%	8棟 0.05%	2棟 0.01%	7,119棟 0.4%
死者	89人 0.20%	108人 0.25%	68人 0.15%	5,480人 0.1%
負傷者	925人 2.1%	1,054人 2.5%	773人 1.8%	34,900人 0.6%
全半壊建物罹災者	10,024人 22.8%	9,995人 23.4%	8,659人 19.7%	詳細不明
避難所生活者 (ピーク時)	4,728人 10.8%	4,709人 11.0%	3,996人 9.1%	32万人 5.6%
上水道断水世帯	10,487世帯 96.5%		10,475世帯 96.3%	130万人 阪神地区
停電世帯	3,911世帯 34.5%		3,687世帯 32.5%	100万人 阪神地区
電話不通世帯	3,763世帯 24.8%		3,471世帯 22.5%	29万人 阪神地区

(資料：山形盆地断層帯被害想定調査報告書)

注1) 人口及び世帯数は、平成12年国勢調査の統計資料による。

注2) 建物棟数は、平成16年課税台帳等による。

注3) %表示は、評価対象の全数(市内全建物数、総人口、総加入世帯数)に対する被害数の割合

注4) 阪神・淡路大震災の事例は、H7.6.7現在の数字

注5) 死者数は、地震後しばらく経過してからの発病や過労等による震災関連死を含まない。

第2編 震災対策編

第1章	災害予防計画	18
第2章	災害応急計画	84
第3章	災害復旧・復興計画	190

第 1 章 災害予防計画

第1節 基本方針

1. 基本方針

この計画は、減災の考え方を基本に大地震による災害の未然防止と被害の軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために事前に実施すべき防災対策について定めるものである。

2. 地震災害対策の具体的方針

- (1) 住宅、公共施設、設備等の耐震化を推進する。
- (2) 地震災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る。
- (3) 自主防災組織を育成し、地域の防災力を高める。
- (4) 地震発生時に、速やかに災害対策活動ができる体制づくりを進める。
- (5) 被災時の速やかな支援活動のための体制づくりを進める。
- (6) 災害に強いライフラインの整備を進める。
- (7) 総合的、計画的に地震災害対策を実施する。
- (8) 市地域防災計画の見直し等、対策の強化を図る。
- (9) 各種マニュアルの策定及び見直し等対応能力の向上を図る。

第2節 防災知識の普及計画

1. 計画の概要

市及び防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員等に行う防災教育及び地域住民に対する自主防災意識の普及・啓発について定める。

2. 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 市における防災教育

ア 市は、職員に対し、防災関係法令、関係条例、市地域防災計画及び震災時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

イ 市は、年1回以上を目標に、防災関係者等を対象として、災害に関する有識者、災害対応経験者等による防災講演会又は県実施の出前による防災講話を開催し、防災意識の向上を図る。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施する他、県及び市が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加するものとする。

3. 一般住民に対する防災知識の普及

市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るものとする。

さらに、大規模な地震が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することは困難であり、住民自らの防災意識と行動が重要となることから、市は、防災訓練や啓発活動等を通し、一般住民に対する防災知識の普及を図る。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

(ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等[※]の備蓄（ローリングストック法[※]の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
 - (オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料品の備蓄
 - (カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
 - (キ) 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）
 - (ク) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - (ケ) 災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
 - (コ) 起震車や県防災学習館等による地震の疑似体験
- イ 地震発生後の行動等についての啓発事項
- (ア) 緊急地震速報発表時の行動
 - (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
 - (ウ) 自らの身を守る安全確保行動
 - (エ) 津波発生時の行動
 - (オ) 自動車運転時の行動
 - (カ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
 - (キ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
 - (ク) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - (ケ) 応急救護の方法
 - (コ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
 - (サ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
 - (シ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
 - (ス) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - (セ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）
- (2) 啓発方法
- 市は、市報、パンフレット、リーフレット、ホームページ、ポスターの配布等により、防災知識の啓発活動を推進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努める。
- また、地域における自主防災組織、各種団体等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通して防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。
- さらに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- (3) 住民の責務
- 住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

4. 学校教育における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

市は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、地震発生時に起こる危険や災害時の対応等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。また、市は、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ア 児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児童・生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 市教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、防災対策の基礎知識、気象状況等児童生徒の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 学校長は、教職員が地震災害時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に、各人の任務、防災関連設備の定期点検及び応急措置等に関する校内研修を行う。

5. 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震等が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害への備えについての啓発事項

(ア) 施設の安全点検

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

(エ) 自動車へのこまめな満タン給油

(オ) 本県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

(カ) 地域住民との協力体制の構築

イ 災害予想区域図の周知

市は、国及び県と連携し、想定される被害の危険区域及び避難場所、避難経路を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアルを作成し、事業所に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや建物の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努め

[R4改正]

るとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 特別警報、警報、注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
- (エ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (オ) 応急救護の方法
- (カ) 通信システムの適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (ク) ライフライン途絶時の対策
- (ケ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (コ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」における暴力は許されないという意識

(2) 啓発方法

市は、市報、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や防災ビデオの貸出し、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

併せて、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・解放を自衛防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を推進する。

6. 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設及び病院・福祉施設、ホテル及び大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火・防災管理者及び危険物保安監督者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の整備及び地域との連携強化による災害時の協力体制の強化を促進する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、

[R3 改正]

高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設)の施設管理者は、災害時の応急対策について従業員等に周知徹底するとともに、施設の特徴をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設等は、災害時に自力で避難することが健常者に比べ困難な病人、けが人、高齢者、障がい者及び要配慮者等が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院、入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から災害時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル、旅館等における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員等に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう従業員等に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第3節 地域防災力強化計画

1. 計画の概要

災害発生時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

2. 自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

市は、災対法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

防災関係機関は、市が行う自主防災組織の育成整備活動への協力に努める。

(2) 育成の方針

市は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」（昭和54年3月23日山形県防災会議決定）に基づき、既存の自治組織を自主防災組織として育成する。

(3) 育成強化対策

ア 市は、自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

(ア) 編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

a 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

b 編成上の留意事項

- (a) 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討
- (b) 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
- (c) 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加
- (d) 地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB等）の活用

(イ) 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

(ウ) 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

- a 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）。
- b 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）。
- c 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）。
- d 情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）。
- e 出火防止及び初期消火に関すること（消火方法、体制等）。

- f 救出及び救護に関すること(活動内容、消防機関等への連絡)。
 - g 避難誘導及び避難生活に関すること(避難の指示の方法、要配慮者への対応、家庭動物同行避難者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等)。
 - h 給食及び給水に関すること(食料・飲料水の確保、炊き出し等)。
 - i 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること(調達計画、保管場所、管理方法等)。
- イ 自主防災リーダーの育成
- 市は、次の事項に留意し、研修の実施等により自主防災リーダーの育成に努める。
- (ア) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。
 - (イ) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー(その職務を代行しうる者)も同時に育成すること。
 - (ウ) 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること。
- ウ 訓練・研修の充実
- 災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所運営訓練等の各種訓練を行い、災害への実践的な対応力を強化するよう努める。
- また、市は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、市の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。
- エ 防災資機材の整備等
- 市は、県が実施する自主防災組織への支援事業や、財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用し、自主防災組織に対し防災資機材等の整備を促すとともに、地域防災活動の拠点(防災センター等)、消防水利(防火水槽等)及び広場(避難路、避難地等)等の整備を積極的に行うことにより、自主防災組織が災害時に効果的に活動できるよう努める。なお、整備に当たっては、緊急輸送道路上にある、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。
- オ 自主防災組織連絡協議会の設立
- 市は、自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会の設置を促進する。
- (4) 自主防災組織の活動内容
- ア 平常時の活動
- (ア) 防災に関する知識の普及
 - (イ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡
 - (ウ) 地域内における危険箇所(山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等)の点検
 - (エ) 地域内における消防水利(消火栓、小川、井戸等)の確認
 - (オ) 家庭内における防火、防災等についての啓発活動

- (カ) 地域内における情報の収集・伝達体制の確立
 - (キ) 避難地及び医療救護施設の確認
 - (ク) 火気使用設備・器具等の点検
 - (ケ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
 - (コ) 各種防災訓練（情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等）の実施等
 - (ク) 在宅の要配慮者に関する情報の把握等
- イ 災害発生時の活動
- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
 - (イ) 地域住民の安否の確認
 - (ウ) 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力
 - (エ) 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達
 - (オ) 地域住民に対する避難指示等の伝達
 - (カ) 避難誘導活動の実施
 - (キ) 要配慮者の避難活動への支援
 - (ク) 避難生活の指導、避難所の運営への協力
 - (ケ) 給食・給水活動及びその協力
 - (コ) 救助物資等の配布及びその協力
 - (ク) 他地域への応援等
- (5) 関係団体との連携
- 自主防災組織は、次により、女性防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。
- ア 女性防火クラブとの一体的な活動体制づくり
- イ 少年消防クラブ等の育成強化への協力
- ウ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体と連携した要配慮者支援の実施
- (6) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
- ア 自発的な防災活動の推進
- 自主防災組織など一定の地区内の住民及び該当地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを「地区防災計画」の素案として東根市防災会議に提案するなど、市と連携した防災活動を行う。
- イ 地区防災計画の策定促進
- 自主防災会は、地域コミュニティにおける自助・共助の醸成、及び地域防災力の向上を図るため、地区の特性をふまえた自発的で効果的な「地区防災計画」の策定に努める。
- 市は、計画の策定を促進させるため、防災関係機関と等と連携して、自主防災会に対し、計画策定に係る指導・助言を行うものとする。

[R2 改正]

ウ 地区防災計画の設定

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3. 企業（事業所）等における防災活動の促進

市は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定を推進する。また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業における防災に関する取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

(1) 企業（事業所）等における自衛消防組織の育成

ア 育成の方針

次の施設を管理する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

- (ア) 高層建築物及び旅館等、多数の人が出入し又は居住する施設
- (イ) 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- (ウ) 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防災活動を行う必要がある施設

イ 育成強化策

(ア) 消防法に基づく指導

消防機関は、多数の者が出入、勤務、又は居住する防火対象物、一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画、予防規程の作成が義務付けられている施設について、法令に基づき、適正な措置が講じられるよう指導する。

特に、多数の者が出入りする小規模ビルや商業施設においては、地震災害特有の対応事項を含めた防災管理が適正に実施されるよう指導を徹底する。また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

(イ) 自衛消防組織の整備促進に向けた理解の確保

市は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務付けられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう関係者の理解確保に努める。また、これらの施設について、自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により、自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及

[R3 改正]

び消防技術の講習を行う。

ウ 自衛消防組織の活動内容

(ア) 平常時の活動

- a 防災要員の配備
- b 消防用設備等の維持及び管理
- c 家具、什器等の落下、転倒防止措置
- d 各種防災訓練の実施等

(イ) 災害発生時の活動

- a 出火防止及び初期消火活動の実施
- b 避難誘導活動の実施等
- c 救護、救助活動の実施等

(2) 企業防災の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

具体的には、災害時に中核事業を継続または早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

市は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(3) 市町村等における事業継続力強化支援計画の策定促進

県、市、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(4) 企業等における帰宅困難者対策の促進

県及び市は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

(5) 企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

[R2 改正]

4節 災害ボランティア受入れ体制整備計画

1. 計画の概要

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについての受入れ体制及び活動環境の整備について定める。

2. 一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

- ア 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- イ 救援物資、資機材等の配分・輸送
- ウ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦れきの撤去
- エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- オ 被災者の話を聞く傾聴活動

(3) 受入れ体制の整備

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入れ体制を整備する。

- ア 市災害ボランティア支援本部の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- イ 市災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- ウ 市災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- エ 市災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- オ 地域における防災意識の普及啓発
- カ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

3. 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区 分	活 動 内 容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等

[R2 改正]

介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体 (ボランティア)	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定 ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定 ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	被災宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査 ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護 ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの
歴史資料救済 ボランティア	歴史資料(文化財等)の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料(文化財等)の取扱いに関する知識を有する者

4. 受入れ体制の整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社山形県支部その他のボランティア関係機関・団体・NPOと相互の連携を図り、専門ボランティアの受入れ体制を整備するため、次の取り組みを行う。

- (1) ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。
- (2) ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。
- (3) ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。
- (4) ボランティア活動の安心感を高めるため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。
- (5) ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、受入れや調整を行う体制の整備を図る。

[R2 改正]

5. 活動環境の整備

市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入や調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第5節 防災訓練計画

1. 計画の概要

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

2. 総合防災訓練

市は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、市総合防災訓練実施要綱に基づき以下の点に留意して県に準じた各種訓練を実施する。

- (1) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等多様な主体と連携した訓練を実施すること。
- (2) 自主防災組織等をはじめ地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。
- (3) 県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。
- (4) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めると。
- (5) 総合的な防災訓練を年一回以上開催するように努めること。
- (6) 図上訓練等を実施するように努めること。
- (7) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努めること。
- (8) 家庭動物同行避難者の受入れを想定した訓練実施に努めること。
- (9) 緊急地震速報をシナリオに取り入れ、安全確保行動をとる訓練を併せて実施するなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。
- (10) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。
- (11) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めること。
- (12) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。
- (13) 訓練項目
 - ア 防災気象情報伝達訓練
 - イ 自主防災組織による初期対応訓練
 - ウ 非常招集訓練
 - エ 災害対策本部設置運営訓練
 - オ 避難誘導訓練
 - カ 災害情報収集訓練
 - キ 通信手段確保訓練
 - ク 広報訓練
 - ケ 災害ボランティア受入れ訓練
 - コ 初期消火訓練
 - サ 火災防ぎょ訓練
 - シ 道路啓開訓練（緊急道路確保訓練）

[R3 改正]

- ス 救出救助訓練
- セ 医療救護訓練
- ソ 救援物資輸送訓練
- タ ライフライン施設応急復旧訓練
- チ 給食給水訓練
- ツ その他必要な訓練

市は、上記の総合訓練をはじめ、地域特性訓練（洪水浸水害・土砂災害にかかわる避難訓練等）、水防訓練、個別訓練、地区防災訓練等より効果的な訓練を毎年1回行うものとする。

3. 図上訓練

予想される各種の災害について、主として次の応急対策の図上訓練を実施する。

- (1) 職員動員訓練及び市対策本部設置訓練
- (2) 各種災害応急対策訓練
- (3) 復旧資材・救援物資の確保及び輸送訓練
- (4) その他必要な訓練

4. 学校の防災訓練

学校管理者は、学校防災計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定するとともに、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

5. 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、災害が発生した場合の従業員等の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、市及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取入れた訓練を実施する。

6. 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 市は、訓練を行うに当たって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する資機材等及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

[R3 改正]

- (2) 市及び防災関係機関は、訓練後に訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

第6節 避難体制整備計画

1. 計画の概要

地震による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、避難体制の整備について定める。

2. 避難場所及び避難所の指定と事前周知

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地域住民等が災害による危険を事前に回避する場合及び震災による住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危機が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（以下この章において「指定避難所等」という）をあらかじめ指定し、市地域防災計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ市地域防災計画で指定した場所をいう。また、指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

イ 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ市地域防災計画で指定した避難所をいう。

(2) 指定避難所等の指定

ア 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱等に対して安全な空間とすることに努める。

イ 指定避難所については、以下の事項を満足する施設を指定する。

- (ア) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する。
- (イ) 速やかに被災者等を受入れることが可能な構造又は設備を有する。
- (ウ) 避難所の開設が必要となった場合に、迅速に開設を行うことが可能な管理体制を有する。

[R3 改正]

- (エ) 災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある
- (オ) 水害や土砂災害等の発生が予想されない区域に立地する、または、災害の発生が予想される区域であっても、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位の高さに避難者を滞在させることが可能である施設
- なお、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。
- ウ 地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等が歩いて避難できる程度の近傍に確保する。
- また、一旦避難した指定避難所等に更に危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救急・輸送用のヘリコプター離発着等）等を考慮した避難圏域を指定する。
- エ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や、断水、停電等による避難者を含む）をすべて受け入れられる面積を確保すること。また、スキー場等観光客の多い地域では、これらの観光客の収容も考慮して指定避難所を整備すること。
- 《参考》
- 阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難場所で1～2㎡/人程度、避難所で3㎡/人程度が目安とされている。
- オ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。
- カ 都市公園等を避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の延焼の拡大を考慮した広さを確保すること。
- キ 危険物等を取扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。
- ク 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。
- ケ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。
- コ 指定避難所の指定場所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外とすること。
- 但し、やむを得ず土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に避難所を指定する場合は、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物とすること。
- サ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地区住民等の関係者と調整を図ること。
- シ 指定避難所となる施設等の建築物において、あらかじめ必要な機能を整備し、備蓄場所の確保や通信設備の整備を進めること。
- また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- ス 指定管理者施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

[R2 改正]

セ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家・ボランティア等との定期的な情報交換に努めること。

(3) 避難路の設定及び安全確保

市は、指定避難所等に至る避難路を設定するとともに、その安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア 指定避難所等へ至る主な避難路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めるとともに土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

イ その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

(4) 指定避難所等及び避難方法等の事前周知

市は、指定した指定避難所等について、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

ア 避難誘導標識、避難場所案内板等の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

国、県及び市は災害種別一般図記号を使った指定避難場所標識の見方に関する周知に努める。

イ 広報紙、防災マップ、チラシ配布

防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

ウ ホームページへの掲載

エ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當な場合があること。

また、マニュアルの作成、訓練を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

3. 避難指示等発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

市は、災害時に適切な避難指示等ができるようあらかじめ明確な判断基準の設定に努

[R3 改正]

める。また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

(2) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

市は、避難指示等及び土砂災害についてはそれらの発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

4. 指定避難所等に係る施設・設備、資機材等の整備

市は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備及び資機材等の整備に努める。

(1) 指定避難所等及び避難路の耐震化

(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。

(3) 市は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者に配慮した施設、設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手するテレビ・ラジオ等の機器の整備に努めるものとする。

(4) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具の配備

(5) 要配慮者、女性及び子どもに配慮した資機材等の整備

(6) 要配慮者に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備や、避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備

(7) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備

(8) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備

(9) 避難所における良好な生活環境の確保

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

[R4 改正]

5. 避難行動要支援者の避難支援計画

市は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成するとともに、自主防災会・自治会等や民生委員・児童委員等と連携し、個別避難計画を継続的に整備する。

6. 避難誘導體制の整備

市は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

7. 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 地域の実情に応じた避難所等、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法

イ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

ウ 集団的に避難する場合の避難場所等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法

エ 災害時における施設利用者の受入れに関する他施設との協定等

オ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の所有者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品の転倒防止策を講じるとともに、あらかじめ次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難場所等に係る市との事前調整

8. 福祉避難所の指定

市は、指定避難所内の一般避難者スペースでは生活することが困難な障がい者・医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、次の事項に留意し、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。

(1) 相談等に当たる介助員等の配置（概ね10人の対象者に1人）

(2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備

(3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗品等の整備

[R4 改正]

指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等、受入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保にいて配慮する。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋を区分する等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するように努める。

第7節 救助・救急体制整備計画

1. 計画の概要

大規模地震が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

2. 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに市又は消防機関、警察機関に通報するとともに、これら防災関係機関の避難指示等を速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平時において、消火活動や救助・救急活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要な資機材を、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

3. 市の対策

(1) 住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。

また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立しておく。

(2) 民間等による救助・救急支援体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等体制の整備に努める。

(3) 消防機関の救助・救急体制の整備

ア 常備消防機関

消防機関は、救助隊員、救急隊員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動が行われるよう教育訓練を行うとともに、専任率の向上を図る。また、救急隊員としてより高度な応急処置を行うことができる救急救命士の養成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救助・救急用資機材の整備に努める。

イ 消防団

市は、消防団活動に参加しやすい環境整備（機能別分団・団員、大学生団員、女性団員の拡充等）による消防団員の加入促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実に努めるとともに、地域住民と協力して一人でも多

[R3 改正]

くの人員で救助・救急活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。なお、日中地域外で就業している消防団員の参集・活動体制の充実強化を進める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救助・救急用資機材の整備に努める。

(4) 連携体制の整備

ア 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、市及び消防組織は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関及び県等は適切に情報交換できる体制を整備するなど、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するように努める。また、初期活動からの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。

イ 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶した場合に備え、アマチュア無線を活用した通信について協力が得られるよう、東根市アマチュア無線クラブと協議し、その方法や体制の整備を図る。

また、市内のタクシー会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制の整備を図る。

(5) 救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるので、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策について、警察機関や道路管理者と協議し定めておく。

(6) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入れの確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

(7) 応援受入れ体制確立

同時多発災害が発生し、本市の組織のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく県、他市町村の消防機関、警察及び自衛隊等への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆け付ける関係機関の受入れ体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

第8節 火災予防計画

1. 計画の概要

地震による二次災害としての火災発生の未然防止と被害の軽減を図るために実施する火災予防体制の整備等について定める。

2. 出火防止対策

(1) 一般対策

ア 市は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に努める。

イ 市は、火災の発生を防止するため、建築物の内装材料等の不燃・難燃化を指導する。

ウ 市は、飲食店、百貨店等の不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多量の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

(2) 家庭に対する指導

市は、地域の自主防災組織、消防団等の防災関係団体を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器等の整備と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性等を周知徹底する。

ア 地震発生時の対策

(ア) 使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。

(イ) ガスにあっては、元栓を締める。

(ウ) 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

イ 平常時の対策

(ア) 消火器、消火バケツ等の消火用器材の設置

(イ) 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理

(ウ) 危険物及び可燃物等（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

(3) 防火対象物に対する指導

市は、消防法に基づき防火管理を行わなければならない防火対象物について防火管理者を必ず選任させる。

(4) 防火対象物定期点検報告制度等の実施指導

消防機関は、特定防火対象物（映画館、風俗営業店、飲食店、百貨店、旅館・ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの）で、収容人員が一定規模以上のもの若しくは特定用途の防火対象物のうち避難が困難なものについては、防火対象物点検報告制度に基づく点検報告を実施させ、点検済証（セイフティマーク）を表示することにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

3. 消防用設備等の適正な維持管理指導

(1) 市は、病院、社会福祉施設等要配慮者が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防用設備等の適正な設置を指導する。

また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

(2) 市は、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

[R3 改正]

4. 初期消火体制の強化

(1) 自主防災組織の対策

ア 自主防災組織は、火災の発生状況を、速やかに消防機関に通報する体制を確立する。

イ 自主防災組織は、消火器、消火栓等を使用した初期消火活動計画を定めるとともに、消火訓練等を通じてこれらの使用方法を習得しておく。

(2) 消火訓練の実施

市は、防火管理者をおく事業所に対しては、東根市消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料の配布等により、初期消火体制を強化する。

5. 消防施設等の整備

(1) 市による整備

ア 市は、東根市消防計画に定めるところに従い、消防力の整備指針を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

イ 市は、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、耐震性貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

(2) 防火管理者による整備

消防法第8条に定める防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

(3) 自主防災組織における整備

市は、各種補助事業、助成事業等を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

第9節 医療救護体制整備計画

1. 計画の概要

大規模災害時に発生する多数の傷病者に対して、困難な条件下で適切な医療を提供するため市及び医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

2. 災害時の医療関係施設の役割

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する被災地内の医療関係施設等においては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先の目的として医療救護活動にあたるものとする。

(1) 医療救護所

医療救護所は、市が設置し、傷病の程度に応じて適切な処置や搬送を行うためにトリアージと応急処置を行う。また、傷病者等の医療機関等への搬送は消防署が行う。

(2) 一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む）

一般の医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

(3) 救急告示病院

救急告示病院は、可及的速やかに被災傷病者やその他救急患者への医療を行うほか、被災地の救護活動が長期化した場合、他の救急告示病院や県医師会などの関係機関と連携・協力を図りながら医療救護班の派遣を行う。

(4) 災害拠点病院等

災害拠点病院及び山形大学医学部附属病院等は、重症傷病者等の受入れや広域搬送に対応するほか、医療救護班の派遣を行う。

(5) 災害拠点精神科病院

災害拠点精神科病院は、急性期の精神障がい者の優先受入れやトリアージ対応、患者の広域搬送の調整、D P A T活動を指揮・統括する拠点設置及び他機関との連絡調整を行う。

(6) D M A T（災害派遣医療チーム）指定病院

D M A T指定病院は、県の要請により、D M A Tを被災地内外に派遣する。派遣されたD M A Tは、県の要請等により、県外から派遣されたD M A Tとともに被災地内外での現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送を行う。

(7) D P A T（災害派遣精神医療チーム）指定病院

D P A T指定病院は、県の要請により、D P A Tを被災地内外の災害拠点精神科病院に派遣する。派遣されたD P A Tは、県の要請等により、県外から派遣されたD P A Tとともに、被災地内外での精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援等を行う

3. 医療関係施設の整備等

(1) 医療関係施設等の整備

市及び医療施設、医療関係団体は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を図る。

[R2 改正]

(2) 医療救護所設置場所の確保

市は、中学校の学区毎に1カ所程度を目安として、災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ選定し、市地域防災計画に掲載して地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

4. 医療救護活動体制の整備

(1) 防災マニュアルの整備

各医療機関は、その実情に応じ、二次災害の防止、被害状況の確認、職員の参集、緊急の診療場所・患者収容場所の確保等についての防災マニュアル等を整備し、訓練による災害時の活動体制を確立するよう努める。

(2) 災害時医療救護マニュアルの整備

市は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、市、医療機関及び関係団体等の具体的行動指針となるマニュアルを整備する。

5. 医療資器材供給等体制の整備

(1) 市は、市内「災害時協定」締結業者等との連携を強化する等体制の整備に努め、災害時に医療救護所等において必要となる医薬品・医療資器材、輸血用血液製剤等を確保するよう努める。

(2) 医療資器材輸送体制の整備

県及び市は、医薬品・医療資器材・輸血用血液製剤等を傷病者の医療救護のため必要な医療機関・医療救護所に速やかに提供できるよう、物資拠点等を確保するとともに、関係団体と連携し輸送体制の確立に努める。

(※参考) 資料編 ・東根市医療機関

第10節 防災用通信施設災害予防計画

1. 計画の概要

防災関係機関が、災害発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策について定める。

2. 防災用通信施設の整備状況

(1) 山形県防災行政無線

山形県防災行政無線は、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関 82 機関を無線回線（非常用電源完備）で結び、更には、衛星通信により消防庁及び都道府県間等との通信が可能となっている。これらシステムは、従来からの電話・ファクシミリに加え、災害映像を関係機関へ伝送できるため、高速大容量伝送に備え、今後、デジタル化を進めていく。

(2) 市防災行政無線(同報系、移動系)

市は、災害発生時に住民、地域防災関係機関、生活関連公的機関等との間で、情報の収集、伝達を行うため、次の通信施設を運用中である。また、緊急地震速報等の住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）と市防災行政無線と自動放送連携している。

ア 同報系無線

地域住民に対する災害情報の迅速な周知徹底を目的として市内61箇所の屋外拡声子局と市内小・中・高校などへの戸別受信機を整備し運用している。

イ 移動系無線

現地の被害状況を把握することを目的とし、市庁舎と災害現場へ進出した職員等との相互連絡に活用するため親機を除く39機の携帯型無線機を整備運用している。

(3) サイレン吹鳴装置

市内各地区に設置してあるモーターサイレン（電子サイレン）を市消防本部より無線で遠隔操作して自動的に吹鳴し、消防団員及び消防防災機関関係者等に出動を要請する。また、消防防災の広報を行うと同時に広報内容を録音聴取し、災害発生状況を正確に周知することができる。

3. 通信設備の災害予防措置

(1) 市は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

(2) 市の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分配慮する。

ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。

イ 既存施設について、通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を

[R2 改正]

行い耐震性を強化する。

ウ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。

また、商用電源の停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに損壊の危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

エ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。

オ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

カ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制の構築を図る。

(3) 通信手段の多様化

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

県及び市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

4. 通信機器の必要数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるため、市防災行政無線（同報系）については、災害発生時孤立の危険性のある地域を重点に28箇所に双方向無線電話機を設置するとともに、現地進出用に移動系の携帯型無線機39機を運用している。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

5. 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

市は、災害時に有効な携帯電話や衛星携帯電話・衛星通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。

また、住民への伝達においても、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(2) 災害時優先電話

市は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておく。

[R2 改正]

(3) 電気通信事業者が提供する伝言サービス

市は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時の提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第11節 地盤災害予防計画

1. 計画の概要

地震によるがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市が実施する災害予防対策について定める。

2. 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 基礎調査結果の点検

市は、県の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査結果について、定期的に状況を点検し、その危険度を把握する。

特に、学校、病院及び福祉施設等をその地域に含む土砂災害警戒区域を重視する。

(2) 土砂災害警戒区域等の周知

市は、県による基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には住民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域を「土砂災害警戒区域」また、建築物に損壊が生じ住民の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定された土砂災害警戒区域等について、指定された区域毎に警戒避難体制の整備等に関する事項を定め、地域住民等に周知徹底を図る。

資料編 第5編 2土砂災害危険区域を参照。

3. 山地災害危険地区の調査・周知

(1) 調査の実施

県は、山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その結果を市に提供する。

(2) 山地災害危険地区の周知

市は、山地災害危険地区について、崩壊発生危険性、土石流等に関する情報の収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民等に周知徹底を図る。

なお、市の山地災害危険地区については、市地域防災計画資料編に明記する。

4. 地盤災害予防対策の推進

(1) 危険箇所の法指定

市は、土砂災害のおそれがある箇所等に関する情報を県に提供し、土砂災害警戒区域等の指定を要請する。

県は、危険箇所を関係法令に基づく指定箇所に指定し、一定の行為を禁止・制限する。

法 令 名	指 定 箇 所 名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域

[R2 改正]

森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成住宅防災区域

(2) 地盤沈下の防止

市は県と連携し、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

(3) 災害防止対策工事の推進

市は、法指定を受けた危険箇所の災害防止対策工事を積極的に推進する。

(4) 警戒体制の確立

市は、県と連携し、危険箇所の巡視・点検を強化して警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達するためのネットワークの整備を図る。

(5) 緊急連絡体制の確立

市は、県と連携し、緊急時における防災関係機関や自主防災組織等との連絡体制を確立にしておく。

(6) 緊急用資機材の確保

市は、県とともに、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

5. 軟弱地盤等液状化対策等の推進

(1) 地盤液状化現象等の調査研究

市は、県と連携し、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化災害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

市は、県と連携し、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

6. 災害防止に配慮した土地利用の誘導

市は、県と連携し、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進するよう努める。

7. 被災宅地危険度判定体制の確立

市は、県と連携し、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

[R3 改正]

- (※参考) 資料編
- ・ 東根市土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規則
 - ・ 東根市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付規程
 - ・ 土石流危険溪流
 - ・ 地すべり危険箇所
 - ・ 急傾斜地崩壊危険箇所
 - ・ 山地災害危険区域

第12節 孤立集落対策計画

1. 計画の概要

大規模地震により発生する土砂災害等により交通途絶するおそれのある山間部集落等の孤立化の未然防止と被害の軽減を図るため、県及び市が実施する孤立集落予防対策、並びに集落住民が自主的に取り組む予防対策について定める。

2. 市区域における孤立化が予想される山間部集落の状況

(1) 対象集落の状況 令和4年5月1日現在

集落数 (地区)	集落戸数 (戸)	集落人口 (人)	市の人口に占める 集落人口割合	市の人口 (人)
5	215	545	1.14 %	47,850

(2) 各地区別戸数及び人口

地区名	集落名	集落戸数	集落人口	地区名	集落名	集落戸数	集落人口
泉郷	入第1	22	38	沼沢	蛇木	5	15
関山	休石	36	97		土木原	8	18
	西原	50	144		平	9	19
	原宿	4	10	猪野沢	岩崎	7	23
	上悪戸	18	46		木戸口	16	30
	下悪戸	2	5		楯畑	18	47
沼沢	川原	3	7	観音寺	間木野	17	46

3. 防災資機材等の整備

(1) 連絡手段の確保

市は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、市、消防機関及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、市防災行政無線や衛星携帯電話などの通信設備並びに連絡手段となりうる資機材の整備に努める。

方式別	整備集落の状況
地域防災系（集落間通信） 市防災行政無線（アンサーバック）	泉郷地区、観音寺地区、沼沢地区、整備済み。 関山地区の一部（休石・原宿）、猪野沢地区の一部（楯畑）
同報系（一斉通報） 市防災行政無線・戸別受信機	全地区・指定避難所
衛星携帯電話	全地区未整備
携帯電話 IP無線（移動系）	全市内エリアメール及び登録制メール。 整備済み

(2) 食料等の備蓄

市は、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料等備蓄を呼びかける。

[R3 改正]

(3) 避難所の確保

市は、土砂災害警戒区域等の危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、予め住民に対し周知する。

(4) 防災資機材の整備

市は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材など確保に努める。

(5) 臨時ヘリコプター発着所の確保

孤立集落に対する救援物資の空輸又は被災者の医療機関等への搬送のため、緊急ヘリコプターが発着できる臨時ヘリポートを指定する。

ただし、当時の状況によりヘリポートが使用できない場合は、集落内の地形形状等を考慮しつつ、集落住民と協議しながら田畑等を発着場所として確保する。

(6) 要配慮者の支援体制

大規模地震が発生すれば地域によって孤立集落が発生する可能性が高く、その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要となる。

孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある集落住民を平素から把握し、孤立発生時に備える。

4. 孤立予防対策の推進

災害に強い道路網の整備については、県が行う道路防災、土砂災害危険箇所対策事業を推進し、市は、区域内の市道の安全対策など災害予防対策に努める。

また、集落住民に対し、道路に面した工作物や立木等による道路封鎖等の影響がでないよう、適切な管理について周知に努める。

5. 防災体制の整備

(1) 自主防災組織の育成

大規模災害時には、同時多発的に救急、救護事案が発生するとともに、孤立集落では、防災関係機関が現場に到着するまでに相当の時間が必要になるものと予想されることから、孤立化が予想される地域については、自主防災組織の重要性や活動要領について、防災訓練を通じて指導・育成し、活動用資機材等の整備充実を図る。

また、集落住民に対して、自主防災組織の活動に対して理解を深め、地域の避難訓練等に積極的に参加するよう啓発活動を行う。

(2) 応援体制の整備

集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう、日頃から防災関係機関と連携強化に努める。

資料編 ・ 臨時ヘリポート一覧

第13節 都市防災計画

1. 計画の概要

市街地を火災や震災等による被害から守るために、市が実施する都市計画事業等の推進について定める。

2. 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり

(1) 防火地域・準防火地域の指定

既存の密集住宅地や高度な土地利用を図る地域について、防火地域や準防火地域を指定することにより、耐火性の高い建築物を誘導し、火災に強い市街地の整備を図る。

(2) 用途地域の指定

工場、住宅等の混在する地域において、用途地域を指定することにより、建築物の用途純化を誘導し、地震発生時における火災の発生及び拡大要因を除去する。

(3) 地区計画の決定

地区計画の決定による道路用地・公園用地の確保、建築物の用途純化等により災害に強い市街地整備を誘導する。

3. 防災空間の整備による安全性の確保

(1) 公園・緑地整備事業の推進

公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として、防災上重要な役割を担っている。

そのため、主に市街地の公園・緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、外周部に植栽して緑化を行いながら、その拡充・整備に努める。

(2) 街路整備事業の推進

都市内道路の整備、拡幅等により、都市内に空間を与えて、火災の延焼を防止するとともに、緊急輸送及び避難路としての機能をも併せて確保する。

(3) 市街地開発の推進

防災上危険となる無秩序な市街地の形成を防止するとともに都市機能や防災性の向上等良好な市街地の形成を図るために民間活用も含めた土地区画整理事業等の促進に努める。

(4) 宅地開発

都市の計画的な発展と良好な市街地の整備を図るために、宅地開発に対しては、防災性及び安全性に関する指導の強化に努める。

第14節 建築物災害予防計画

1. 計画の概要

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共施設、一般建築物等の耐震性及び不燃性の強化等を促進するために、県及び市が実施する災害予防対策について定める。

2. 建築物の耐震性の確保

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

市は、大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

- ア 災害対策本部が設置される施設(市庁舎等)
- イ 医療救護活動に従事する機関の施設(病院等)
- ウ 応急対策活動に従事する機関の施設(消防署等)
- エ 避難施設(学校、体育館等)
- オ 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム、障がい福祉施設等)

(2) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市は、「山形県建築物耐震改修促進計画」（平成19年1月策定。以下「県促進計画」という。）、「山形県公共施設等耐震化基本指針」（平成17年3月策定。以下「県基本指針」という。）及び「東根市建築物耐震改修促進計画」（平成20年7月策定。以下「市促進計画」という。）に基づき、建築基準法による新耐震基準施行(昭和56年)以前の建築物を中心に、市内全域において耐震診断を実施し、必要と認められたものから、順次、改修等を推進するよう努め、老朽化の兆候が認められる指定避難所等についても、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(3) 防災設備等の整備、維持管理

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 配管設備類の耐震性の強化
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 飲料水の基本水量の確保
- (エ) 消防防災用設備等の充実
- (オ) 情報・通信システム等の耐震性能の向上等

イ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

3. 公共建築物の耐震化の促進

県及び市は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るために、「県促

[R2 改正]

進計画」、「県基本指針」、「市促進計画」に基づき、それぞれが所有又は管理する建築物について、公共建築物の耐震化（耐震診断・耐震改（天井材等の非構造部材の落下防止対策及び昇降機の耐震化を含む。以下同じ）を計画的かつ効果的に推進する。

特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進

災害対策本部、現地災害対策本部を設置する施設、警察施設、消防署、医療機関、避難所となる施設、小中高等学校、社会福祉施設などの災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するための拠点となる施設の耐震化を計画的かつ効果的に推進する。

(2) 広く住民が利用する建築物の耐震化の推進

文化施設、社会教育施設、体育施設などの広く住民が利用する施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(3) その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的に推進していく。

4. 一般建築物等の耐震化の推進

(1) 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

ホテル、大型店舗及び駅等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、耐震化に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

ア 震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用による、迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練

エ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

(2) 住宅・建築物の耐震化

ア 特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修

(ア) 県及び市は、一般建築物については、「特定既存耐震不適格建築物」（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に定める昭和56年以前に建築されたものを主な対象として、耐震診断や必要な改修を行う。

(イ) 耐震改修促進法第16条に規定する既存耐震不適格建築物についても、県促進計画、県実施計画及び市促進計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。

(ウ) 防災拠点施設等については、重要性、緊急性を考慮し、必要に応じて、耐震改修促進法第7条の要安全確認計画記載建築物に指定することで耐震化を促進する。

(エ) 耐震改修促進法22条の耐震基準適合表示制度の周知により、耐震化の意欲を喚起する。

イ 耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発

市は、次により、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐

[R2 改正]

震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。

- (ア) 木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等により、普及・啓発を図る。
 - (イ) 木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談に応ずるため、相談窓口拡充に努める。
- (3) ブロック塀、石塀等の倒壊防止
市は、県と連携し、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所等や避難経路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。
 - (4) 窓ガラス等二次部材の落下防止
市は、県と連携し、地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、市街地及び避難経路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。
 - (5) 家具・電気製品等の転倒・落下防止
市は、県と連携し、地震発生時における家具・電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒防止措置について住民に周知徹底を図る。

5. 耐震診断等推進体制の整備

- (1) 耐震診断技術者の育成・登録
市は、既存木造住宅の耐震診断等を推進するため、建築関係団体と連携し、耐震診断の講習会を開催し、県から講師派遣を受け講習会を開催し、受講した技術者を耐震診断士として認定登録する。
- (2) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立
市は、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定体制の確立に努める。
- (3) 被災宅地の危険度判定体制の確立
市は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、「被災宅地危険度判定士」を計画的に養成・登録し、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

6. 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、市は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

- (1) 既存建築物に対する改善指導
建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、百貨店、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

[R2 改正]

(2) 防火基準適合表示制度による指導

消防機関が実施する「防火基準適合表示制度」による表示マークの交付に際し、消防機関と連携して建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

7. 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋設又は流失による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないの、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、市は、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及・啓発を図る。

8. 空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。

そのため、災害による被害が予測される空き家等については、市が平常時より状況の確認に努める。

また、市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第15節 危険物等施設災害予防計画

1. 計画の概要

地震災害時における危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）による被害の発生又は拡大を防止するため、危険物施設等の施設及び設備の耐震化の推進と安全管理の強化のための対策について定める。

2. 危険物施設等の災害予防対策

危険物施設等における火災、爆発、流出等による事故は、二次災害として人命及び周辺地域等に与える危険性が大きいいため、当該施設等に立入検査を行い、徹底した安全管理と消防法の規定による技術上の基準の遵守を指導するとともに、次により災害防止、災害時対応の万全を図るものとする。

- (1) 製造所、貯蔵所、取扱所の位置、構造及び設備の把握
- (2) 危険物施設等の維持管理の適正化
- (3) 危険物施設の定期点検の指導強化
- (4) 危険物取扱者その他関係者の保安管理の指導教育
- (5) 自衛消防組織体制の確立と防災訓練の推進
- (6) 連絡体制の確立

3. 各施設に共通する安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

4. ガス等の災害予防対策

LPGガス及びその他可燃性ガスの設置等の実態を把握のうえ、当該施設の立入検査を行い、保安責任者及びその他の関係者に対して、貯蔵取扱い等における安全確保対策及び施設の保守点検並びに自主保安体制の確立等の指導を行うものとする。

5. 火薬類の災害予防対策

火薬類による火災、爆発の災害防止のために、火薬類取扱施設等の実態を把握し、必要に応じて施設の立入検査を行い、保安責任者及びその他の関係者に対して、火薬類の貯蔵、販売等の取扱い等における安全確保及び施設の保守点検並びに自主保安体制の確立等の指導を行うものとする。

6. 毒物及び劇物の災害予防対策

- (1) 毒物、劇物関係の防災上必要な事項について届出させ、これに基づき施設の実態を把握させ、防災上の不備欠陥事項について関係者を指導するとともに、施設に対する災害防止対策を検討し、災害予防を推進する。

[R2 改正]

- (2) 当該施設等に立入検査を行い、毒物、劇物の適正な貯蔵取扱いを行わせるとともに、防災管理者等による自主保安体制の確立と推進を図る。
- (3) 施設の管理者等に毒物劇物危険防止規程等の防災対策の確立を指導する。
- (4) 警察官等関係者に対して、毒物、劇物の保管箇所の周知徹底を図り、避難誘導、広報活動等の措置について万全を期する。

第16節 輸送体制整備計画

1. 計画の概要

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、市が実施する輸送体制の整備について定める。

2. 交通の確保

(1) 交通の確保

「山形県緊急輸送ネットワーク計画」に指定する路線及び市内の各主要防災拠点をネットワークする路線を、優先復旧路線として、「山形県緊急輸送道路ネットワーク計画」との整合を図りながら、緊急車両及び応急復旧対策に必要な車両の交通の確保を図る。

拠点施設としては、市庁舎、北村山公立病院、消防署、小・中学校、各地区公民館、体育館等の公共施設と併せ工業団地等を指定する。

(2) 道路施設の安全化

幅員の狭小な路線や地震で損傷を受ける可能性の高い路線については、必要な整備を順次行い、避難路及び緊急活動用道路の確保に努める。

橋梁については、老朽橋の架替え、老朽床板の打替え、補強等を推進するとともに、落橋防止装置の整備に努める。

(3) 臨時ヘリポートの指定

空輸による緊急輸送に備えて、臨時ヘリポートを指定する。

- (※参考) 資料編
- ・災害対策用臨時ヘリポート設定基準
- ・臨時ヘリポート
- ・緊急輸送道路ネットワーク計画図

3. 緊急輸送の確保

(1) 地域内輸送拠点

ア 災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、次のとおり地域内輸送拠点を指定する。

- (ア) 東根市立大富中学校
- (イ) 東根市民体育館
- (ウ) さくらんぼ東根駅
- (エ) 東根大森工業団地
- (オ) 山形臨空工業団地

イ ヤマト運輸株式会社山形主幹支店との協定に基づき、地域内輸送拠点の運営を実施する。

(2) 市有車両の緊急通行車両の事前届出

災害時における円滑な応急対策活動の実施を図るため、緊急通行車両であることの確認について、県公安委員会（村山警察署経由）に事前届出を行うものとする。

(3) 運送業者等と協定締結の推進

緊急輸送に備えて「災害時協定」を締結する等体制の整備に努め、調達可能な車両及び台数について把握するとともに、災害時の車両及び資機材の確保を図るものとする。

[R3 改正]

第17節 農地・農業用施設災害予防計画

1. 計画の概要

地震による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるようにするために実施する災害予防対策について定める。

2. 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するため、耐震基準に基づき施設の整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、市建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

3. 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道は重要度に応じて耐震設計を行い、橋梁については落橋防止装置の整備に努める。

4. 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時において、河川砂防技術基準等に基づき耐震性の向上を図る。

5. ため池施設の災害予防対策

市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、防災重点農業用ため池という）について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造等を内容とする届出を行うとともに、適正な管理に努める。

[R3 改正]

第18節 ライフライン施設の災害予防計画

第1款 上水道施設災害予防計画

1. 計画の概要

大規模な地震が発生することを想定し水道の減断水を最小限にとどめるために、市が実施する災害予防対策について定める。

2. 防災体制の整備

- (1) 東根市水道部災害対策マニュアル（平成20年3月策定）による職員への教育及び訓練
ア 災害対策マニュアルにより、迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう定期的な訓練を実施する。
イ 研修会、講習会等を計画的に開催し、地震による被害の調査、復旧計画の立案、耐震継手を有する管の施工等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。
ウ 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。
- (2) 管理図面及び災害予防情報の整備
他部局及び他事業体の応援者等が迅速に応急活動を実施できるようにするため、基本的な水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水地、指定避難地等及び想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。
- (3) 関係機関との連携及び連絡調整
応急対策が円滑に実施できるよう緊急通行車両の事前届出をし、警察との連絡調整を図る。また、災害応援協定を結んでいる東根市管工事業協同組合及び日本水道協会山形県支部との連携を強化し、万全の対応を図る。
- (4) 予備資材の確保
応急復旧時に支障が生じないよう予備資材の確保を図る。
- (5) 緊急時連絡体制の確立
災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制、応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。
- (6) 水道施設の被害想定
市は、構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、大規模地震発生時における水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき耐震整備の目標設定を行う。

3. 防災広報活動の推進

市は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民、町内会等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

(1) 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、市報を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 自主防災組織等への研修

自主防災組織に対し応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施することにより、緊急時における各地区等の支援体制の確立に努める。

(3) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄(受水槽での必要容量の確保)及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

4. 上水道施設の災害予防措置

市は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震整備及び液状化対策を推進する。

(1) 重要施設及び幹線管路の耐震整備及び液状化対策の推進

地震による被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、耐震整備及び液状化対策を推進する。

ア 浄水場、配水池等の構造物の耐震整備及び液状化対策

イ 軟弱地盤における地盤改良及び液状化対策

ウ 指定避難所及び給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化

エ 配水池容量(12時間貯水容量)の増加及び緊急遮断弁の設置

オ 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震整備

カ 老朽管路の計画的な更新、基幹配水管並びに病院及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震整備

キ 各施設の運転状況を常時監視できるテレメーターシステムの整備

(2) バックアップシステムの構築

地震による被害を最小限にするため、バックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

ア 重要施設の複数配置による危険分散の強化

イ 非常用電源の整備(二回線受電、自家発電設備)

ウ 隣接水道事業体施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築

エ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

オ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備

(3) 機械設備や薬品管理における予防対策

ア 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止

イ 震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管

ウ 水道薬品の適正な量の備蓄

(4) 二次災害の防止

市は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

5. 災害対策用資機材等の整備

(1) 応急給水用資機材の整備

市は、計画的に給水車(ポンプ付き給水車を含む。)、給水タンク、浄水装置及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

(2) 応急復旧用資機材の整備

市は、計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

6. 生活用水水源の確保

市は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪時には、給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による、給水方法を事前に検討しておく。

- (※参考) 資料編
- ・水道施設の災害に伴う応援協定書
 - ・日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」

第2款 下水道施設災害予防計画

1. 計画の概要

地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするための災害予防対策について定める。

2. 防災体制の整備

- (1) 東根市公共下水道災害対策マニュアル（平成20年3月策定）による職員への教育及び訓練

ア 災害対策マニュアルにより迅速かつ適切な応急対策が実施できるよう平常時において、総合訓練や各種訓練の場を活用する等により訓練を実施する。

イ 研修会及び講習会等を計画的に開催し、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。

- (2) ライフライン関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制の構築を図る。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、消防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制の構築を図る。

3. 広報活動

下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

4. 下水道施設の災害予防対策

- (1) 耐震性の確保

ア 耐震基準

処理場、ポンプ場及び重要幹線についてはレベル2、その他の幹線についてはレベル1の地震動に対応する構造とする。

レベル1地震動：供用期間中に発生する確立が高い地震動

レベル2地震動：供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動

イ 耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

ウ 耐震計画、設計及び施工

地震により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、下水道施設の耐震性及び安全性について計画・設計時に十分考慮する。

(ア) 管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

(イ) 処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

[R2 改正]

エ 液状化対策

液状化が発生すると予想される地域では、地盤改良又は杭基礎等により、施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講ずる。

(2) 安全確保対策

ア 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、地震発生時に被災する危険性が高い、漏水や湧水等何らかの変状が発生している箇所を把握する。

イ 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

ウ 維持修繕基準の創設

管渠のうち硫化水素による腐食のおそれの大きい箇所は、定量的な基準として5年に1回以上の点検を実施する。また、腐食のおそれの大きい箇所の点検の方法や頻度を事業計画に記載する。

(3) 長時間停電対策

ア 非常用電源の確保

下水道施設の停電対応として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定の締結を図る。

イ 燃料の確保

非常用電源及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。

なお、非常用電源の燃料は72時間分の備蓄を目標とする。

5. 災害復旧用資機材等の確保

緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材等を確保しておく。

また、独自に確保できない資材等については、一般社団法人山形県建設業協会や民間企業等と協力協定を締結することや、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び地方共同法人日本下水道事業団等の協力を得るなど広域的な支援体制の確立を図る。

第3款 その他のライフライン施設災害予防計画

1. 計画の概要

電力、電話、ガス供給等の施設の災害による被害を最小限にとどめ、日常生活及び産業活動を速やかに復旧できるようにするための災害予防対策について定める。

2. 防災体制の整備

(1) 連絡体制の確立

ア 市は、災害の発生が予想され又は発生した場合は、電気事業者（東北電力ネットワーク株式会社）、電気通信事業者（東日本電信電話株式会社）及びガス事業者（以下「ライフライン事業者」という。）、県、警察及び防災関係機関と相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡体制や窓口を確認する。

イ 被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

ウ 被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、消防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制についても検討を行う。

(2) 災害予防対策

ライフライン事業者は、施設の耐震性向上を基本として、施設の重要度を考慮し、合理的かつ効果的な災害予防対策を講じるものとする。

(3) 災害対策用資機材等の整備

ア 市は、応急措置及び早期復旧に必要な資機材等の確保に努めるものとする。合わせて、7地区公民館に設置している発電機等の使用体制の確立を図る。

イ 復旧が長期化した場合に備え、家庭生活支援のために提供する備蓄品等について、あらかじめ検討し、適正な確保に努める。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

1. 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するために実施する食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達等について定める。

2. 基本的な考え方

- (1) 市は、災害発生後しばらくの間、食料等について外部等からの支援が困難になる可能性を考慮し、公共施設建設との連動、又は大規模災害に備えた防災減災対策補助金事業を活用する等、防災用備蓄倉庫を分散設置して、この間の物資の確保対策を講ずる。
- (2) 市は独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- (3) 市は災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ市内又は近隣の関係業者等と「災害時協定」を締結する等、体制の整備に努めるとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。
- (4) 市は、住民の備蓄を補完するため、山形盆地断層帯被害調査の結果を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む）する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に対する備蓄について留意する。
- (5) 県及び市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

3. 食料等の確保品目及び方法

(1) 食料

ア 品目

年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

(ア) 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳児用粉ミルク・液体ミルク等の主食

(イ) 即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

イ 方法

市は、2の(3)及び(4)により備蓄を行うものとする。

(2) 給水体制の整備

ア 市は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、地震被害想定調査等に示された上水道断水率等を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、市は、2の(3)(4)により飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。

イ 関係団体等と給水に関する情報ネットワークを整備する等、情報の共有化に努める。

[R2 改正]

(3) 生活必需品

ア 品目

高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

物資名	品目例（特に重要な品目）
寝具	毛布 段ボール等 ほか
外衣・肌着	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事用具・食器	ほ乳びん、同洗浄器 ほか
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング ほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか
トイレ	簡易トイレ ほか
季節用品	(冬季) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏季) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

イ 方法

市は、2の(3)及び(4)により備蓄を行うものとする。

(4) し尿処理

市は、簡易トイレを2の(3)及び(4)により備蓄を行うものとする。

(5) 燃料

ア 品目

ガソリン、灯油等

イ 方法

(ア) 県は、石油協同組合等と連携して、災害時にも対応可能な中核給油所や小口燃料配送拠点における燃料の確保等を促進するとともに、中核給油所等の情報を市と共有するなど、災害時における石油等の安定供給を確保するための体制を構築する。

(イ) 市は、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時における燃料確保に努める。

第20節 文教施設における災害予防計画

1. 計画の概要

地震発生時において、学校の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、市教育委員会及び学校等施設の管理者等が実施する災害予防対策について定める。

2. 学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

ア 策定

学校長は、県（市）教育委員会の指導を受けて「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成22年11月作成）」を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を進めることができるように、学校保健安全法第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

イ 内容

(ア) 安全教育に関する事項

a 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項

b 学年別・月別の指導事項

(a) 特別活動における指導事項

○ 学級（ホームルーム）活動における指導事項

（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

○ 学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項

○ 児童（生徒）会活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

(b) 課外における指導事項

(c) 個別指導に関する事項

c その他必要な事項

(イ) 安全管理に関する事項

a 対人管理の事項

学校生活の安全管理の事項

b 対物管理の事項

学校環境の安全点検の事項

(ウ) 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）

(2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

(3) 学校安全委員会の設置

校長等は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹

[R2 改正]

底を図るため、学校安全委員会を設置する。

(4) 学校防災組織の編成等

校長は、学校防災組織の編成等に当たって、次の点に留意する。

ア 学校防災組織の編成

地震発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。

イ 教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員に周知しておく。

ウ 家庭との連絡

家庭訪問、保護者会等で、地震発生時の連絡先及び災害の規模や状況に応じた児童・生徒等の引渡しの基準等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。

エ 施設、設備等の点検・整備

(ア) 学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童・生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置を講ずる。

また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も、日頃から定期的に行っておく。

(イ) 積雪時における避難路を確保するため、除雪を行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。

オ 防災用具等の整備

(ア) 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

(イ) 生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

(5) 防災教育

ア 校長は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。

また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う(学校教育における具体的な防災教育は、本編第3章「防災知識の普及計画」による。)

イ 県及び市は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

(6) 防災訓練

校長は、児童・生徒及び教職員が地震発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する(学校教育における具体的な防災訓練は、本章第5節「防災訓練計画」による。)

(7) 施設の耐震性の強化

学校施設は、児童生徒等が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には地域住民の避難場所の役割を果たすため、校舎体育館等の施設について耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題がある建物については、十分な耐震強度の確保に努める。

また、地震に伴う電気、水道又はガスの供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場

[R2 改正]

合も、教育活動等の早期再開が可能となるように配慮する。

3. 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

図書館、体育施設及び資料館等学校以外の文教施設は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。また、建築物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

これら施設の管理者は、次により災害予防対策を推進する。

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員等に周知しておく。

(2) 自衛防災組織の編成

地震発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員等の役割分担を定めておく。また、担当者が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 避難体制の確立

地震発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講ずる。

また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。

イ 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第21節 要配慮者の安全確保計画

1. 計画の概要

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊婦及び外国人等のいわゆる要配慮者の被害を未然に防止するため、市、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

2. 要配慮者の定義

(1) 「要配慮者」（災害対策基本法改正前における「災害時要配慮者」）

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災対法第8条第2項第15号）

(2) 「避難行動要支援者」

「要配慮者」のうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」（災対法第49条の10）

3. 本市における要配慮者の現況

資料編「東根市の要配慮者等の現状」のとおり

4. 在宅の要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者支援体制の確立

ア 地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。

このため、市は、地域の自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及びNPO・ボランティア等による避難行動要支援者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

イ 避難行動要支援者情報の把握・共有

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(ア) 市は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、避難行動要支援者情報の把握に努める。生活状況の把握に当たっては、民生委員・児童委員及び自治会長と十分連絡を取るとともに、本人、保護責任者等の同意を得る等個人情報の取扱いに配慮する。

(イ) 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿活用に支

[R3 改正]

障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

- (ウ) 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。
- (エ) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (オ) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

＜市地域防災計画に記載する必須事項＞

- ・避難支援等関係者となる者
- ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・名簿の更新に関する事項
- ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- ・要配慮者の円滑な避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ・避難支援等関係者の安全確保

- (カ) 避難行動要支援者名簿

- a 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要することから、避難行動要支援者と位置づけ、必要な対策を講じる。

要支援者の要件は次のとおりとする。

- (a) 一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
- (b) 重度身体障がい者 身体障がい者手帳1級～3級所持者
- (c) 重度知的障がい者 療育手帳A所持者
- (d) 重度精神障がい者 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者
- (e) 特別児童福祉手当1級に相当する児童

[R3 改正]

- (f) 介護保険法における要介護度3以上の認定者
- (g) 自主防災会等や民生委員児童委員等が支援の必要を認めた者
- b 要支援者名簿の作成及び更新
 - (a) 避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載する。
 - 1) 氏名
 - 2) 生年月日
 - 3) 性別
 - 4) 住所又は居所
 - 5) 電話番号その他の連絡先
 - 6) 避難支援を必要とする理由
 - 7) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
 - (b) 避難行動要支援者名簿は、適宜追加・削除等の修正を行うとともに、年1回を基準に更新し、最新の情報に整理する。
- c 避難支援等関係者
 - 要支援者支援対策の実施に当たっては、災害対策基本法第49条の11第2項に定める避難者支援等関係者との情報を共有し、連携を図りながら行うものとする。
 - 避難支援等関係者は、次のとおりとする。
 - (a) 地区民生委員児童委員
 - (b) 東根市社会福祉協議会
 - (c) 東根市自主防災会
 - (d) 村山警察署
 - (e) 東根市消防本部
 - (f) 東根市消防団
 - (g) 地域包括支援センター
 - (h) 避難支援者
- d 避難支援者
 - 避難支援者は、災害発生時に要支援者の安否確認及び避難支援を行う者とする。
 - 避難支援者は、個別避難計画に基づき要支援者自らが選定するものとする。
- e 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置
 - 名簿の作成、管理、平常時並びに災害発生時における名簿の提供に関しては、個人情報保護法及び東根市個人情報保護条例の規定に基づき、適切な情報の管理を行うとともに、電子データの取扱いについては東根市セキュリティポリシーを遵守する。
 - また、名簿の提供先についても、提供の原因となる災害における避難行動要支援者対策以外の用途に供することのないよう、必要な措置を講じるものとする。
- f 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
 - 避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難指示等の発令及び伝達に当たっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるよう配慮するものとする。

[R2 改正]

g 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が要支援者の避難支援を行う際、避難支援等関係者の安全確保に十分な配慮を行うよう、予めあらゆる機会を通じて啓発に努めるものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう次の事項に留意し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

(ア) 防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地区防災計画や立地適正化計画を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

(イ) 避難行動要支援者名簿及び個別計画について、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

(ロ) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(2) 情報伝達、避難誘導體制の整備

ア 情報伝達体制の整備

市は、要配慮者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。

イ 避難支援者の明確化

市は、自治会組織、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

ウ 情報伝達機器の整備、標識の整備等

市は、福祉関係者等は、要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入を推進する。

また、市は、要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路の要所に指定緊急避難場所への誘導標識等を設置するよう努める。

エ 近隣住民等の役割

市は、避難支援者、自治会組織、自主防災組織、民生・児童委員等が協力して、避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

(3) 要配慮者に適した避難所等の確保

市は、指定避難所を指定する際には、要配慮者の利用を考慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。

また、要配慮者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、要配慮者の特性等に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

(4) 要配慮者利用施設における避難確保対策

ア 要配慮者利用施設

市は、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(以下「施設」という。)で、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものについて、該当する施設の名称及び所在地等について本計画に定める。

イ 避難確保計画の策定

本計画に名称及び所在所等が定められた施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制、情報収集及び伝達、避難誘導、施設の設備、防災教育及び訓練等必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、遅滞なく市に報告しなければならない。(計画変更時も同様とする。)

また、施設の管理者等は、当該避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

ウ 施設への支援

市は、施設の管理者等に避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、必要な支援や働きかけを行う。

エ 指導・指示・公表

市は、水防法及び土砂災害防止法に基づき、当該施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成指導、作成しない場合は必要な指示をすることができる。

また、正当な理由なく指示に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

オ 市(要配慮者利用施設に係る部課等)は、県と連携し要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況や避難訓練の実施状況について、定期的に確認する。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

ア 避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及

イ 広報誌等による避難行動要支援者支援の啓発、知識の普及等

ウ 避難行動要支援者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

(6) 公共施設等の安全性強化

市は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(7) 防災資機材等の整備

市は、実情に応じ、要配慮者の家庭、自治会、地域の自主防災組織等において、必要な防災資機材等の整備に努める。

5. 社会福祉施設等における要配慮者対策

社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令に基づき、自然災害から避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、市は県と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。

(1) 防災体制の整備

ア 自衛防災組織の設置

[R2 改正]

社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛防災組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

イ 職員動員体制の確立

社会福祉施設等の管理者等は、災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

ウ 情報連絡、応援体制の確立

社会福祉施設等の管理者等は、消防署等との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察及び近隣施設等との連絡会議を設置し、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。

また、地域住民、NPO・ボランティア及び近隣施設等から、災害発生時における施設入（通）所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

(2) 市は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ 要配慮者の受入れ体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

(3) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。

また、被害状況により、施設に長く留まれないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じてあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

(4) 施設、設備等の安全性強化

社会福祉施設等の管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

また、日頃から、備品等の落下・転倒防止措置、危険物等の安全点検等を行うとともに、施設、設備等の安全性の強化・維持に努める。

(5) 食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

- (6) 要配慮者の受入体制の整備
災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備努める。

6. 外国人の安全確保対策

(1) 情報伝達、避難誘導體制

市は、国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日外国人、訪日外国人が増加している。

市は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動の特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努める。

(2) 防災教育の実施

市は、NPO・ボランティア等の協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。

第22節 積雪期の地震災害予防計画

1. 計画の概要

他の季節に比べ、より大きな被害を及ぼすことが予想される積雪期の地震被害を軽減するために関係機関が実施する総合的な雪対策について定める。

2. 緊急活動対策の整備

(1) 通信手段の確保

市は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、山間地域集落の防災関係機関等との無線施設による通信手段の確保に努める。

また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

(2) 指定避難所の寒冷対策

市は、指定避難所の運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

(3) 積雪期用資機材の整備

市は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒着、スノーダンプ、スコップ及び救出用スノーボード等）の整備に努める。

3. スキー客対策の推進

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設及びロッジ等の損壊並びに雪崩の発生等により、多数のスキー客が被災することが懸念される。

このため、スキー場施設管理者は、大規模地震が発生した場合のリフト、ゴンドラ利用者等の安全確保やスキー客の一時避難対策等が的確に行えるよう、夜間営業時をも考慮した体制を整備する。市は、スキー客の救助や避難所への誘導等についての対応を確立する。

4. 総合的雪対策の推進

市は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」及び「山形県雪対策行動計画」に基づき、県及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

第23節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法の規定に基づき、地震により著しい被害が生ずるおそれがあるともみとめられる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、令和3年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、地震対策の万全を期する。

「第6次山形県地震防災緊急事業五箇年計画」（令和3年度～令和7年度）のうち、本市に関係するものは次のとおりである。

事業項目	事業主体	事業名	事業量 (箇所)	経費の概算 額(百万円)	整備予定 年 度
消防水利	東根市	防災基盤整備事業 (耐震性貯水槽)	10	170	令和3年 ～7年
消防車両		防災基盤整備事業 (消防ポンプ車、高規格救急 車、はしご車、積載車等)	35	742	令和3年 ～7年
その他		防災基盤整備事業 (高機能指令センター)	1	439	令和6年
		防災基盤整備事業 (小型動力ポンプ)	15	35	令和3年 ～7年

第24節 コミュニティ防災センターの整備

1. 計画の概要

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災業務施設を計画的に整備する。

2. コミュニティ防災センターの整備

- (1) 住民の自主的な防災活動はコミュニティ活動の核となるべきものである、災害時において指定避難所及び自主防災活動の拠点となる。平常時には防災訓練、防災知識の普及等地域防災力の向上を目的とした施設として整備し活用する。
- (2) 平成28年4月 神町防災センター 開所
- (3) 令和4年9月頃 (仮称)西部防災センター 開所予定

第2章 災害応急計画

第1節 活動体制関係

第1款 災害対策本部等の設置

1. 計画の概要

大規模な地震による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策を強力に推進するための組織及び運営並びに防災関係機関の活動体制について定める。

2. 市防災会議の招集

- (1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害に係る応急対策に関し、関係機関相互の連絡調整を図る必要がある場合、会長（市長）は、防災会議を招集することができる。
- (2) 東根市防災会議条例（昭和38年条例第7号）第3条第4項に規定する会長の職務を代行すべき委員は、副市長の職にある委員とする。
- (3) 防災会議の委員は、会議の必要があると認めたときは、会長に防災会議の招集を要請することができる。

3. 市災害警戒本部の設置

震度4の地震が観測され、又は気象警報等が発表され、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は、東根市災害警戒本部（以下、この節において「警戒本部」という。）を設置し、災害警戒対策及び応急対策に従事する職員を配置し、災害警戒対策及び応急対策事務の迅速、的確な推進を図る。

(1) 設置基準

- ア 東根市で震度4（山形地方気象台発表）の地震が観測されたとき。
- イ 東根市を含む地域に地震による相当な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- ウ 東根市を含む地域に相当な火災、爆発、その他人為的災害が発生し、その必要が認められたとき。
- エ 東根市を含む地域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水等の警報が発表され、総合的な警戒対策及び応急対策を必要とするとき。
- オ その他市長において特に必要があると認めたとき。

(2) 警戒本部設置場所

警戒本部は市庁舎301会議室に設置する。

(3) 警戒本部の構成

警戒本部は、警戒本部員及び警戒本部事務局をもって構成する。

(4) 警戒本部員会議

ア 組織

- | | |
|------------|------|
| (ア) 警戒本部長 | 副市長 |
| (イ) 警戒副本部長 | 教育長 |
| (ウ) 警戒本部員 | 各部長職 |

イ 協議事項

- (ア) 災害情報の総括に関すること。
- (イ) 市が実施する災害警戒対策及び応急対策の総合調整に関すること。
- (ウ) 災害警戒対策及び応急対策に係る国、県及び公共機関等との調整に関すること。
- (エ) その他災害警戒対策及び応急対策上重要な事項に関すること。

(5) 警戒本部事務局

ア 事務局長 危機管理室長

イ 事務局員 総合政策課長、庶務課長、財政課長、建設課長、消防本部総務課長及び危機管理室長補佐

(6) 関係部局等職員

関係部局等の職員は、その事務分掌に係る災害情報の把握と災害応急対策に従事するとともに、警戒本部員会議から指示があった場合は、その指示に従い災害警戒対策及び応急対策を実施する。

(7) 警戒本部の廃止

ア 警戒本部長は、市の地域について、災害が発生する危険が解消したと認められるとき又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは警戒本部を廃止する。

ただし、災害の規模等により事後処理を必要とする場合は、関係課において継続し対処するものとする。

イ 警戒本部長は、市の地域について、大規模な災害が発生し、災害対策本部が設置されたときは警戒本部を廃止する。

4. 市災害対策本部の設置

市長は、震度5弱以上の地震を観測するなど市の地域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災対法第23条の規定により、東根市災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置し、災害対策事務の迅速、的確な推進を図る。

本部は、東根市災害対策本部条例（昭和38年条例第8号）及び次の計画に基づいて設置するものとする。

(1) 設置基準

ア 東根市で震度5弱(山形地方気象台発表)以上の地震が観測されたとき。

イ 東根市を含む地域に地震による重大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

ウ 東根市を含む地域に大規模な火災、爆発、その他重大な人為的災害が発生し、その必要が認められたとき。

エ 東根市を含む地域に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水等の警報が発表され、総合対策を必要とするとき。

オ 災害救助法（昭和22年法律第108号）を適用する災害が発生したとき。

カ その他市長において特に必要があると認めたとき。

(2) 設置権限者

市長に事故があるときは副市長が、市長、副市長ともに事故があるときは教育長が本部を設置するものとする。

[R2 改正]

(3) 本部設置場所

ア 本部は市庁舎4階会議室に設置する。

イ 市庁舎が被災し、本部を設置できないときは、原則として、次の順序で設置場所を変更するものとする。

(ア) さくらんぼタントクルセンター

(イ) 東根市職業訓練センター

(4) 本部の組織及び事務分掌

ア 組織編成表

本部長	市長	
副本部長	副市長 教育長	総務部 議会部
本部長付	消防団長	(総合調整班) (総務班) (応援要請班) (避難所班)
本部会議員	総務部長	市民生活部 (環境衛生班)
	市民生活部長	
	健康福祉部長	健康福祉部 (保健医療班) (福祉班)
	経済部長	経済部 (経済支援班)
	建設部長	建設部 (建設班)
	上下水道部長	上下水道部 (ライフライン班)
	会計管理者	教育部 (文教班)
本部事務局	議会事務局長	消防部 (消防班)
	教育次長	
	消防長	消防団
	危機管理室長(事務局長)	
	庶務課長	
	総合政策課長	
	財政課長	
	建設課長	
	消防本部総務課長	
	危機管理室長補佐	

イ 各部班の事務分掌

部局	班	係	事務分掌			
総務部 議会 事務局	総合調整班	本部運営係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の設置、運営に関する事。 2. 災害対策本部会議への資料提供に関する事。 3. 職員の非常招集及び動員に関する事。 4. 防災会議構成機関連絡員への連絡に関する事。 5. 本部長の命令伝達に関する事。 6. 災害情報、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関する事。 			
		調整係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部内の総合調整に関する事。 2. 市民への協力要請に関する事。 3. 県関係部局との連絡、派遣要請及び身分の取扱いに関する事。 4. 防災関係機関等への応援要請・受援調整に関する事。 5. 自衛隊の災害派遣申請に関する事。 6. 災害救助法の申請に関する事。 7. 市議会との連絡調整に関する事。 			
		情報係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害被害状況及び気象情報の収集並びに災害予警報等の情報伝達に関する事。 2. 災害、避難情報等の住民への周知に関する事。 			
	総務班	庶務係	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の参集把握に関する事。 2. 本部職員の被服、給食に関する事。 3. 職員の被災状況把握と罹災した職員の福利厚生に関する事。 4. 市有財産の被害調査と応急対策に関する事。 5. 市庁舎機能の保全に関する事。 6. 市有自動車の配車及び運行に関する事。 7. 緊急輸送車両の確保計画及び車両証明書等に関する事。 8. 国、県等の被災地視察団の受入れ及び緊急要望書提出に関する事。 9. 応援職員の受入れ及び各班間の人員調整に関する事。 		
				被害調査係	被害調査係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般家屋被害等の概況調査、取りまとめ及び報告に関する事。 2. 罹災台帳の整備に関する事。 3. バス、鉄道、空港の施設被災、応急復旧の状況及び運行状況の把握に関する事。 4. スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド等の営業状況の確認と安定供給の要請に関する事。

[R2 改正]

	総務班	広報記録係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害写真の撮影、収集及び記録等に関する事。 2. ホームページ、インターネットによる広報、情報提供に関する事。 3. 記者会見に関する事前説明及びプレスセンターの設置に関する事。 4. 記者会見資料の作成及び報道資料の作成に関する事。 5. 報道機関との連絡に関する事。 6. 義援金、支援物資、ボランティアの受付窓口情報等の提供に関する事。
		要望受付係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災住民等の相談窓口の開設及び電話相談に関する事。 2. 要望事項の集約、伝達に関する事。 3. 対策本部員及び協力員の要望に関する事。
		物資・経理係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策用物資の集約に関する事。 2. 災害救助法適用に関する事。 3. 災害応急対策の予算措置及び災害対策経費の取りまとめに関する事。 4. 災害予算の出納に関する事。 5. 災害義援金の受入れ窓口の開設、周知に関する事。 6. 災害義援金及び支援物資等の受入れ、保管、配分に関する事。
		ボランティア係	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティアセンターの設立に関する事。 2. ボランティア・ニーズの把握と各班の連絡、調整に関する事。 3. 民間協力団体及びボランティア団体への連絡、調整に関する事。 4. ボランティアの募集及び広報に関する事。 5. ボランティアの受付、振分け（一般・専門）に関する事。
	応援要請班	応援要請係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害相互援助協定を結ぶ自治体との協定に基づく応援要請に関する事。 2. 災害相互援助協定を結ぶ自治体との需給調整に関する事。

	避難所班	開設運営係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校、公民館等の教育施設（指定避難所）の被害状況把握に関する事。 2. 指定避難所の応急復旧に関する事。 3. 指定避難所管理者への連絡、開設運営に関する事 4. 避難者状況、避難者の人数把握に関する事。 5. 指定避難所以外の避難所の把握、連絡、調整に関する事。 6. 避難所への職員配置及び情報提供に関する事。 7. 学校、保育所等の再開に向けた調整に関する事。
		生活物資係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の必要物資の把握、調達に関する事。 2. 避難所への生活関連物資の供給に関する事。 3. 持参避難物資の把握及び予測物資の確認に関する事。 4. ボランティアの活用等に関する事。
経済部	経済支援班	食料物資係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救援食料、物資等の手配、確保、運搬に関する事。 2. 食料、物資等（支援物資を含む）の管理、保管に関する事。 3. 食料の炊き出しや調理品の配送に関する事。 4. 備蓄食料の配分及び運搬に関する事。 5. 災害対策本部関係者及びボランティア協力員等への食料等の調達に関する事。
		農業支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農道、林道、農林水産施設の被害状況把握に関する事。 2. 農道、林道の応急復旧、本復旧に関する事。 3. 農林水産施設の復旧に向けた支援の検討に関する事。 4. 農林水産物品等の流通に関する事。
		商工支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業者、立地企業の被害状況把握に関する事。 2. 災害情報の迅速な提供に関する事。 3. 商工業者等の経済活動復旧に向けた共助に関する事。 4. 経済活動における共通インフラ資源の確保に関する事。 5. 事業継続計画（BCP）の連携に関する事。
健康福祉部	保健医療班	保健医療係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 死傷者発生状況の把握に関する事。 2. 医療関係機関の被災状況把握及び東根市医師会との連携に関する事。 3. 救護所の設置・運営及び避難所への保健師等の派遣に関する事。

	福祉班		<ul style="list-style-type: none"> 4. 医療機関への派遣要請及び避難住民の救護に関すること。 5. 県への医療救護班の派遣要請に関すること。 6. 医薬品、防疫薬剤及び医療資器材の確保に関すること。 7. 重症傷病者等の緊急搬送の要請に関すること。 8. 感染症等の予防に関すること。
		要配慮者 支援係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 要配慮者及び支援者への避難指示等の伝達に関すること。 2. 要配慮者の安否確認に関すること。 3. 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 4. 福祉避難所の環境整備に関すること。 5. 医師及び看護師等の派遣による要配慮者の健康管理に関すること。 6. 医療機関との連携及び受入れ機関の確保に関すること。 7. 人工透析患者及び難病患者への医療確保に関すること。 8. 医療機関等の入院患者の被災状況確認及び移送計画に関すること。 9. 福祉相談窓口の設置に関すること。 10. 要配慮者への医薬品、生活用品の確保に関すること。 11. 個人情報の保護と管理に関すること。 12. 福祉避難所の応急対策に関すること。
		調 査 復旧係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉施設等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2. 指定避難所以外の避難所における要配慮者の確認に関すること。 3. 日本赤十字社への協力要請に関すること。
市民生活 部	環 境 衛生班	環境係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 遺体の安置場所設置及び火(埋)葬に関すること。 2. 火葬場の被害状況の把握及び周辺自治体の火葬場の状況把握に関すること。 3. 遺体安置場所の保安、管理、受付等に関すること。 4. 火葬許可手続き簡略化の協議に関すること（県食品安全衛生課、厚生労働省）。 5. 遺体処理に係る広域応援要請に関すること。 6. ペット火葬場の状況把握及び埋葬に関すること。 7. 市内公共施設等における環境整備に関すること。 8. 環境モニタリングに関すること。

[R2 改正]

		防犯係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における交通誘導と安全のための応急対策に関すること。 2. 警察との連絡、連携による犯罪防止に関すること。 3. 防犯協会連合会との連携による、社会秩序の維持に関すること。
		衛生係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 共立衛生組合の被災状況の把握と応援要請に関すること。 2. 避難所等への仮設トイレの設置に関すること。 3. 避難所等における仮設トイレのし尿汲み取り及びごみの収集、処分に関すること。 4. 災害廃棄物の収集及び処理並びに仮置き場の確保に関すること。 5. 広域応援要請と処分場の確保に関すること。
建設部	建設班	調査復旧係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、河川、橋梁、公園等の公共施設の被害調査、応急復旧に関すること。 2. 道路、河川、橋梁、公園等の公共施設の復旧に関すること。 3. 市建設業協会との連携による応急対策に関すること。 4. 建設資材、機器の調達確保及び作業員の確保に関すること。 5. 復旧資機材置場や輸送用ヘリポート用地の確保に関すること。 6. 土砂災害危険区域等の安全点検に関すること。 7. 広域の応援要請に関すること。 8. 事業施工中箇所の状況調査と応急対策に関すること。
		市営・仮設住宅係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市営住宅の被災状況の把握と入居者の安否、避難状況の調査に関すること。 2. 市営住宅の応急対策に関すること。 3. 応急仮設住宅の用地選定及び必要戸数の把握に関すること。 4. 県建築住宅課との連携に関すること。 5. 応急仮設住宅の設置に関すること。
		建物点検係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般家屋等の被災状況の把握に関すること。 2. 被災建築物応急危険度判定業務実施計画の策定及び支援の要請に関すること。 3. 被災建築物応急危険度判定業務の実施に関すること。 4. 判定結果の集計・分析に関すること。 5. 罹災証明書の交付に関すること。 6. 被災宅地危険度判定の業務に関すること。

上下水道部	ライフライン班	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報収集・伝達・保管に関すること。 2. マスコミへの広報に関すること。 3. 外部との折衝に関すること。 4. 対策会議事務局に関すること。 5. 物資の調達に関すること。 6. 市民対応窓口に関すること。 7. 電気に関すること。 8. 電話に関すること。
		応急給水班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急給水の情報収集に関すること。 2. 応急給水の計画、広報、実施に関すること。 3. 応急給水資材の調達に関すること。
		応急復旧係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害状況の調査、応急復旧工事の情報収集に関すること。 2. 浄、配水施設の応急復旧及び広域応援要請に関すること。 3. 配水池の貯水量確保に関すること。 4. 配水管路の確保に関すること。 5. 給配水管の応急復旧に関すること。 6. 復旧工事資材の調達に関すること。
		災害対応班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下水道施設（雨水を含む）の点検に関すること。 2. 公共下水道の使用停止、復旧の広報に関すること。 3. 下水道施設の応急復旧、本復旧に関すること。 4. 排水施設の復旧及び仮設トイレ設置に関すること。
教育委員会	文教班	管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定避難所の状況把握に関すること。 2. 教育施設の休校、再開に関すること。 3. 児童、生徒の安否確認に関すること。 4. 児童、生徒に対する事後ケアに関すること。 5. 教育環境の確保に関すること。
消防本部 消防署	消防班	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関との災害情報の連絡に関すること。 2. 資機材等の調達に関すること。 3. 広域消防相互応援の要請に関すること。 4. 緊急消防援助隊の出動要請に関すること。 5. 消防職員の労務管理及び公務災害に関すること。 6. 災害の原因及び損害の調査に関すること。 7. 隊員及び消防資機材等の搬送配分に関すること。 8. 消（水）防団災害の非常招集及び自主防災会、女性防火クラブとの連絡に関すること。 9. 災害現場の各種作業の実施に関すること。 10. 予算及び経費に関すること。 11. 被害状況図及び警防活動図の作成に関すること。

[R4 改正]

	通信 指令室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 無線の統制に関する事。 2. 通信機器の保全に関する事。 3. 災害情報の記録及び整理報告に関する事。 4. 災害情報及び気象情報の収集・伝達に関する事。 5. 車両等の選定及び水利統制に関する事。 6. 各種災害の受付、災害出動指令に関する事。 7. 火災警報、非常配備の発令と招集に関する事。 8. 住民への消防広報に関する事。
	警防班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害の警戒及び防ぎょ活動に関する事。 2. 住民の避難誘導に関する事。 3. 二次災害の予防及び警戒の現場広報に関する事。 4. 災害活動の指揮部隊運用に関する事。 5. 警防活動上必要な情報に関する事。
消防団		<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防団員の非常招集に関する事。 2. 災害の警戒及び防ぎょに関する事。 3. 救助、救急の実施に関する事。 4. 行方不明者の捜索に関する事。

(5) 本部開設の通知

本部を設置したときは、その旨を次により通知及び公表するとともに「東根市災害対策本部」の標示板を市庁舎正面玄関前に掲示するものとする。

通知及び公表先	通知方法	班
市各部課	庁内放送、電話、口頭、メール	総合調整班
防災会議委員	電話、FAX、文書	総合調整班
一般住民	市防災行政無線、メール、広報車、広報誌、ホームページ	総合調整班 総務班、消防班
市議会議員	電話、FAX、口頭	総合調整班
県防災危機管理課及び村山総合支庁総務課、同北村山総務課	県防災行政無線、電話、FAX、メール	総合調整班
報道機関	県防災行政無線、電話、FAX、口頭	総務班
隣接市町村	県防災行政無線、電話、メール、FAX、文書	総合調整班

(6) 本部員会議

ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部会議員をもって構成し、災害応急対策に関する次のような基本方針その他重要な事項等を協議する。なお、必要に応じて本部長付を加えるものとする。

- (ア) 災害対策本部配備体制の決定
- (イ) 指定緊急避難場所等の開設決定
- (ウ) 自衛隊派遣要請の決定
- (エ) 災害救助法適用申請の決定
- (オ) 県及び他市町村への応援要請の決定
- (カ) その他の重要事項の決定

イ 本部員会議は本部長が必要に応じて招集し、本部長が主宰する。

(7) 本部の廃止

ア 本部長は市の地域について、災害が発生する危険が解消したと認められるとき又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは本部を廃止する。

イ 災害の規模等により事後処理を必要とする場合は、関係課において継続し対処するものとする。

ウ 本部の廃止の通知等は前記(5)に準じて処理する。

(8) 市災害対策本部の設置又は廃止の県への報告

本部長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（防災危機管理課）に対し報告するとともに、県警察及び消防機関等に通報する。

(9) 災害救助法が適用された場合の体制

本市に災害救助法が適用された場合、本部長は、知事の委任を受けて法に基づく救助事務を実施する。執行に当たっては、山形県災害救助法施行細則に基づき実施するものとする。

5. 業務継続性の確保

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、県、市及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。加えて、実効性のある業務継続計画を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

特に、県及び市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、必要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

市は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、

[R3 改正]

発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

6. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

県及び市、防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

7. 複合災害への対応

- (1) 県及び市、防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害対策本部の運営にあたる。
- (2) 複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、同様の配慮を行う。
- (3) 県及び市、防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。
- (4) 県及び市、防災関係機関は、複合災害を想定した机上訓練を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震、地震の後の津波等）し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第2款 職員の動員配備体制

1. 計画の概要

災害応急対策を迅速に推進するため、市職員の動員体制について定める。

2. 配備体制の一般的基準

- (1) 配備体制の一般的基準は、地震、風水害等、及びその他とし、災害の処理に関係を有する課、出先機関の長はあらかじめ職員の配備計画等をたて、職員に徹底しておくものとする。
- (2) 次項から第5項までの配備体制に基づき、その配備体制ごとにあらかじめ指定した職員（以下「指定職員」という。）を迅速に招集し、災害対策業務に従事させるものとする。

3. 注意配備

配置基準	地震	風水害等	その他	配備課名
注意配備	1 震度3の地震が観測され（山形地方気象台発表）、その必要があると認めたとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	1 大雨、風雨、洪水等の気象注意報又は気象警報等が発表され、その必要があると認めたとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	1 火災、爆発、その他人為的災害が発生し、その必要が認められたとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	参集基準のとおり

4. 警戒配備

配置基準	地震	風水害等	その他	配備課名
警戒配備	1 震度4の地震が観測されたとき。（山形地方気象台発表） 2 地震による相当な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	1 大雨、暴風、洪水の各警報が発表され、総合的な警戒対策及び応急対策を必要とするとき。 2 土砂災害警戒情報が発表され、総合的な警戒対策及び応急対策を必要とするとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	1 相当な火災、爆発、その他人為的災害が発生し、その必要があるとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	参集基準のとおり

5. 総合配備

配置基準	地震	風水害等	その他	配備課名
総合配備	1 震度5弱以上の地震が観測されたとき（山形地方気象台発表）。 2 地震による重大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	1 大雨、暴風、洪水の各特別警報が発表され、総合的対策を必要とするとき。 2 土砂災害が発生し、総合的対策を必要とするとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	1 大規模な火災、爆発、その他人為的災害が発生し、その必要があるとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	参集基準のとおり

6. 地震等による大規模災害発生時の初動動員体制

地震等の原因により市域に大規模な災害が発生した場合、通常の指揮命令系統やライフライン等の寸断の中、速やかに初動動員体制を確立する必要がある。上記に定めている職員配備のほか勤務時間外に大規模災害が発生し、本来の職員配備体制を組むまでの方法として、全職員の初動動員体制を次のように定める。

(1) 大規模災害の初動動員体制の活用と判断

ア 活用時期（勤務時間外で、次の状況となったとき活用する。）

(ア) 地震等による大規模災害が発生し、建築物の倒壊及び道路、橋梁の損壊、火災の延焼拡大、ライフラインの機能停止等がみられ、本来の動員体制が機能できないとき。

(イ) 本部長が災害応急対策の初動対応で必要と判断したとき。

イ 活用判断

(ア) 山形地方気象台から村山地方に震度5強以上の地震の発生が発表されたときは、動員体制が自動的に指示されたものと見なし、全職員は直ちに行動をとること。

(イ) 地震等による大規模災害の初動動員体制の指示があったときは、職員は直ちにその指示に従い行動すること。

ウ 解除時期

初動動員体制の解除は本部長が行う。

(2) 動員方法及び動員範囲

ア 電話・メール等による場合
時間外の伝達システム方法を用いる。

イ 電話が不通の場合
市防災行政無線及び活用判断の(ア)により行動する。

ウ 動員範囲は全職員を対象とする。

(3) 職員の指定

別途「東根市大規模災害発生時の災害対策本部活動マニュアル」（平成20年3月策定）による。

7. 職員の動員方法

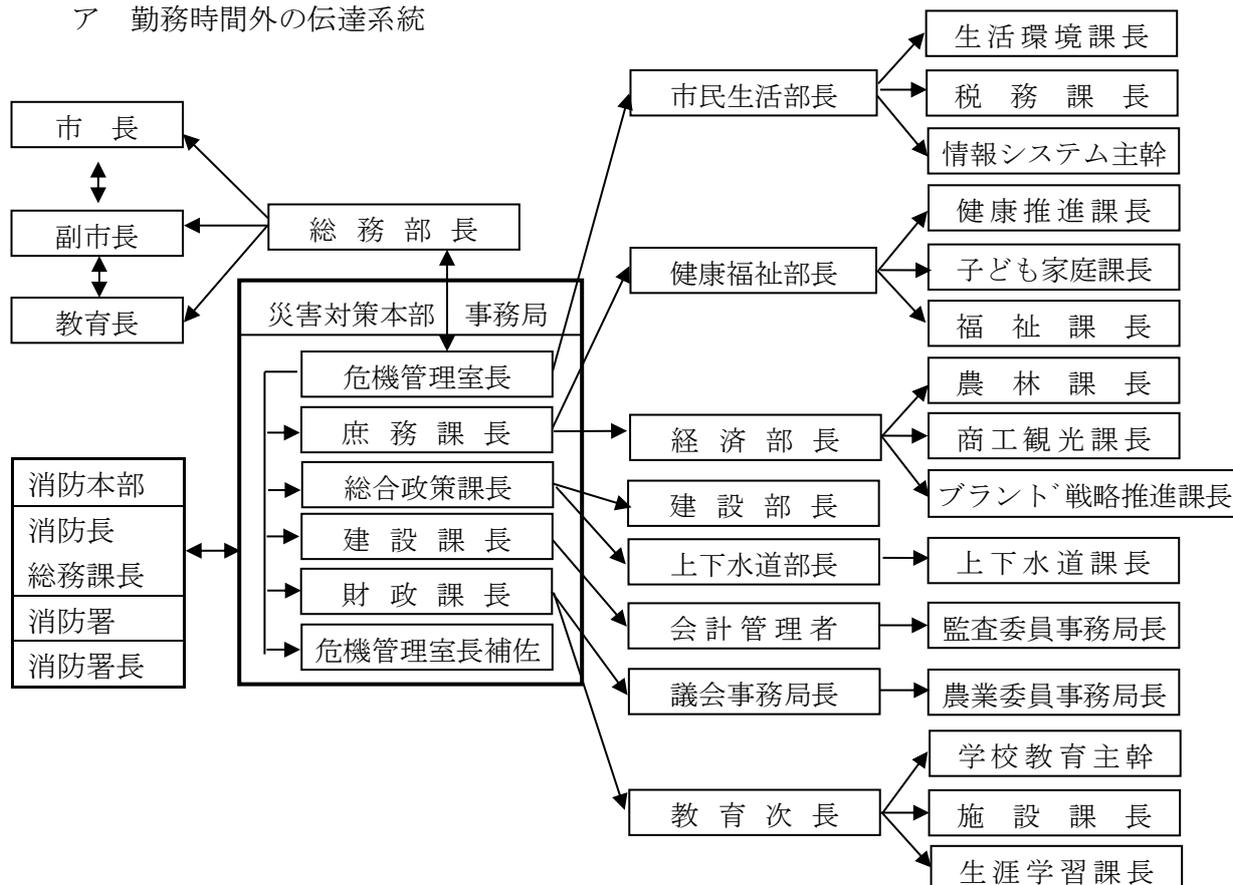
(1) 勤務時間内の動員方法

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、災害応急処置を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部の組織が確立できるように本部職員等の動員配備の伝達は、庁内放送、庁内電話により行うものとする。

(2) 勤務時間外の動員方法

勤務時間外における職員の招集のための連絡は、電話、メール及び市防災行政無線のうち最も速やかに伝える方法とする。また、職員は自ら情報を収集し、参集するものとする。

ア 勤務時間外の伝達系統



なお、各部長は、職員の配備の状況を15分毎、速やかに総務部長を通じ本部長に報告しなければならない。

イ 職員の心得

職員は、災害が発生したときは、所属部班と連絡をとり迅速かつ的確な災害応急活動を実施する。又全ての職員は、本部が設置されたときは、次の事項を遵守し、迅速に災害応急活動を実施するものとする。

- (ア) 職員は、動員命令を受けたとき又は動員命令が何らかの事情で伝達できない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は災害になるおそれがあることを自ら覚知したときは、配備基準に従い、直ちに登庁するものとする。
- (イ) 自らの言動によって住民に不安を与え、住民に誤解を招き、又は本部の対策活動に支障をきたすようなことのないように厳に注意しなければならない。
- (ウ) 常に所在を明確にしておき、正規の勤務時間が終了しても所属長の指示があるま

[R5 改正]

では、退庁してはならない。

災害時における職員の参集基準（勤務時間外含む）

◎全職員参集 ●係長以上参集 ○担当者参集（所管課長含む） □所管部課長の状況判断により参集
 ※ ◎ ● ○ は自動的に参集 □ は職場連絡網にて参集

		気象（風水害）				気象（雪害）		地震				その他	備考
		注意報	警報		土砂災害	警報		震度	震度	震度	震度5		
		洪水	暴風	大雨洪水	警戒情報	大雪	暴風雪	3	4	5弱	強以上		
各部長等			□	□	◎	□	□	□	◎	◎	◎	□	
総務部	危機管理室	□	□	◎	◎	◎	□	◎	◎	◎	◎	○	
	庶務課		□	●	●	□	□	□	●	◎	◎	□	
	総合政策課		□	□	□	□	□	□	●	●	◎	□	
	財政課		□	□	□	□	□	□	●	●	◎	□	
	税務課		□	□	○	□	□	□	□	●	◎	□	
市生部	市民課		□	□	□	□	□	□	□	●	◎	□	
	生活環境課		□	□	□	□	□	□	●	◎	◎	□	
健福部	福祉課	□	□	□	○	□	□	□	□	●	◎	□	
	健康推進課		□	□	□	○	□	□	□	●	◎	□	
	子ども家庭課		□	□	□	○	□	□	□	●	◎	□	
経済部	農林課		□	□	□	○	□	□	□	◎	◎	□	
	商工観光課		□	□	□	□	□	□	●	◎	◎	□	
	ブランド戦略推進課		□	□	□	□	□	□	□	◎	◎	□	
建設部	建設課	□	□	○	○	○	□	○	◎	◎	◎	□	
上下水道部	上下水道課		□	□	□	□	□	□	◎	◎	◎	□	
	会計課		□	□	□	□	□	□	□	●	◎	□	
	議会事務局		□	□	□	□	□	□	□	●	◎	□	
教育委員会	管理課		□	□	○	□	□	□	●	◎	◎	□	
	施設課		□	□	○	□	□	□	●	◎	◎	□	
	生涯学習課		□	□	○	□	□	□	●	◎	◎	□	
	地域公民館		□	□	□	□	□	□	●	◎	◎	□	
	選管委事務局		□	□	□	□	□	□	□	●	◎	□	
	監査委事務局		□	□	□	□	□	□	□	●	◎	□	
	農業委事務局		□	□	□	□	□	□	□	◎	◎	□	
	消防本部	□	□	○	○	○	□	○	◎	◎	◎	□	24時間体制

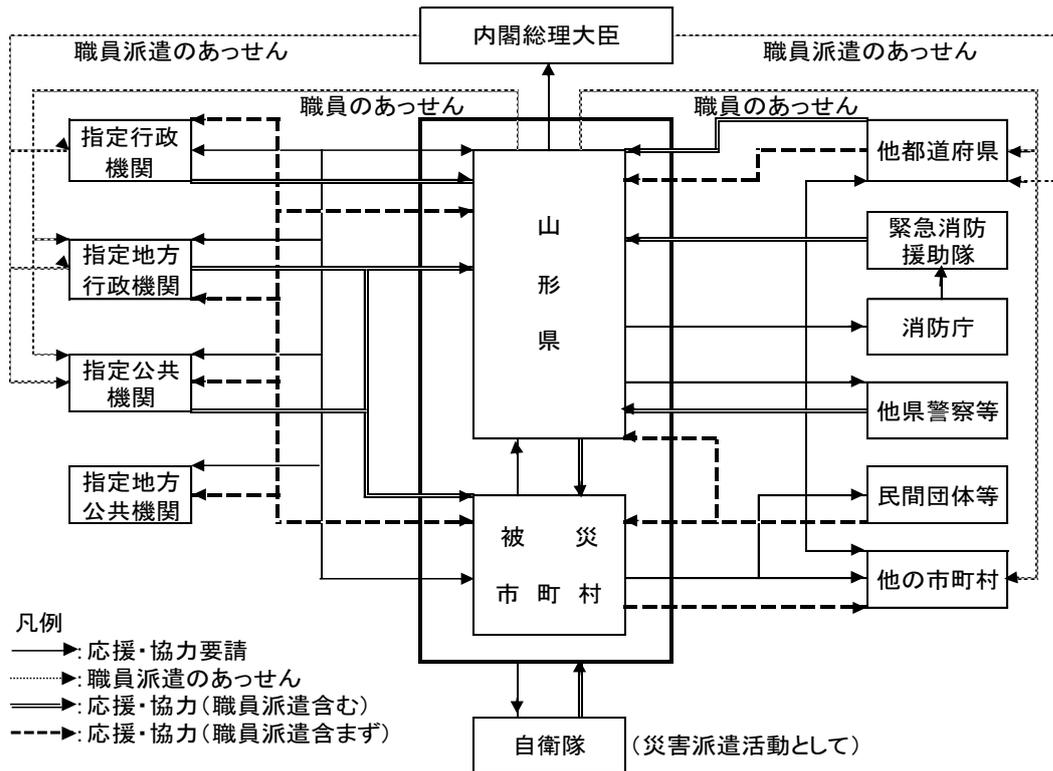
- ※ 地震の場合は、東根市からのメール（震度速報）により、参集すること
- ※ 大規模災害発生により、メールが届かない場合は、全職員参集すること
- ※ 参集指示があった場合は、この基準にかかわらず参集すること

第3款 広域応援計画

1. 計画の概要

被災していない他の都道府県、市町村及び民間団体等からの協力を得て、的確かつ円滑に災害応急対策を行うために、防災関係機関等が実施する広域応援について定める。

2. 広域応援計画フロー



3. 広域応援要請

(1) 県への要請

市長は、応急措置を実施するため、必要があると認める場合は、知事に対して次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

なお、知事は、被災状況により被災市長が応援要請ができないと判断される場合、要請を待つことなく応援するものとする。

県は、県内で災害が発生した場合で、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になったときは、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市に代わって行う。

[R2 改正]

《連絡先及び方法》

県防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（県防災無線、電話を含む）又は文書（ファクシミリを含む）により連絡、口頭による場合は、事後、速やかに文書を送付する。

ア 応援要請事項

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする場所
- (ウ) 応援を必要とする期間
- (エ) その他応援に関し必要な事項

イ 応急措置要請事項

- (ア) 応急措置の内容
- (イ) 応急措置の実施場所
- (ウ) その他応急措置の実施に関し必要な事項

(2) 他の市町村に対する要請

ア 市長は、応急対策を実施するため、必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対し応援を要請するとともに、県に報告するものとする。

イ 他市町村より応援を求められた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に活動する。

なお、市長は、県が必要により行う市町村間の調整に留意して、要請に基づき必要な応援を行う。

ウ 市長は、市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。

(3) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼（次款参照）

ア 市長は、災害の発生に際し住民の生命又は財産を保護するため、必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

イ 市長は、災害状況から事態が切迫し、かつ通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(4) 指定地方行政機関等に対する要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は指定行政機関に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(5) 民間団体等に対する要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認める場合

[R2 改正]

は、民間団体に協力を要請する。

(6) 友好都市等に対する要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認めるときは、「山形県東根市と東京都中央区との災害相互援助協定書」、「山形県東根市と北海道新得町との災害相互援助協定書」等に基づき、中央区長、新得町長、東松島市長、朝霞市長及び豊山町長に対し応援を要請する。

(※参考) 資料編 ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

- ・山形県東根市と東京都中央区との災害相互援助協定書
- ・山形県東根市と北海道新得町との災害相互援助協定書
- ・山形県東根市と宮城県東松島市との災害相互援助協定書
- ・山形県東根市と埼玉県朝霞市との災害相互援助協定書
- ・山形県東根市と愛知県西春日井郡豊山町との災害相互援助協定書

(7) 被災市町村の支援体制の構築に係る留意点

ア 市は、県内他市町村における大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

イ 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

ウ 市は、県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

エ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

4. 消防の広域応援

(1) 県内市町村相互の広域応援体制

市長は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」等に基づき、協定締結市町村に応援を要請する。

知事は、災害に際して緊急の必要がある場合は、県内の他の市町村長又は市町村の消防長に対し応援等の指示を行うことができる。

(2) 他都道府県に対する応援要請及び応援受入体制

ア 市長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。

イ 市長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、各消防本部緊急消防援助隊受援計画及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

(※参考) 資料編 ・山形県広域消防相互応援協定書

5. 広域応援・受援体制

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、相互応援協定により、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援の受援に係る内

容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め必要な準備を整える。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

市は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察、消防、自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれら拠点等に係る関係機関等との情報の共有に努める。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

(1) 準備事項

受援を要する業務において、各部班等で「受援マニュアル(計画)」等を整備し、あらかじめ次の事項について準備する。

- ア 「業務運用マニュアル」等の整備
- イ 「執務スペース」及び「宿泊場所」の確保
- ウ 業務に必要な関係機関の「連絡先一覧」の整備
- エ 施設・設備等の位置を示す「地図」の準備
- オ その他必要な事項

(2) 自衛隊、警察、消防等の活動拠点

自衛隊、警察、消防及びライフライン復旧活動等の応援体制に必要な人員、駐車場、ヘリポート及び管理施設等についての調整を図る。

参照

- ・第2章第1節第3款「広域応援計画」
- ・第2章第1節第4款「自衛隊災害派遣計画」及び資料編「ヘリポート設定基準」「臨時ヘリポート」

6. 被災県等への広域応援計画

他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模な地震発生時に、迅速かつ的確な広域応援を行うため、他県等への広域応援について定める。

(1) 広域応援体制

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関に対して応援を行うことができるよう、応援先の指定、応援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

(2) 被災した他県等への広域応援活動

大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ定めた応援・受援体制又は関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

市は、県、国と密接に連携しながら、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努めるとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のた

[R4 改正]

め、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理や必要な感染症対策を講じるものとする。

また、災害応急対策のため被災地に派遣された職員は、相互に連携して活動するものとする。

ア 市の対応

市は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため、マニュアルを定め、応援要請があった際には、迅速に応援活動を行う。

イ 消防の広域応援

被災地市町村の属する都道府県知事の要請に基づき、消防庁長官から、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動の求め又は指示があった場合は、「緊急消防援助隊山形県隊応援等実施計画」に基づき、迅速な応援活動を行う。

7. 広域避難計画

地震による大規模な災害発生時に、自治体の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れについて定める。

(1) 他自治体への広域避難要請

ア 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難、指定避難場所の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難の協議を行う。

(ア) 県内の他の市町村への受入れについては、直接受入れを要請する。

(イ) 他県等への広域避難については、県に対し他県等との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、他県等の市町村に協議することができる。

イ 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域一時滞在の協議を行う。

(ア) 県内の他の市町村への受入れについては、直接受入れを要請する。

(イ) 他県等への広域一時滞在については、県に対し他県等との協議を求めることができる。

ウ 広域避難者への配慮

(ア) 市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(イ) 避難者への情報提供

市及び防災関係団体は被災者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

a 被害の状況

b 二次災害の危険性に関する情報

[R4 改正]

- c 安否情報
- d ライフライン、交通施設、公共施設等の復旧状況に係る情報
- e 医療機関等の生活関連情報
- f 各機関が講じている施策に関する情報
- g 交通規制に関する情報
- h 被災者生活支援に関する情報

エ 広域避難に係る事前の備え

市は、大規模災害に伴う広域避難及び広域一時滞在に関する手順、移動方法とともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。また、あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(2) 他県等からの避難受入れ要請への対応

ア 受け入れ要請に係る協議

被災した他県等から受け入れ要請があった場合には、市における被災住民の受け入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について、県と協議する。なお、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難者を受け入れることができる施設をあらかじめ選定しておくよう努める。

イ 避難者への情報提供

市及び防災関係機関は被災者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

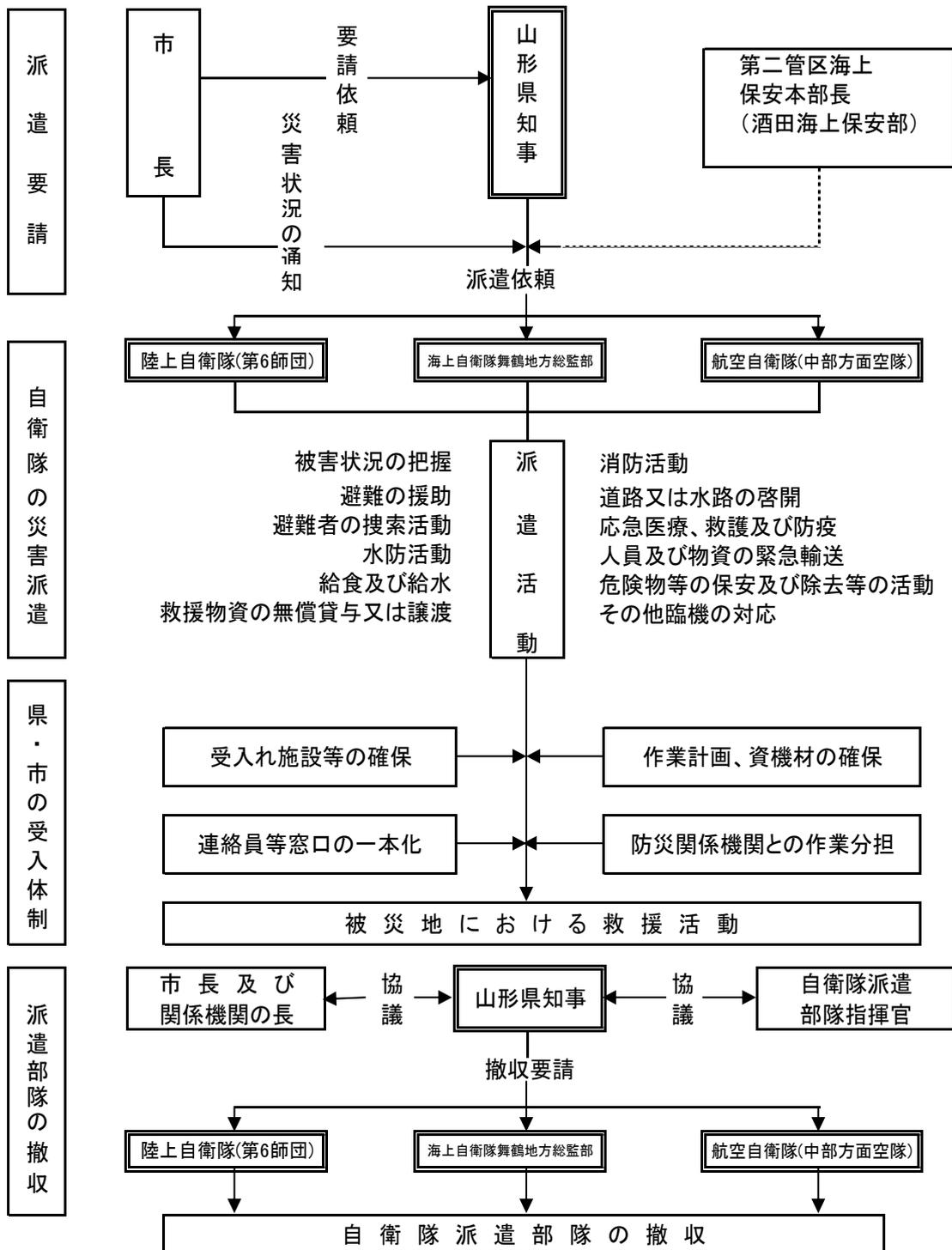
- (ア) 被害の状況
- (イ) 二次災害の危険性に関する情報
- (ウ) 安否情報
- (エ) ライフライン、交通施設、公共施設等の復旧状況に係る情報
- (オ) 医療機関等の生活関連情報
- (カ) 各機関が講じている施策に関する情報
- (キ) 交通規制に関する情報
- (ク) 被災者生活支援に関する情報

第4款 自衛隊災害派遣計画

1. 計画の概要

地震等による災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入れ体制等について定める。

2. 自衛隊災害派遣計画フロー



3. 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること（公共性の原則）。
- (2) 差し迫った必要性があること（緊急性の原則）。
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）。

4. 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車両、その他車両及び資機材等（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路等交通路上の障害物の排除	道路等が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う。）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物等の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、危険物、火薬類、毒・劇物類等の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

5. 自衛隊災害派遣要請の手続き

(1) 知事に対する派遣要請依頼

市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（防災危機管理課）へ文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付するものとする。なお、県防災行政無線又は電話により口頭で依頼した場合は速やかにファクシミリで関連文書を送付するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(2) 市長の自衛隊に対する緊急通知

ア 市長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合には、法第68条の2第2項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

イ 市長は、アの通知を行った場合は、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

6. 自衛隊の自主派遣

(1) 自衛隊は、県内において震度5弱以上の地震が発生した場合又は大規模災害の発生を覚知した場合は、自主的に被災地及びその周辺地域について、航空機、車両及びオートバイ等を利用した目視、撮影等による被害状況等の情報収集活動を行う。

(2) 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条第2項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ 上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

(3) 自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、災害時の活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対するニーズを早期に把握・整理するものとする。

(4) 自衛隊法第83条第2項により、知事等の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。

(5) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

7. 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、市長は、知事及びその他の防災関係機関の長と緊密に連携し、効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

市長は、県と緊密に連携し、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、十分な措置を講ずる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面の確保

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保

オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

(3) 受入れ施設等の確保

市長は、知事とともに自衛隊の派遣部隊を受け入れるために、次の施設等を確保する。

ア 事務室

イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（1機あたり）

- ・ 小型機（OH-6）周囲に仰角10度以上の障害物が存在しない直径30m以上の空地
- ・ 中型機（UH-1）周囲に仰角8度以上の障害物が存在しない直径50m以上の空地
- ・ 大型機（CH-47）周囲に仰角6度以上の障害物が存在しない直径100m以上の空地

ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

エ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

8. 自衛隊災害派遣部隊との協議、調整

県は、自衛隊の派遣部隊と協議し、対策の緊急性、重要性を判断して救援活動の優先順位を定め、自衛隊活動が効果的に実施されるよう調整を行う。

9. 自衛隊災害派遣部隊の撤収

(1) 知事は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、決定する。

(2) 災害派遣撤収手続

知事は、とりあえず電話等をもって派遣自衛隊に撤収要請をし、事後速やかに文書を送達する。

10. 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料

(4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）

- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市長が協議する。

第2節 情報収集伝達関係

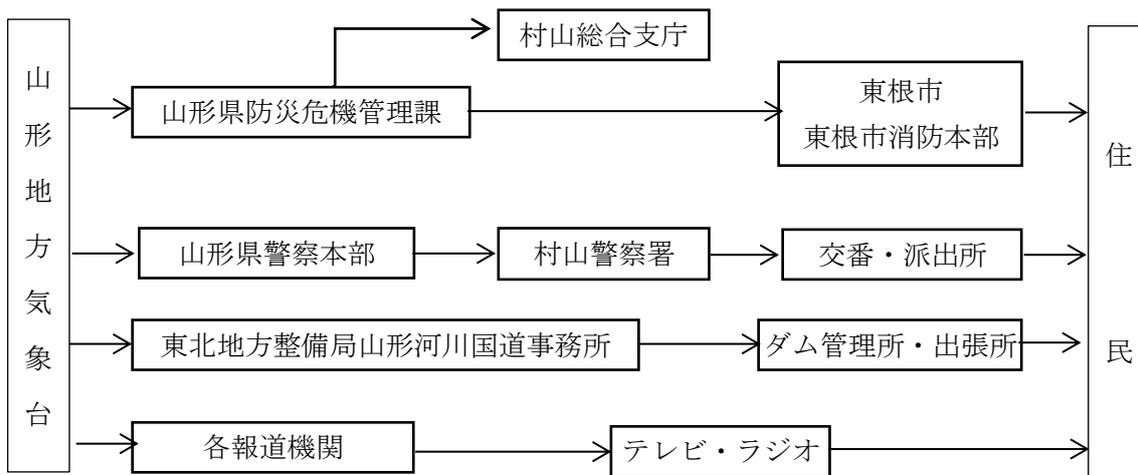
第1款 災害情報の収集・伝達計画

1. 計画の概要

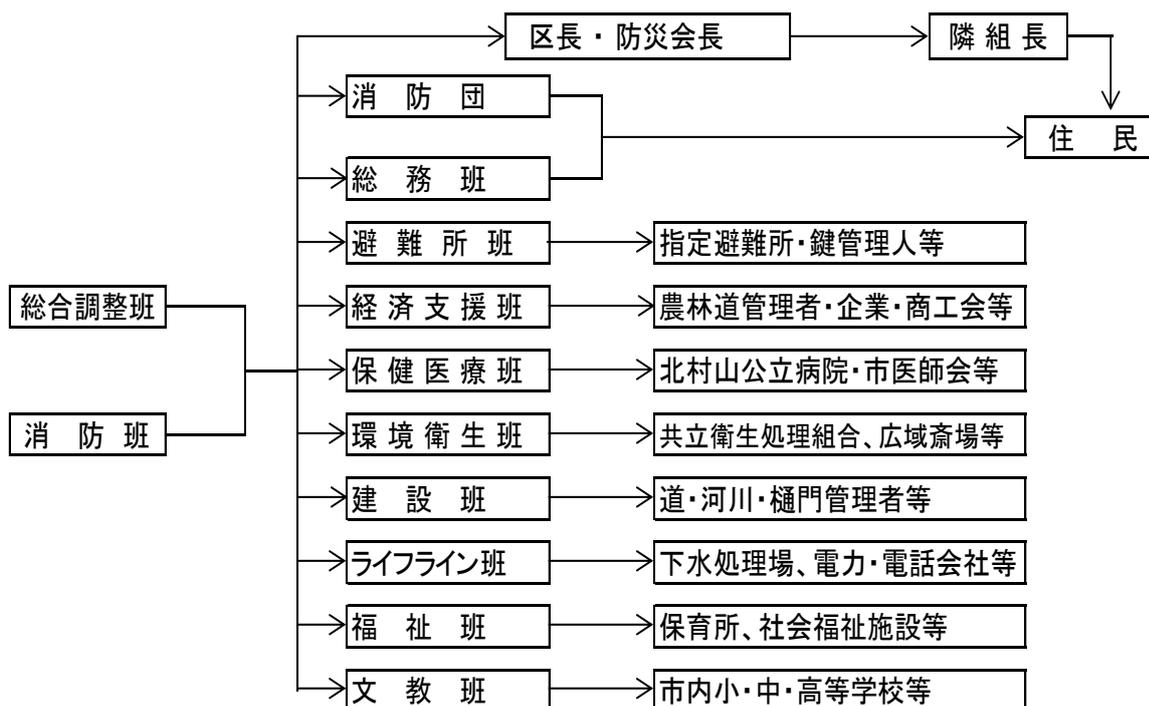
地震災害に関する情報について、防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に情報収集及び伝達するための計画について定める。

2. 災害情報の伝達系統図

(1) 気象注意報警報等の伝達系統図



(2) 市が気象注意報警報等を受け、又は発令したときの住民・その他関係機関への伝達経路（災害対策上、特に必要と認められた警報・注意報・情報）



[R2 改正]

3. 被害状況等情報収集活動の概要

(1) 情報収集・報告方法

- ア 本部は、災害が発生した場合、直ちに情報等の収集活動を開始し、必要に応じて、村山警察署及び関係機関と緊密な連携をとり、全市的に被害の状況、その他災害対策活動に必要なあらゆる情報等を収集し、逐次、本部長に報告するものとする。
- イ 本部各班長は、班所管の各災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領及び実施方法等を定めるとともに、収集結果を適宜本部会議に報告するものとする。
- ウ 消防機関と連携し、地域の自主防災組織の協力を得て、管内における被災状況等に係る情報を収集し、本部会議に報告するものとする。
- エ 震度4以上の地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災及び土砂災害の発生状況等の情報を収集し、村山総合支庁に報告する。
- オ 緊急を要する場合には、県本部（防災危機管理課）に直接報告する。
なお、通信途絶等により県本部（防災危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接消防庁に報告する。
- カ 災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、消防機関への119番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部（防災危機管理課）及び消防庁に報告する。

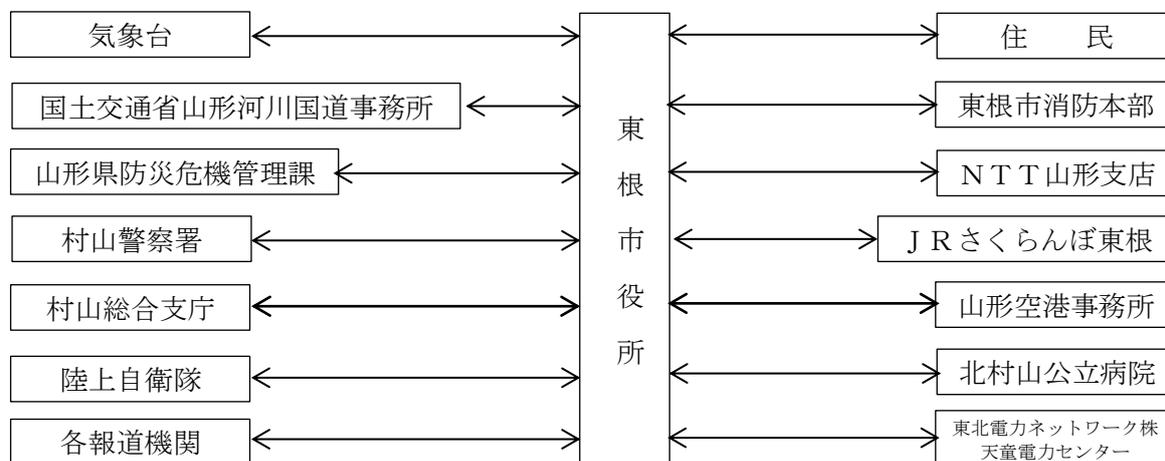
(2) 情報収集・報告内容

山形県災害報告取扱要領等の定めるところにより、被害情報を次のとおり区分し、被害報告等を行うものとする。

- ア 人的被害（死者、行方不明者、重傷者、軽症者）
- イ 建物被害（住家被害（全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水）、非住家被害（全壊、半壊））
- ウ ライフライン関係の被害（電気、ガス、上水道、下水道、電話、道路等）
- エ 公共施設の被害（文教施設、公共施設）
- オ その他の被害（農林、土木、商工関係被害）
- カ 発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

(3) 情報収集・伝達体制

住民・関係機関への情報の収集・伝達は、気象注意報警報等の要領に準ずる。



[R2 改正]

(4) 情報収集・報告の手段

ア 次の手段で情報の収集・伝達を行うものとする。

連絡先	通信手段
市本部各部班	庁内放送、電話、メール
県	県防災情報システム、県防災行政無線、電話、FAX、メール
関係機関	電話、FAX、メール
住民	広報車、市防災行政無線、電話、ホームページ、エリアメール、登録制メール
自衛隊（県との連絡が不通の場合）	県防災行政無線、電話、FAX、メール
消防庁（県との連絡が不通の場合）	県防災行政無線、電話、FAX、メール

イ 災害時に通信設備が途絶した場合は、次の手段で情報の収集・伝達を行うものとする。

- (ア) 情報の収集及び伝達に際しては、自動車、オートバイ、自転車又は徒歩により行うものとする。
- (イ) 東根市アマチュア無線クラブに協力を要請し、通信を確保する。
- (ウ) 災害応急措置の実施に際し、特に必要のあるときは、災対法、その他関係法令の定めるところに基づき、市防災行政無線、消防無線、警察無線、自衛隊無線及びその他の機関の通信設備を使用することにより通信を確保するものとする。

ウ 市は、被災の状況等を勘案し、必要に応じ重点地域に連絡調整員を派遣するとともに、自主防災組織との情報共有等連携要領を構築する等、情報収集伝達体制を強化する。この際、災害対策本部と指定避難所（学校、公民館等）間の市防災行政無線、災害時優先電話の活用を図る。

第2款 広報計画

1. 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、市、防災関係機関及び報道機関等が協力して行う広報活動について定める。

2. 基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

(2) 広報活動の対象者

被災地の住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する。

3. 広報活動における各機関の役割分担

(1) 市

ア 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

(ア) 市防災行政無線

(イ) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示

(ウ) 各区長、隣組等を通じた情報伝達

(エ) 住民相談所の開設

(オ) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）

(カ) 緊急速報メール及びインターネット等の活用（市ホームページ、ソーシャルメディア（SNS）等）

ウ 項目

(ア) 安否情報

(イ) 避難、医療、救護及び衛生に関する情報

(ウ) 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況

(エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報

(オ) 被災地支援に関すること（支援物資を小口・混載しないことやボランティア情報等）

(カ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

エ 災害情報拠点

市本部が実施する対策等については、次の施設を拠点として広報を行う。

(ア) 市役所、各地域公民館等の公共施設

[R3 改正]

- (1) 避難場所及び避難収容所
 - (ウ) JRさくらんぼ東根駅、JR東根駅、JR神町駅、山形空港
- (2) 警察
 - ア 役割
被災者及び被災地の関係者に対する情報提供を行う。
 - イ 手段
 - (ア) パトロールカー等による広報
 - (イ) 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて依頼）
 - ウ 項目
 - (ア) 被災者に関する情報
 - (イ) 安否情報
 - (ウ) 通行の可否、交通規制及び渋滞等の交通情報
- (3) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道及び電気通信事業者等）
 - ア 役割
主に被災地域の利用者に対する直接的な広報を行う。
 - イ 手段
 - (ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
 - (イ) 利用者相談窓口の開設
 - (ウ) 市防災行政無線
 - (エ) 報道機関への報道依頼（必要により市・県を通じて報道依頼）
 - (オ) インターネット等の活用
 - ウ 項目
 - (ア) 被災区域及び被害状況
 - (イ) 設備が使用可能な場合は、使用上の注意
 - (ウ) 復旧の状況及び見込み
- (4) 公共交通機関
 - ア 役割
主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報を行う。
 - イ 手段
 - (ア) 乗降場等での印刷物の掲示
 - (イ) 場内及び車内等での放送
 - (ウ) 市防災行政無線
 - (エ) 報道機関への報道依頼（必要により市・県を通じて報道依頼）
 - (オ) インターネット等の活用
 - ウ 項目
 - (ア) 不通区間及び運行状況
 - (イ) 復旧の状況及び見込み

4. 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

放送機関、通信事業者等は、被害情報、被災者の安否情報等の災害に関する情報について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに災害に関する情報を入手したときは、それぞれの計画に基づいて、速やかに災害に関する報道及び通信を行う。

また、市は、次により放送機関に放送要請を行う。

- (1) 市は、原則として県を通じて放送機関に対して放送要請を行う。
- (2) 要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。
(※参考) 資料編 ・ 報道機関

5. 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(2) 住民への的確な情報伝達

市は、住民全体に対し地震の被害、余震の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、支援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

6. 地震発生後の各段階における広報

(1) 地震発生直後（地震発生後概ね3～4時間以内）

ア 市の広報事項

- (ア) その他の地震活動情報
- (イ) 地震時の一般的注意事項
- (ウ) 初期消火活動及び人命救助の呼びかけ
- (エ) 災害情報及び被害情報
- (オ) 避難に関する情報

(2) 災害応急対策初動期（地震発生後概ね2日以内）

ア 市の広報事項

- (ア) 安否情報
- (イ) 住民に対する避難指示等
- (ウ) 災害情報及び被害情報
- (エ) 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
- (オ) 避難所の開設状況
- (カ) 緊急交通路確保の協力要請
- (キ) ボランティア受入れ情報

イ 警察の広報事項

- (ア) 住民に対する避難指示等

[R2 改正]

- (イ) 安否情報
- (ウ) 被災者に関する情報
- (エ) 交通規制に関する情報
- ウ ライフライン関係機関
 - (ア) 被災による使用不能状況
 - (イ) 使用可能な設備については、使用上の注意
- エ 公共交通機関
 - (ア) 不通区間及び運休状況
 - (イ) 臨時ダイヤの運行状況
- (3) 災害応急対策本格稼働期（地震発生後概ね3日目以降）
 - ア 市の広報事項
 - (ア) 消毒、衛生及び医療救護情報
 - (イ) 小中学校の授業再開予定
 - (ウ) 罹災証明書の交付
 - (エ) 応急仮設住宅等への入居に関する情報
 - イ ライフライン関係機関及び公共交通機関の広報事項
 - (ア) 復旧見込み
 - (イ) 災害発生時の特例措置の実施状況
- (4) 復旧対策期
 - ア 市の広報事項
 - (ア) 罹災証明書の交付
 - (イ) 生活再建資金等の貸付け
 - (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - (エ) その他生活再建に関する情報

7. 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

- (1) 市は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。
なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表する。
- (2) 県は、市と連携して、「災害発生時における情報の公表に関するガイドライン」により安否情報を提供する。
- (3) 通信事業者は、地震災害により通信設備が被害を受け電話が輻輳し繋がりにくくなった場合、被災地内外からの安否確認に対応するため、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言

[R2 改正]

板等を開設する。

8. 広報活動実施上の留意点

- (1) 市は、避難所等において視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた伝達、掲示板、文字放送テレビの設置、手話通訳者及び誘導員の配置等の措置を講ずる。
- (2) 市は、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳の配置、図やイラストの使用、多様な言語による表示・放送等の措置に努める。
- (3) 市は、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

9. 広聴活動

- (1) 市の対応

ア 相談窓口の設置及び実施体制

被災者のための住民相談所を設け、被災住民の相談、要望、苦情等を聴取するとともに必要に応じて被災地の公共施設や避難所に臨時相談所を設置する。

また、広報車等で巡回しながら、自主防災組織及び自治組織等からのニーズの把握や市民生活の状況把握に努める。

イ 専門家の協力

借地・借家関係等についての法律相談、税・社会保険に関する相談、住宅の応急修繕相談等については、専門家の知識を求める。

ウ 総合災害情報

災害発生後に予想される安否確認、交通状況及びその他の問い合わせに対応するため、総合的な情報を提供する窓口を設置する。

窓口では、義援金、支援施策、国・県の情報等についても提供を行う。

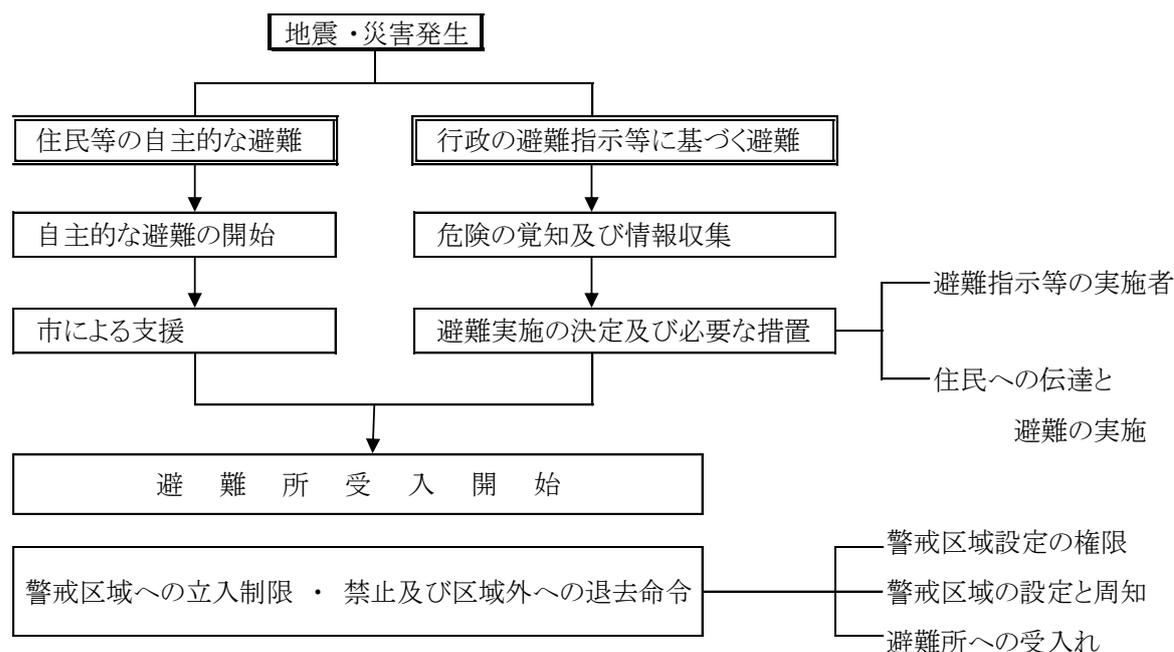
- (2) 県は、通常の県民相談窓口に加えて、災害対応の総合的相談窓口を設置するとともに市が行う広聴活動を支援する。なお、総合的相談窓口には、東日本電信電話株式会社に要請して専用電話を設置し、報道機関を通じてその電話番号を県民に周知する。
- (3) ライフライン関係機関は、被災者のための利用者相談窓口を設置する。

第3節 避難計画

1. 計画の概要

地震後さらに続いて起こる地震に伴う二次被害から地域住民の生命・身体等を保護するための、住民等の自主的な避難並びに市及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

2. 避難指示応急対策フロー



※避難指示等：高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

3. 住民等の自主的避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、区長等を通して市へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 市の支援措置

市は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管しもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受入れられるようにしておく。

4. 行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知及び情報収集

ア 市及び防災関係機関は、地震等の情報を収集するとともに所管区域内のパトロール

[R3 改正]

を強化して、住民等の避難が必要となる危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。

市は、避難指示等の対象地域、判断時期等について国及び県に対し助言を求めるとともに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

イ 市は、その後の地震活動による建築物等の倒壊及び宅地の倒壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

ウ 土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切な避難指示の発令の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を市に通知するとともに、一般に通知する。市は、その情報を基に速やかに避難指示を発令する。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

ア 高齢者等避難発令の実施者

市長は管轄区域内において災害が発生するおそれがあり、高齢者等避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は高齢者等避難を発令し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて管轄警察署長及び消防長に住民の避難誘導への協力を要請する。

市は、必要に応じ高齢者等避難の発令等と合わせて指定緊急避難場所を開設し、住民に対し周知徹底を図る。

避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、高齢者等避難を避難指示に準じる扱いとし、避難誘導等の措置を適切に実施する。

イ 避難指示等の実施者

避難指示等の発令は、法第60条に基づき、原則として市長が実施する。

市は、避難指示等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

その他、法令に基づき知事、警察官、派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には次の表のとおり。

	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準
				勧告を実施した場合の通知等
高齢者等避難	警戒レベル3	市長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者等が避難行動を開始する必要があると認めるとき。 ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける

	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準
				勧告を実施した場合の通知等
避難指示	警戒レベル4	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・立退きの指示 ・立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合 ・避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示する。
		知事		<ul style="list-style-type: none"> ・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認めた場合。 ・避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示
緊急安全確保	警戒レベル5	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、市が災害の発生を把握した場合 ※市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意
避難の指示等		知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・立退きの指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (水防法第29条)
		知事又はその命を受けた県職員	<ul style="list-style-type: none"> ・立退きの指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 (地すべり等防止法第25条)
		警察官	<ul style="list-style-type: none"> ・立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が避難のため立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合 (災害対策基本法第61条)
			<ul style="list-style-type: none"> ・避難等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な被害が切迫したと認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置 (警察官職務執行法第4条)
				<p>市長→(報告) →知事</p> <p>水防管理者→(通知) →警察署長</p> <p>知事又はその命を受けた県職員→(通知) →警察署長</p> <p>警察官→(通知) →市長→(報告) →知事</p> <p>警察官→(報告) →公安委員長</p>

[R3 改正]

	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	・警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置 (自衛隊法第94条)
			自衛官→(報告)→防衛大臣の指定する者

なお、市は、避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムの少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

ウ 避難情報等と居住者等がとるべき行動

避難情報等	住民等がとるべき行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●住民等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●住民等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●住民等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等[*]は危険な場所から避難（立退き避難又は緊急安全確保）する。 <ul style="list-style-type: none"> ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の住民等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●住民等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は緊急安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●住民等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険であ

[R3 改正]

	<p>る場合、緊急安全確保する。</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
--	---

(3) 避難場所

第1章第6節「避難体制整備計画」で定める避難所等に避難する。

(4) 住民等への伝達

ア 高齢者等避難の内容

(ア) 警戒レベル

(イ) 高齢者等避難対象地域

(ウ) 高齢者等避難理由

(エ) 避難先の名称及び所在地

(オ) 避難経路

(カ) 火災予防、盗難予防、最小限の食料・衣類の携行及び必要物品の準備

(キ) 避難時の注意事項等

イ 避難指示の内容

(ア) 警戒レベル

(イ) 避難対象地域

(ウ) 避難理由

(エ) 避難先

(オ) 避難経路

(カ) 避難時の注意事項

ウ 緊急安全確保の内容

(ア) 警戒レベル

(イ) 災害発生場所

(ウ) 災害状況

(エ) 命を守るための最善の行動をとる

エ 避難の広報

(ア) 市防災行政無線（個別受信機）を始め、Ｌアラート（災害情報システム）、サイレン、電話、広報車の巡回、拡声器、口頭、テレビ・ラジオ及び緊急速報メール、ソーシャルメディア（SNS）等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設の管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。

特に、人口や面積の規模の大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的・局地的な豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達方法について、市の実情に応じて、エリアを限定することの有効性や課題等を考慮した上で検討する。

(イ) 避難行動要支援者への避難指示等の発令に当たっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団及び自主防災組織等を通じ確実に伝達する。

(ウ) 市は、住民に対する避難のための避難指示等の発令にあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

[R3 改正]

- (エ) 市は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- (5) 避難指示等を発令した場合の報告等
- ア 知事等に対する報告
- (ア) 市長は、避難指示等を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告する。
- (イ) 警察官が単独で避難指示を発令したときは、市長は直ちにその旨の通知を受け、速やかに知事に報告する。
- イ 関係機関等に対する連絡
- 避難指示等は、村山警察署と緊密な連携のもと行う。
- ウ 避難所等の管理者に対する連絡
- 実施責任者は、避難指示等を発令したときは、直ちに指定避難所等として利用する施設の管理者に通報し、当該施設に避難所等の設置を依頼する。
- (6) 避難誘導
- 市は、避難誘導に当たって、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- 市、消防機関及び村山警察署による誘導に当たっては、可能な限り自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。
- また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。
- ア 誘導体制
- (ア) 市は、地域又は自主防災会・自治会単位に避難集団を形成するため、村山警察署及び消防機関の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。
- また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。
- (イ) 消防機関は、避難指示等が発令された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を市及び村山警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防吏員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。
- (ウ) 村山警察署は避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する。
- イ 避難の順序
- (ア) できるだけ各区、自主防災会・自治会又は職場若しくは学校等を単位とした集団避難を行う。
- (イ) 避難の順位は避難行動要支援者、傷病者等を優先し、防災活動に従事できる者を最後とする。
- ウ 避難の手段
- (ア) 避難者は個々の徒歩による避難を原則とする。ただし、避難者の自力による避難が不可能な場合は、地域の自主防災組織等が協力して避難を行う。

(イ) 市は、必要に応じて、車両等を活用し、住民を迅速かつ安全に避難させる。

エ 携帯品の制限

避難に当たっての携帯品は地勢・天候・季節等により異なるが、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク、体温計、消毒液のほか、その状況に応じて最小限度のものとし、円滑な避難が実施されるよう努める。

(7) 避難路の安全確保

市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員を派遣するとともに、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難経路上にある障害物を排除する。

また、必要に応じ、県知事に対して車両、ヘリコプター等の支援の確保を要請する。

(8) 避難指示等の解除

災害による危険が解消されたときは、避難指示等を解除する。

その場合、解除の伝達は、避難指示等発令時と同様の方法により行う。

(※参考) 資料編 ・ 指定避難所等一覧・ 救護所一覧・ 一時避難所一覧

5. 学校・病院等における避難

学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設及び大規模事業所等の管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、安全な避難方法を検討するとともに、避難対策について、職員又は従業員等に周知、徹底を図る。

6. 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおり。

災害種別	設定権者	備 考
災害全般	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員 (※知事)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。 ※ただし、知事は市が事務の全部又は大部分を行うことができないと認める場合は、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。(災対法第63条)
	警 察 官	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(災対法第63条)
	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官	市長又はその委任を受けて市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限る。 (災対法第63条)
火 災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定 (消防法第23条第2項)

	消防吏員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定 (消防法第28条)
	警察官	火災現場において消防警戒区域の設定について、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。(消防法第28条)
水災	水防団長・水防団員消防機関に属するもの	水防上緊急の必要がある場合において、警戒区域を設定(水防法第21条)
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 (水防法第21条)

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が、現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去については、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

また、警察官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、市長は、必要に応じて避難所を開設し、これらの者を受入れる。

7. 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

市は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供しよう努める。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

市は、地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対して多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供しよう努める。

第4節 避難所運営計画

1. 計画の概要

地震により災害が発生した場合に、市が開設する避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

2. 指定避難所への受入れと必要な措置

(1) 指定避難所の開設

市は、住民に避難指示等を発令した場合、又は指定緊急避難場所に避難した住民が住家の倒壊等によりさらに指定避難所へ受入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受入れるよう指示するとともに、速やかに職員を指定避難所に派遣し、迅速な開設に努める。なお、避難所の開設に当たっては次の事項に留意する。

ア 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

ウ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

エ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

カ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

キ 災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き（知事は内閣総理大臣の同意を得たうえで期間を定める。）をとる必要がある。

(2) 開設に関する周知及び報告

市は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、村山警察署及び関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所へ受入れるべき者を誘導し

[R3 改正]

保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 開設箇所数及び避難所の名称
- ウ 避難者数

(3) 開設初期に必要な措置

ア 避難者数の把握

市は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者等にかかる情報の把握に努める。

イ 避難所の運営リーダーの選出

市は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ 物資等の調達

市は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を第13節「生活支援関係」により早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎又はその近傍の地域完結型の備蓄施設を確保し必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

- (ア) 食料（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）
- (イ) 毛布
- (ウ) 日用品（マスク、消毒液、紙コップ、紙皿及び割り箸）
- (エ) 医薬品（常備薬、救急箱等）
- (オ) 生理用品
- (カ) 暖房器具、カイロ（冬期の場合）
- (キ) 簡易トイレ（トイレットペーパー）
- (ク) 飲料水
- (ケ) 燃料

エ 避難所以外で生活している被災者への配慮

市は、被災者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

3. 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、市長の責任の下で行うが、学校その他の施設が指定避難所となった場合、学校長等の施設管理者は、避難所が円滑に運営されるよう管理する。

(1) 運営管理体制の確立

指定避難所の運営管理は、避難所担当市職員、学校職員、自主防災会長等で構成する女性を含めた避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設けて協力を依頼する。

[R2 改正]

(2) 情報伝達

市は、運営委員会と協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、聴覚障がいを持つ避難者等に配慮し、掲示板の設置やチラシの配布、手話等により情報を提供する。また、特設公衆電話やテレビを避難所に設置するよう努める。

(3) 物資・サービス等の提供

市は、運営委員会を通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。

4. 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

市は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受入れ可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入れ人員に余裕ある他の避難所又は新たに開設する避難所で受入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、市内の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を市外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、他市町村に被災者の受入れを要請し、又は県にあつせんを依頼する。

(2) 更に危険が迫った場合

市は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び警察等に避難者移動用の車両及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難地等へ再避難させる。

(3) 危険が去った場合

市は、被害の拡大が沈静化した場合は、運営委員会を通して避難者に連絡するとともに、避難指示等を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず運営委員会に届け出る。また運営委員会は、避難者の退去状況を逐次市に連絡する。

(4) 避難が長期化する場合

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあつせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

5. 避難所運営に係る留意点

(1) 市のとるべき措置

ア 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。

また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。

イ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、

[R3 改正]

- あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、適切に受け入れることとする。
- ウ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- エ 住民の避難が数日以上にわたる場合は、指定避難所運営に当たって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。
- そのため、食事の供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医療等関係者による巡回の頻度、暑さ、寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状況や避難所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。
- オ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (ア) 避難者の栄養、健康等
- 避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に考慮した生活必需品の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬期には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
- (イ) 衛生、給食及び給水等対策
- a 入浴機会の確保、ごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- b 炊き出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- c トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。
- (ロ) 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策
- 被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。
- (エ) 各機関等への協力要請
- 市は、指定避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、山形県栄養士会及びNPO・ボランティア等関係機関の協力について要請を行う。
- また、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。
- (オ) 自主的な運営組織の立上げ支援
- 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。

(カ) 避難所運営への女性の参画促進

市は、避難所運営において、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営とならないよう配慮する。

(キ) 男女ニーズの違い等に配慮

市は、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した避難所の運営管理に努める。特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(ク) 要配慮者に配慮した運営、環境整備

- a 掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
- b 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
- c 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。
- d 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

(2) 住民の心得

指定避難所に避難した住民は、指定避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。

ア 運営委員会を中心とした組織の結成とリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守

ウ 指定避難所の秩序維持に必要な事項への遵守

エ その他詳細は、「東根市避難所開設・運営マニュアル」（平成29年3月策定）による。

第5節 孤立集落対策計画

1. 計画の概要

大規模災害時における孤立集落の要因は、大別して情報通信の孤立と交通手段の孤立が考えられる。

情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を疎害して人命救助活動を困難にし、また、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、集落住民の生活に大きな影響を与えることが予想されることから、被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施、緊急物資等の輸送、アクセス道路の応急復旧による生活確保など、優先順位をもってあたる孤立集落対策について定める。

2. 主な対策活動

- (1) 孤立化が予想される集落に対しては、市から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
- (2) 交通が断絶した集落に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- (3) 通信が途絶した集落に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、市職員又は警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- (4) 交通の断絶により陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- (5) 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

3. 対策活動の内容

(1) 孤立実態の把握

ア 活動の基本方針

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。

発災時には、平素からの孤立化の予想に基づき、直ちに各集落と連絡を取り合い、孤立の有無と被害状況について確認する。

イ 実施計画

市は、孤立化が予想される集落に対し、NTT回線及び市防災行政無線等を活用して、孤立集落の発生状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに報告する。

(2) 救助・救出対策

ア 活動の基本方針

災害発生時には、人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き孤立集落からの救出活動を実施する。

イ 実施計画

(ア) 県が実施する対策

県は、市からの要請に備え、ヘリコプターの出動体制を確立するものとし、市に

対し臨時ヘリポート及び要員の確保について指示を行うとともに、傷病者等の搬送の場合は、市と連携し救急車及び収容先病院に関する手配について指示する。

また、市からの要請に基づき、孤立状態から救出すべき災害時要配慮者及び観光客等について、早期に救出できるよう手配する。

(イ) 市が実施する対策

市は、ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、その概要を直ちに県に対し報告し、ヘリコプターの要請に際しては、救助場所の臨時ヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、出来る限り多くの情報を収集して報告する。

また、負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣に配慮するとともに、孤立の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

(3) 通信手段の確保

ア 活動の基本方針

市は、一般的な公衆回線が不通となった孤立集落にあつては、必要な情報を収集・伝達することが不可能となるため、情報上の孤立状態を解消するため、市防災行政無線を活用するとともに、各関係機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を図る。

イ 実施計画

(ア) 県は、電気通信事業者に対し、衛星携帯電話等の臨時配置について協力を求めるとともに、アマチュア無線災害時応援協定に基づき、日本アマチュア無線連盟山形県支部に対して、情報の伝達について協力を依頼する。

また、管轄警察署は、孤立集落へ警察無線を携帯した警察官を派遣する等の対策を検討する。

(イ) 市が実施する対策

市は、孤立が発生した集落へ職員を速やかに派遣するとともに、市防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

(ウ) 関係機関が実施する対策

東日本電信電話（株）は、災害対策機器により市指定の避難場所等に特設公衆電話を設置する。

(エ) 集落住民が実施する対策

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に自ら努める。

(4) 食料等の生活必需物資の搬送

ア 活動の基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立集落住民の生活維持のため、食料をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に実施するほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

イ 実施計画

(ア) 県が実施する対策

県は、生活必需物資の輸送について、市から要請があった場合は、各種ヘリコプターの手配及び調整を行うとともに、陸上輸送力の確保についても手配する。

(イ) 市が実施する対策

市は、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県に対してヘリコプターの確保に関する要請を行う。

(ウ) 集落住民が実施する対策

孤立集落内においては、食料等を相互に融通し合うとともに、隣接する集落と連絡を取り合いながら、集落全体としての当面の生活確保について協力する。

(5) 道路の応急復旧活動

ア 活動の基本方針

孤立集落に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保する。

イ 実施計画

(ア) 県が実施する対策

県は、孤立集落に通ずる県管理道路について、速やかな応急復旧に努めるものとし、市が行う応急復旧活動に関し、要請に基づいて、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調整し、道路管理者の取るべき措置について指導する。

(イ) 市が実施する対策

市は、孤立集落に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通の確保に努める。

(ウ) 関係機関が実施する対策

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行う。

第6節 救助・救急計画

1. 計画の概要

大規模な地震等による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、市、消防機関、県、警察及び医療機関等が連携して行う救助・救急活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

2. 救助の対象者

災害が直接の原因となって、現在、生命が危険な状態であり、早急に救助しなければ生命の安全を確保できないような危険な状態又は生死不明の状態にあり、次のような状況にある者に対し、救助を実施するものとする。

- (1) 火災が発生し、避難できず取り残された者
- (2) 倒壊家屋、収容物等の下敷きになった者
- (3) 土砂崩れ、雪崩等により生き埋めになった者
- (4) 流出家屋及び孤立した場所により救助を必要とする者
- (5) 大規模な爆発、交通事故等の発生により救助を必要とする者
- (6) 疾病、負傷等により救助を必要とする者

3. 要救助者の通報・搜索

(1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手は、生理め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、あらゆる手段を使用し直ちに消防機関、警察等に通報するよう努めなければならない。

特に生理め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

(2) 要救助者の搜索

消防、警察機関等は、必要に応じ自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の生理め者を搜索する。

4. 救助体制の確立

(1) 救助隊の編成等

ア 消防機関等は、東根市消防計画等の定めるところにより、直ちに救助隊を編成する。

この際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民又は自主防災会の協力の活用等を考慮する。

イ 市は、直ちに東根市医師会等と協力して、学校等に医療救護所を開設する。

必要に応じ知事に対し、自衛隊による医療救護所開設のための派遣を要請する。

(2) 応援要請

市は、災害が大規模で自らの組織力だけでは対応できないと判断する場合は、関係機関に応援を要請する。

ア 消防機関への要請

被害が甚大な場合及び同時多発火災が発生し、本部だけでは対応が困難なときは、「山形県広域消防相互応援協定」及び「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に基づき、応援協力を要請する。

イ 民間組織への要請

市長は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、生埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

(3) 合同調整所

県の合同調整所が設置された場合、関係者を派遣し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、情報共有及び活動調整を行う。

(4) 職員の健康管理

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理や必要な感染症対策を徹底する。

5. 救助活動の実施

(1) 緊急交通路の確保

県警察は、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救急・救助活動のための緊急車両を誘導する。

(2) 救助隊の誘導

被災地の消防機関及び県警察は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地域外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

(3) 救助活動の実施

ア 消防機関、県警察及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。また、消防団員は、消防ポンプ車庫等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。

イ 自主防災組織は、近隣者等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

ウ 災害現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生埋め者等の救助、傷病者の保護にあたるよう努めなければならない。

また、災害の現場で消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

(4) 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6. 傷病者等の搬送

(1) 搬送先

消防機関は、救助活動の初期における、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、傷病者を救急告知病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として傷病者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た傷病者のうち重症傷病者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが負傷者の搬送先の調整を行った上で、災害拠点病院等に搬送する。

[R3 改正]

(2) 搬送における留意点

消防機関は、重篤・重症傷病者等を医療機関等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車等が陸路による搬送が困難な場合、又は傷病者の状況に応じて、県又は自衛隊等のヘリコプターによる搬送を要請する。

- (※参考) 資料編
- ・山形県広域消防相互応援協定書
 - ・臨時ヘリポート

第7節 医療救護計画

1. 計画の概要

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命及び治療することを最優先の目的とし、多数の傷病者等にその時々の状況下における最大限の医療を提供するために市及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

2. 医療救護体制

(1) 応急医療体制

市は、住民の生命を守ることを最優先とするため、次の応急医療体制に係る措置を講じるものとする。

- ア 施設の確保
- イ 医師の確保
- ウ 看護師の確保
- エ 医療救護班の編成
- オ 医療品及び医療器具の確保
- カ 救急搬送体制の確立

(2) 医療救護班の編成

ア 市長は、応急の医療を実施するため、次の機関へ派遣要請を行い、医療救護班を編成する。

- (ア) 東根市医師会災害救護班（市医師会会長）
- (イ) 日本赤十字社災害救護班（北村山公立病院）

イ 医療救護班1班あたりの編成は原則として次のとおりとする。

医 師	看護師	事務職員	運転手	計
1	2	1	1	5

※ 事務職員と運転手を兼ねることができる。

(3) 応援要請

災害が大規模で、本部保健医療班で対応ができない場合、市長は、第1節第3款「広域応援計画」（以下この節において「広域計画」という。）により、県を通じて、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害時精神医療チーム（DPAT）、日本赤十字社医療救護班及び医療ボランティア等の派遣を要請する。

3. 医療救護所の設置

(1) 設置場所

市は、災害の様態から予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、指定避難所として予定している箇所のうち、各中学校、さくらんぼタントクルセンター及び市民体育館に設置する。ただし、災害の状況によっては、他の適切な場所に設置する。

(2) 医療救護及び助産活動

医療救護及び助産活動は、原則として保健医療班が、救護所において、次により実施する。

- ア 傷病者の傷病程度の区分の判別（トリアージ・タグによる）
- イ 傷病者に対する応急処置
- ウ 後方支援医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 搬送が困難な傷病者及び軽症傷病者に対する医療、救護
- オ 助産救護
- カ 死亡の確認及び遺体の処理

4. 傷病者等の搬送

前節第6節「救急・救助体制整備計画」による。

5. 医療品及び衛生材料等の確保

応急医療活動に必要な医薬品等の調達は次により行う。

- (1) 医療救護班の医師が携行する。
- (2) 県が協定を結んでいる業者及び早期調達が可能な業者とする。

第8節 消火活動計画

1. 計画の概要

地震発生時の火災による被害を防止し又は被害の軽減を図るため、市、地域住民、自主防災組織及び消防機関等が実施する消火活動について定める。

2. 初期消火

(1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、地震が発生した場合は、自身の安全を確保しコンロや暖房器具等の火を消す等、出火を防止するとともに、出火した際は、次により対処する。

ア 消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に火災を知らせ、協力を求めて消火に努める。

イ 避難するときは、ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により二次被害の防止に努める。

(2) 自主防災組織等による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら消火器、消火栓、水バケツ及びその他の防災資機材、消防用設備等を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民等の安否確認、避難誘導、救助、救護活動を行う。

3. 火災防ぎょ活動

(1) 消防本部による活動

消防吏員（職員）は、地震が発生した場合、出動規定に基づき各部署に速やかに参集し、情報収集と併せ消防資機材等を準備する。

また、火災の覚知と同時に「東根市消防計画」により活動を開始し、消防団、地域住民、自主防災組織、防災関係機関等と協力連携して活動を行う。

ア 次の方法により火災情報の収集にあたる。

(ア) 高所カメラ等からの監視

(イ) 119番通報及び駆けつけ通報

(ウ) 消防吏員の参集途上における情報収集

(エ) 消防団及び住民等からの電話又は無線等による連絡

イ 火災防ぎょに当たり、次の事項に留意する。

(ア) 火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切な位置に配置し、消火活動、延焼防止に努める。

(イ) 火災現場において、要救助者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。

(ウ) 火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命検索及び残留者の避難誘導を行う。

(エ) 上水道施設が被災した場合でも、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。

(オ) 地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定する。

(2) 消防団による活動

ア 消防団員は、地震が発生した場合は、別に定める「東根市消防計画」及び「消防団出動計画」により活動する。この際、参集途上において周囲の被害状況等の情報を収集するよう努める。

イ 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。

ウ 現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を消防本部等へ連絡する。

エ 火災防ぎょにあたっては、地域住民や自主防災組織等と協力連携するとともに、常備消防が到着した場合は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動する。

4. 市の活動

市は、火災等の拡大により住民に生命等の危険が大きく生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、市災害対策本部を設置し、必要に応じ各部各班の活動を行う。

5. 広域応援要請

大規模な地震により災害が発生した場合には、火災及び負傷者の同時多発等により出動対象が激増する一方、被災地域の消防機関は、職員や施設・資機材の被災、通信・交通の遮断等によりその機能が低下し、火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。

このような場合、市長等は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。

また、被災地域以外の消防本部は、大規模な地震の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内市町村等への応援要請

市長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎょし得ないと認める場合は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 応援受入体制

知事又は市長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、「各消防本部緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

(※参考) 資料編 ・ 山形県広域消防相互応援協定書

第9節 危険物等施設災害応急計画

1. 計画の概要

地震に伴う危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒・劇物）施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

2. 危険物等施設の災害応急対策

(1) 市の応急対策

ア 市は、被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立退きの指示を行う。

イ 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物等の排除作業を実施させる。

(2) 危険物等貯蔵取扱事業所の応急対策

ア 関係機関への通報等

危険物等貯蔵取扱事業所は、地震により被災した場合、消防機関、警察、市及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故状況を直ちに通報又は連絡し、拡大防止のため、これらの機関との協力体制を確立する。

イ 住民への広報

危険物等貯蔵取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じ市、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

ウ 自衛防災活動の実施

危険物貯蔵取扱事業所は、あらかじめ定めた災害時活動要領に基づき、自衛防災活動を行う。

エ 危険物等施設の応急措置

(ア) 危険物等貯蔵取扱事業所は、地震発生時には、危険物等の作業の停止及び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、二次災害防止のため当該施設を補修、又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

(イ) 危険物等による災害が発生した場合には、直ちに消防機関及び警察等連絡するとともに消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(ウ) 危険物等の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び警察等に連絡する。

第10節 遺体対策計画

1. 計画の概要

大規模な地震に伴う建造物の倒壊及び火災等により発生する多数の遺体について、市が実施する災害応急対策について定める。

2. 遺体等の搜索

市は、警察及び関係機関の協力を得て、遺体等（災害により被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。）の搜索を行うとともに、県に対して搜索の対象人員、搜索地域及び搜索状況を報告する。

この際、必要により自衛隊に対する搜索活動への応援要請を行うよう依頼する。

3. 遺体の処理等

(1) 遺体の安置

ア 市は、遺体安置所を確保・設置し遺体を搬送・安置するとともに、県及び県警察と連携の上、検視(死体見分)・検案(医師による死因その他の医学的検査)の業務を行える体制を整備する。この際、遺体の搬送車、棺、ドライアイス等必要な資機材が不足する場合は、災害協定締結先の県葬祭業協同組合等と連携し広域的に在庫情報等を収集し確保するように努める。

イ 遺体安置所の設置にあたり、以下の事項に考慮する。

(ア) 避難所、医療救護所とは別の場所

(イ) 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所

(ウ) 検視・検案業務のほか、身元不明遺体収容所、身元確認のためのDNA型鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所、膨大な数になる可能性を考慮し選定する。

(エ) 遺体安置所として適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

ウ 県及び村山警察署と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。

(2) 遺体の検視(検案)・処置等

ア 医師会等の協力を得て、遺体の検案を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の措置を行う。

腐敗を防止するため、棺やドライアイス等の必要な資機材を確保する。

イ 遺族その他から遺体の引受けの申出があった場合は、遺体整理票及び遺留品整理票により整理の上、引き渡す。

(※参考) 資料編 ・災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関する協定

(3) 身元不明遺体の処理

ア 身元不明の遺体については、市が村山警察署その他関係機関に連絡し、その取扱いについて協議する。

イ 身元確認の結果として遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取扱う。

また、被災地域以外に漂着した遺体(例えば、河川の上流沿岸地域において災害が

[R3 改正]

発生し、下流沿岸に漂着したような場合)のうち、身元が判明しない場合も行旅死亡人として取扱う。

(4) 遺体の引渡し

ア 遺体の身元の確認については、身体特徴、指紋、DNA鑑定、歯牙の確認等、客観的資料に基づき確認を行う。

イ 身元が判明した遺体については、速やかに遺族へ連絡し確実に引渡す。

4. 遺体の埋葬

- (1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋葬を行う。
- (2) 河北町ほか2市広域斎場事務組合の施設の能力を確認し、死亡者が多数のため、その能力を超える場合は、県との協議を行うとともに近隣市町へ火葬の協力を要請する。
- (3) 市は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な情報把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援するものとし、埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、市が埋葬を行うものとする。
- (4) 市は、死亡者が多数のため、通常の手続では、遺体の腐敗等、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、火葬・土葬許可手続を簡略化について、県を通じて厚生労働省に協議する。
- (5) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給する。

(※参考) 資料編 ・火葬場等の能力

5. 広域応援体制

市本部は、自らのみによる遺体の捜索、処理、搬送及び埋葬の実施が困難な場合は、第1節第3款「広域応援計画」及び第4款「自衛隊災害派遣計画」により、近隣市町、県又は自衛隊に対して、これらの業務に要する要員及び資機材等の確保について、応援を要請する。

(※参考) 資料編 ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定
・山形県広域消防相互応援協定書

第11節 交通輸送計画

1. 計画の概要

救助・救急、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために実施する災害応急対策について定める。

2. 優先すべき輸送需要

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次のとおりとする。

(1) 応急対策活動期

- ア 救急・救助活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員・物資
- イ 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・資機材等
- ウ 被災地外の医療機関へ搬送する重傷病者等
- エ 食料、水等避難生活に必要な物資
- オ 傷病者及び被災者の被災地域外への移送
- カ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等及び関連物資
- キ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

(2) 復旧活動期

- ア 上記(1)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

3. 交通計画

(1) 被害調査

市は、地震発生後パトロール等を行い、速やかに市内の道路等の被害状況について情報を収集するとともに、市が管理する道路について、あらかじめ定めた点検マニュアル等に基づき、緊急輸送道路を優先に、直ちに点検を実施し被災実態を把握する。

(2) 迂回路の選定

市は、調査による被害状況に応じて村山警察署と協議し、適切な迂回路の選定を行う。

(3) 交通規制

被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び道路の保全と交通の危険防止のため次により、速やかに被災地内での交通を規制する。

規制行為	実施責任	根拠法令	備考
緊急通行車両以外の車両の道路における通行の禁止又は制	警察官	災対法第76条 道路交通法 第4、5、6条	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に

緊急通行車両以外の車両の道路における通行の禁止又は制限 (道路の区間の指定)			われるようにするために緊急の必要があると認められるとき。
	自衛官	災対法第76条の3第3項	上記において警察官がその場にいらない場合に限る。
	消防吏員	災対法第76条の3第4項	上記において警察官がその場にいらない場合に限る。
道路の通行の禁止又は制限 (道路の区間の指定)	道路管理者	道路法第46条	道路の保全と交通の危険防止のため、次に掲げる場合 1 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

(4) 地域住民等への広報

道路、橋梁の被害状況、迂回路、交通規制等の情報については、第2節第2款「広報計画」により周知に努めるものとする。

4. 輸送計画

(1) 輸送車両の調達

市有車両で不足する場合は、次の機関等から車両を借り上げるものとする。

- ア 公共機関
- イ 市内業者（タクシー事業者・運送事業者等）
- ウ 山形県トラック協会（県を通じて借り上げる）
- エ バス業者

(2) 輸送の方法

ア 車両による輸送

各部班の配車要請を取りまとめ、市有車両及び借上車両を手配して配車するものとする。

イ 鉄道による輸送

被災者又は物資の輸送のため、車両の増結、臨時列車の増発等を必要する場合は東日本旅客鉄道（株）山形運輸区、日本貨物鉄道（株）新潟支店山形営業所と協議して適切な措置を講ずるものとする。

ウ ヘリコプターによる輸送

- (ア) 陸路による輸送が不可能で市外から緊急輸送を必要とするときは、県を通して、防災関係機関が保有するヘリコプターによる輸送を要請するものとする。
- (イ) この場合、県と連携して、臨時ヘリポートを早期に確保し、受入れ体制を整えるものとする。

(3) 物資拠点の確保

被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、県及び市は物資輸送拠点を確保する。

拠点の選定にあ当たっては、「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する

[R3 改正]

る協定」に基づき、公益社団法人山形県トラック協会、山形県倉庫協会に対して物流専門家の派遣を要請し、適宜助言を得ながら、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量及び当該輸送拠点施設の規模等を勘案し、最も適切な施設を確保開設する。

県及び市は、拠点施設を開設した場合には関係機関等に対してその周知徹底を図るものとする。

ア 広域物資輸送拠点

県は、運営責任者等の職員を派遣し、国や他都道府県等から届く支援物資（救援物資）等を受入れ、地域内輸送拠点等へ送り出す広域物資輸送拠点を設置する。

イ 地域内輸送拠点

市は、運営責任者等の職員を派遣し、直接搬入される支援物資や広域物資輸送拠点から届く物資等を受入れ避難所等へ送り出す地域内輸送拠点を設置する。

（第1章第16節「輸送体制整備計画」参照）

ウ 地域内輸送拠点が避難場所等として使用され、輸送拠点として利用できない場合は、隣接の公共施設等に設置するものとする。

エ 物資拠点設置の判断

被害の状況や物資需要の規模等によっては、関係機関等と協議の上、広域物資輸送拠点又は地域内輸送拠点のみを設置する必要があることに留意する。

(4) 輸送ルートを選定

被災地への輸送ルート及び被災地からの輸送ルートについては、村山警察署及び各関係機関と協議してルートを選定し、道路啓開及び交通規制を実施しながら緊急ルートを確保するものとする。

(5) 応援の要請

市本部による応急対策だけでは対応が困難なときは、本部長は、第1節第3款「広域応援計画」により、次の事項等を明らかにして、他の市町村又は県へ輸送車両の調達についての協力を要請するものとする。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集積場所及び日時

オ その他必要事項

5. 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

6. 緊急輸送道路等の啓開

(1) 道路管理者は、あらかじめ定められた緊急輸送道路等について、村山警察署及び消防機関の協力を得て、次により2車線（やむを得ない場合は1車線）を啓開する。

ア 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去

イ 通行の障害となる車両の移動

ウ 仮設橋の架橋

[R3 改正]

- (2) 国道、県道及び市道の各管理者は、あらかじめ定めた「災害発生時の緊急啓開と啓開作業分担」に基づき啓開作業を推進する。この際、啓開作業に長時間を要して緊急輸送に重大な支障となる箇所がある場合は、当該箇所の迂回路を指定する。

(※参考) 資料編

- ・市有車両等保有台数
- ・臨時ヘリポート

第12節 ライフライン施設の応急対策計画

第1款 上水道施設災害応急計画

1. 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、水道の減断水を最小限にとどめ、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するために実施する災害応急対策について定める。

2. 活動体制の確立

市は、関係機関と連絡調整を図り、必要に応じて社団法人日本水道協会山形県支部（以下、この節及び次節において「日水協県支部」という。）の「災害時相互応援協定」（以下、この節及び次節において「応援協定」という。）に基づき、次により、関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を組織する。

- (1) 第1節第2款「職員の動員配備計画」に基づき、迅速に職員を動員する。
- (2) 市本部のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、日水協県支部に対し人員及び資機材の応援要請を行う。
- (3) 応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。
- (4) 応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。
- (5) 市管工事業協同組合と連携し、復旧活動を行う。
- (6) その他については、「東根市上下水道部災害対策マニュアル」（平成20年3月策定）による。

(※参考) 資料編 ・日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」
・東根市管工事業協同組合「水道施設の災害に伴う応援協定書」

3. 被災状況の把握

市は、次により迅速かつ的確に上水道施設、道路等の被災状況を把握する。

- (1) 遠隔監視システム等による運転状況の把握
- (2) 職員等の巡視点検による被災状況の把握
- (3) 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

4. 緊急対策

市は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

- (1) 二次災害の防止対策
 - ア 浄水場等で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
 - イ 水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講じる。
 - ウ 緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。
- (2) 被害発生地区の分離
被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池か

らの浄水の漏出防止を図る。

5. 応急対策

市は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策等に十分配慮して、関係機関と連絡調整を図りながら、水道工事事業者に委託して、次により迅速に応急復旧を行う。

(1) 応急復旧計画の準備

ア 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

イ 復旧用資機材の調達

(2) 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

(3) 優先順位

医療施設、福祉施設、老人施設、避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

(4) 応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水に当たっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう滅菌を強化する。

6. 住民への広報等

市は、住民に対し、次の事項について広報し、住民の不安の解消に努める。

(1) 被災直後の広報

局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報を第2節第2款「広報計画」により、迅速に広報する。

(2) 長期的復旧計画の広報

長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を市報、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

(3) 情報連絡体制の確立

市は、被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、県との相互の連絡体制を確立する。

第2款 下水道施設災害応急計画

1. 計画の概要

地震に伴う下水道施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、実施する下水道施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

2. 活動体制の確立

- (1) 第1節第2款「職員の動員配備計画」に基づき、迅速に職員を動員する。詳細は、「東根市公共下水道災害対策マニュアル」（平成20年3月策定）による。
- (2) 必要な場合は、県内の下水道管理者及び下水道工事事業者等に応援協力を依頼する。

3. 被害状況の把握

(1) 段階ごとの被災調査

市は、地震による被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

ア 第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

イ 第2段階（応急調査）

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

ウ 第3段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

(2) 広域応援要請

災害による被害の規模が大きく、県内の下水道管理者のみでは対応できない場合は、「北海道・東北ブロック下水道災害応援連絡会議」における申し合わせに基づき、県に広域応援を要請する。

4. 応急対策

- (1) 前項の調査結果をもとに、下水道施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間一時的に処理及び排除機能を確保することを目的に行う。
- (2) 処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内の土砂浚渫及び臨時の管路施設の設置等を行う。

5. 復旧対策

- (1) 処理場及びポンプ場の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路の本復旧も管路施設を原形に回復することを目的として行う。
- (2) 復旧は、原則として災害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する必要がある。しかし、地震被害の再発防止又は将来計画を考慮して施設の改良を行う場合は、新規に計画している別の施設へ変更することも考えられるので、構造物や設備の重要度及び健全度等を検討のうえ実施する。

6. 住民への広報等

市は、住民に対し、次の事項について第2節第2款「広報計画」により、広報する。

- (1) 被災直後の広報
被災状況や復旧見通し等の情報を迅速に広報する。
- (2) 長期的復旧計画等の広報
 - ア 下水道施設の汚水排除機能が停止したり、処理場の処理機能が低下することにより、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。
 - イ 利用者が下水道施設の異常を発見した場合は、下水道関係機関へ通報するよう呼びかけを行う。
 - ウ 長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を市報、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

7. その他

その他記載の無い事項については、「東根市公共下水道災害対策マニュアル」（ライフライン班〔下水道・その他〕用）による。

第3款 その他のライフライン施設災害応急計画

1. 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、電力、電話、ガス供給等の施設の被害を最小限にとどめ、日常生活及び産業活動上欠くことができないこれらの供給を円滑に実施するための災害応急対策について定める。

2. 電力供給施設の災害応急対策

(1) 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合、電気事業者（東北電力ネットワーク株式会社。以下「東北電力」という。）は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、市及び関係機関へ連絡する。

また、必要に応じて、県又は市の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

(2) 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、インターネット・テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

(3) 応急対策

災害が発生した場合、東北電力は、被害施設及び設備等に対する状況を速やかに調査把握し、応急工事を実施するなどして、電力供給確保に努めるものとする。

(4) 復旧順位の設定

電力の供給を優先する施設は、原則として、病院、公共機関及び指定避難所等の重要施設とするが、災害状況、各電力設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、効果の最も大きいものから復旧を行う。

(5) 復電時の危険予防

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され県、市町村、警察及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

3. 液化石油ガス供給施設等の災害応急対策

(1) 被災状況の把握

液化石油ガス取扱事業者等（以下「ガス事業者等」という。）は、充填施設及び販売施設（容器置場）並びに消費者の供給設備及び消費設備を巡回して、ガス漏洩検知器等による調査・点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、一般社団法人山形県エルピーガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会（以下「関係協会」という。）に緊急連絡を行う。

また、災害が発生した場合は、警察及び市消防本部へ直ちに通報するとともに、必要に応じて付近の住民に避難するように警告する。

(2) 利用者への広報

ガス事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。

[R2 改正]

また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が大するおそれがある場合は、必要により関係協会、市、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

(3) 緊急措置の実施

被災状況調査の結果、ガス設備が危険な状態にあると判断された場合は、容器を撤去し、爆発や流失等のおそれがない安全な場所へ一時保管するとともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

4. 電気通信施設の災害応急対策

(1) 被災状況等の把握

被災状況等の把握について、電気通信事業者は、電気通信設備の監視結果及び巡回点検により被害状況を迅速かつ的確に把握し、市及び関係機関へ連絡する。

(2) 災害時広報活動

災害により、通信サービスに支障を生じた場合、電気通信事業者は次の事項を報道機関及び市の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞、市防災行政無線、メール及び電気通信事業者の広報車等で地域住民に広報を行う。

ア 通信の疎通及び利用制限の措置状況

イ 電気通信設備等の応急復旧状況等

ウ 特設公衆電話設置状況

エ 災害用伝言ダイヤルの提供状況

(3) 応急対策

被災した電気通信施設等を早期に復旧するため、災害対策機器、災害対策用資器材等を設置して応急復旧を行い、通信の確保に努める。

第13節 生活支援関係

第1款 応急給水計画

1. 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、市及び水道事業者が実施する災害応急対策について定める。

2. 給水の基準

災害発生時の混乱期に必要な給水量は1日1人最低3リットルである。このことから、現に飲料水を得ることができない者に対し、当該給水量を基準として提供を行うものとする。

3. 応急給水計画

市は、衛生対策、積雪等の気象条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

(1) 応急給水の準備

- ア 既存水源及び緊急代替水源の確保
- イ 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
- ウ 配水池及び耐震貯水槽等の貯水施設の確保
- エ 給水車等による応援給水の確保
- オ 水質の衛生確保
- カ 備蓄飲料水の量の確保

(2) 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水及び仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

ア 拠点給水

配水池、耐震性貯水槽及び指定避難所に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水装置等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

イ 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

ウ 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

エ 備蓄飲料水の供与

備蓄飲料水を避難所等において配布する。

(3) 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。

(4) 飲料水及び応急給水用資材の確保

ア 飲料水の確保

被災直後は配水池や耐震性貯水槽等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった水

[R2 改正]

道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

イ 応急給水用資材の確保

市業者が確保している応急給水用資材で不足する場合は、応援協定に基づき、速やかに日本水協会支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水資材を調達する。

(5) 飲用井戸及び受水槽等による給水

飲用井戸及び受水槽については、地震による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は滅菌剤を添加したうえで飲用に供する。

(6) 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備又は滅菌消毒剤等により滅菌を徹底したうえで応急給水する。

(7) 生活水の確保

市は、区域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を添加した水を、生活水に利用する。

(8) 要配慮者等に対する配慮

要配慮者への給水に当たっては、ボランティア活動の協力を行うなどにより、優先的な応急給水ができるよう配慮する。

また、中高層住宅の利用者への給水に当たっては、住民相互の協力を得るなどにより、円滑な応急給水ができるよう配慮する。

4. 住民への広報

市は、住民に対し断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安解消に努める。

※ 第2節情報対策伝達関係第2款「広報計画」に準ずる。

(※参考) 資料編 ・日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」

第2款 食料供給計画

1. 計画の概要

災害により食料を確保することが困難となった場合における災害応急対策について定める。

2. 食料の調達

(1) 調達

市は、市地域防災計画に基づき、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を締結している製造・流通関係業者（以下「協定締結業者」という。）等からの調達を実施する。

(2) 調達食料品目例

市は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

ア 弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン

イ 乳幼児ミルク（粉乳）、牛乳

ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）

エ 調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

(3) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

3. 食料配布の基準

(1) 食料供給の方法

備蓄食料の放出及び製造・流通関係事業者等から簡易処理食品等を調達し、配布するとともに、米飯等の炊き出しを行う。

(2) 配布の対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住宅に被害を受け、炊事できない者

ウ 応急対策に従事する者

エ その他、市内の一時滞在者等で、市長が特に必要と認めた者

(3) 配布の方法

調達した食料の輸送方法及び地域内輸送拠点等は、第11節「交通輸送計画」によるものとし、食料は各避難所等で配布する。

(4) 食料の配分

被災住民への食料配分に当たっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 要配慮者への優先配分

エ 避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等への配分

[R2 改正]

4. 炊き出しの実施

- (1) 避難所等における炊き出し
 - ア 炊き出しは、避難所又はその付近の適当な場所を選定し、仮設給食施設を設置して行う。
 - イ 自主防災組織、自治会、女性防火クラブ、NPO・ボランティア及びその他の民間協力者に要請して炊き出しを実施する。
- (2) 大量に炊き出しが必要となり炊き出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本赤十字社山形県支部及びNPO・ボランティアの協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

5. 広域応援体制

市は、自らのみで対応できない場合は、第1節第3款「広域応援計画」及び第4款「自衛隊災害派遣計画」により、近隣市町、県又は日本赤十字社に対して、次の手順でこれらの業務に要する要員、資機材及び食料等の確保について、応援を要請する。

- (1) 山形県市町村応援協定に基づき、被災市町村応援調整市町村を通じて応援要請を行う。
- (2) 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。
 - ア 食料の応援要請
品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等
 - イ 炊き出し用具等の応援要請
人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項
- (3) 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

6. 国によるプッシュ型支援

国は、県及び市において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援) 県及び市は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

- (※参考) 資料編
- ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定
 - ・災害時における応急生活物資の供給に関する協定
 - ・災害時における生活支援に関する協定

第3款 生活必需品等物資供給計画

1. 計画の概要

地震により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ、又は支障を生ずるおそれがある場合において、生活必需品等の物資（以下この款において「物資等」という。）を住民等に供給するための対策について定める。

2. 供給の基準

(1) 対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住宅の被害が全壊、半壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水であって、被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者

ウ その他生活必需品を災害で失い、日常生活を営むことが困難な者

(2) 供給の内容

物資名	品目
寝具	毛布、布団等
被服	肌着、普段着、作業着等
炊事用具	鍋、炊飯器、包丁等
食器	茶碗、皿、はし等
保育用品	ほ乳びん、紙おむつ等
光熱器具・材料	マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等
日用品	石けん、タオル、ティッシュペーパー、生理用品、歯ブラシ等
医薬品	包帯、救急絆創膏、三角巾等
トイレ	トイレットペーパー、簡易トイレ等
暖房器具	カイロ、反射式ストーブ等

3. 調達の方法

- (1) 市は、市地域防災計画に基づき、生活必需品等の供給対象者数を確認して供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活必需品等物資の放出を行うとともに、不足する場合は、あらかじめ優先供給に関する協定を締結している製造・流通業者（以下「協定締結業者」という。）等から調達する。

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

- (2) 市は、避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、調達する。

4. 輸送の方法

(1) 地域内輸送拠点の開設

市は、必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、生活必需品物資等の輸送体制を確保する。

- (2) 県が調達する物資は、原則として調達先の配送により輸送する。広域物資輸送拠点か

[R2 改正]

ら地域内輸送拠点への輸送は県が対応し、地域内輸送拠点から避難所への輸送は市が対応する。ただし、地域内輸送拠点が設置されない場合には、広域物資輸送拠点から避難所までは県が対応する。

5. 配布の方法

(1) 配布の方法

調達した物資等の輸送方法及び地域内輸送拠点等は、第11節「交通輸送計画」によるものとし、物資等は各避難所等で配布する。

(2) 物資等の配分

被災住民への物資等の配分に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 避難所等における物資等の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- イ 住民への事前周知等による公平な配分
- ウ 要配慮者への優先配分
- エ 避難所で生活せず生活必需品等を受取りに来ている被災者等への配分

6. 広域応援体制

市は、自らのみで対応できない場合は、第1節第3款「広域応援計画」により、他市町村又は県等に対して、次の手順で物資等の確保について、応援を要請する。

- (1) 山形県市町村応援協定に基づき、被災市町村応援調整市町村を通じて応援要請を行う。
- (2) 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。
 - 品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等
- (3) 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資等の供給応援要請を行う。

7. 国によるプッシュ型支援

国は、県及び市において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な物資の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援) 県及び市は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

- (※参考) 資料編
- ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定
 - ・災害時における応急生活物資の供給に関する協定
 - ・災害時における生活支援に関する協定

第4款 保健衛生計画

1. 計画の概要

地震による災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために、実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

2. 被災状況等の把握

市は、災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、以下の事項について被災状況等を把握する。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び受入れ状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

3. 防疫対策

(1) 感染症発生予防対策

市は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

ア パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、便所及び家の周りの消毒・滅菌方法を指導する。

イ 避難所設置後は、直ちにトイレ、その他の不潔な場所等の消毒を行い、以後、適宜消毒を実施するものとする。

ウ 被災家屋、下水及びその他の不潔な場所の消毒又は消毒液を配布して、消毒の指導を行う。

エ 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒を実施する。なお、消毒の実施に当たっては、ごみ処理、し尿処理を重点に実施する。

オ 県の指示があった場合は、県が定めた地域内でねずみ族や昆虫等の駆除を行う。

(2) 防疫班の編成

ア 災害の状況により、防疫対策の必要が生じたときは、必要により村山保健所（以下この節において「保健所」という。）及び市医師会等に協力を依頼し、本部内に防疫班を編成する。

イ 防疫班は概ね、医師1名、保健師及び看護師2名、事務員2名を1班として編成する。

ウ 防疫活動の実施に当たっては、被災戸数及び防疫活動の実態について、保健所へ速やかに連絡するものとする。

4. 保健衛生対策の実施

市は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行

[R2 改正]

うものとする。

特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

(1) 健康調査及び健康診断

防疫班は、避難所の被災者及び災害発生地区住民に対して、必要により、緊急度の高いところから健康調査を実施し、調査の結果必要な場合は健康診断を実施する。

(2) 予防接種の実施

災害により疾病が流行するおそれがある場合は、保健所に報告し、その指示に基づいて、臨時に予防接種を行う。

(3) 感染症発生時の対策

ア 被災地において感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、速やかに保健所に報告する。

イ 感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いがある場所及び飲食物、衣類、寝具その他の物件については、保健所の指示により、消毒を実施する。

(4) 健康相談・保健指導

保健所の協力を得て、被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を把握するとともに、保健指導や健康相談を実施する。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安除去等メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

キ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

(5) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

避難所においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が精神的不調をきたす場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

(6) 栄養調査及び栄養相談

県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

5. 防疫用薬剤及び保健衛生資機材等の確保

(1) 災害支援協定を締結している企業及び団体から調達する。

(2) 不足の場合は、第1節第3款「広域応援計画」により他市町村又は県に対して、確保を要請する。

6. 食品衛生監視活動の実施

被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため、県に食品衛生監視員の派遣を要請し、適時の監視活動を行う。

[R2 改正]

7. 被災動物対策

動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、市町村等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。

(1) 避難動物の適正飼養等

飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した家庭動物の適正飼養等について、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市は、村山保健所、県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所に避難した家庭動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防する上で必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。

(2) 危険な動物の緊急措置等の確認

災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置の確認について保健所に要請する。

(3) 被災地域における動物の保護・収容要請

市は県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設への保護、収容を保健所へ要請する。

第5款 廃棄物処理計画

1. 計画の概要

地震に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、主として市が実施する廃棄物処理対策について定める。

2. 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物処理計画

市は、国が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみやトイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方自治体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(2) 災害廃棄物の処理

市は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア 大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるとともに、平時の処理能力について把握し、災害時における廃棄物処理の多重性や代替性の確保を図るものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるものとする。

イ 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

(3) 市の措置

市は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア 発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状）等を勘案し、その発生量を推測した上で、「東根市災害廃棄物処理計画」に基づき、仮置場、最終処分場を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

イ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

ウ 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。

エ 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が市の指定する収集場所に搬送する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、市がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出、搬送する。

また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

[R2 改正]

オ 災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分配慮を行う。

なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。

カ 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や市建設業協会、市一般廃棄物許可業者及び、山形県産業資源環境協会等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

キ ごみ処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、被災した場合の対処として、処理系統の多重化や補修等に必要な資機材の備蓄を行う。ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気、水、熱の供給設備を設置するよう努める。

ク 災害廃棄物処理に当たっては、関係機関と緊密に連携し、適切な分別の実施により可能な限り再生可能と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

3. ごみ処理

(1) 体制の確立

ア 東根市外二市一町共立衛生処理組合（以下「処理組合」という。）と連絡をとり、処理施設の処理能力を確認する。

イ 避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。

ウ 処理組合と協議し、緊急のごみ収集・処理計画を策定する。

エ 災害により大量のごみが発生し、短期間に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所（以下、「一時保管場所」という。）を設置するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行う。

オ 第2節第2款「広報計画」により住民への広報に努める。

(2) ごみの処理

ア 市は、避難者の生活に支障を生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、処理組合に最優先で処理するように要請する。

イ 損壊建物からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り残材等については、被災者に仮置場への搬入協力を依頼する。

ウ 市は、一時保管場所に集積されたごみを、分別種別毎に処理組合等の施設に搬入する。

エ 一時保管場所に集積されたごみの処理を早期に完了させるために、必要な人材及び資機材を調達するよう処理組合に要請する。

オ 運搬及び処理に必要な人員及び収集運搬車両等が不足する場合には、市建設業協会、市一般廃棄物許可業者、(社)山形県産廃協会などに協力要請を行う。

4. し尿処理

(1) 体制の確立

ア 避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、避難所等におけるし尿の排出量を推計する。

イ 処理組合と連絡をとり、処理施設の処理能力を確認する。

ウ 処理組合と協議し、し尿処理・収集計画を策定する。

(2) 仮設（簡易）トイレの設置

上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。

また、仮設（簡易）トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。

ア 設置場所は次のとおりとし、避難所等に優先して設置するものとする。

(ア) 避難所及びその他の被災者を収容している施設

(イ) 集合住宅団地、住宅密集地等でトイレが不足又は使用不可能な場所

(ウ) 汲み取り処理地域及び下水道が使用不可能となった地域

イ 仮設（簡易）トイレの調達

設置機材は、県及びレンタル業者から調達するものとする。

(3) 収集・処理の実施

処理組合に対して、非常時の収集を要請し、被災地域及び避難所等を優先して行うものとする。

(4) くみ取り便槽及び浄化槽の被害状況の把握に努め、し尿のくみ取りや清掃等必要な措置を行う。

(5) 必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

(6) し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合、及びし尿処理施設の処理能力を超える場合には、他の市町村、一部事務組合及び山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

5. 広域応援体制

市は、自らのみで対応できない場合は、第1節第3款「広域応援計画」及び「緊急時における廃棄物処分相互協定」により、他市町村及び一部事務組合に対して、これらの業務に要する要員、車両及び資機材等の確保について、要請する。

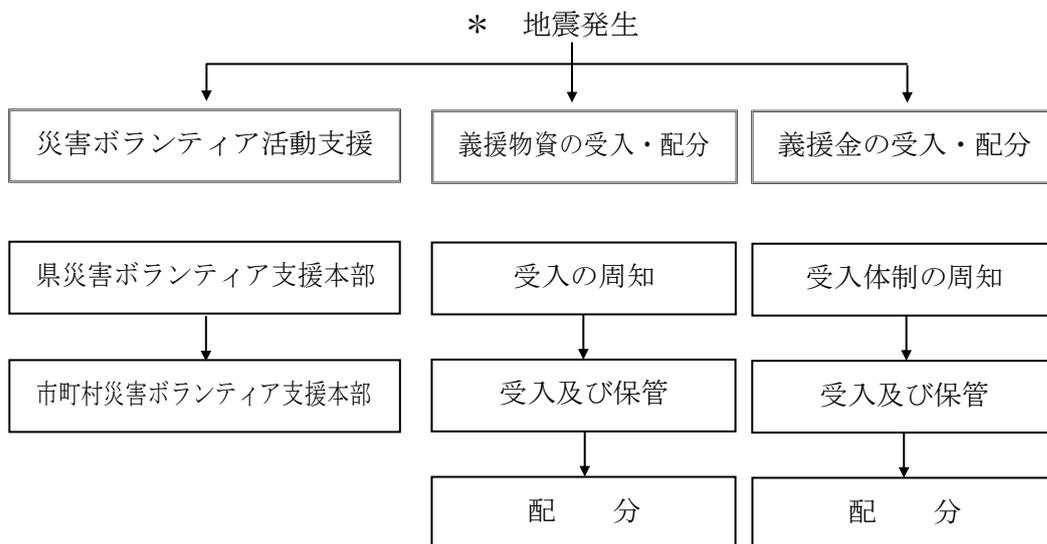
- (※参考) 資料編
- ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定
 - ・緊急時における廃棄物処分相互協定書

第6款 自発的支援の受入計画

1. 計画の概要

地震による災害発生時に、県内外から寄せられる善意の支援の申し込みに適切に対応するため、県、市町村及び関係機関が実施する対策について定める。

2. 自発的支援の受入計画フロー

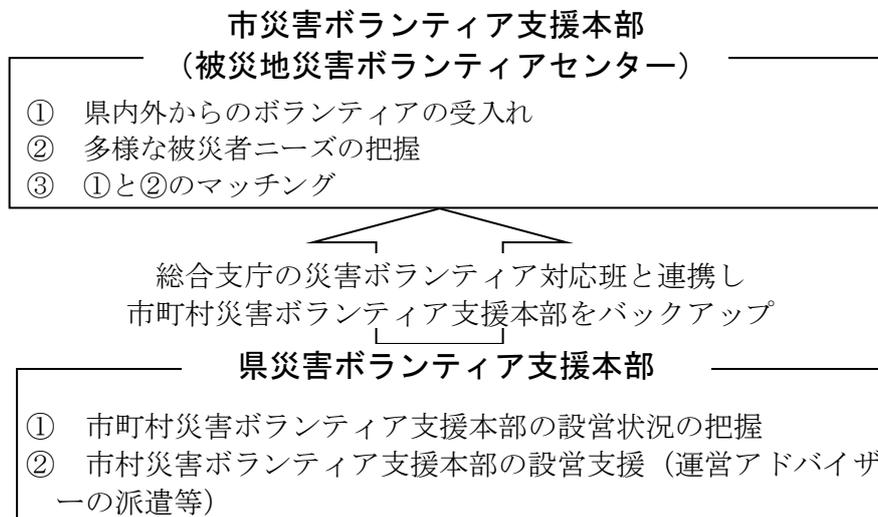


3. 災害ボランティア活動支援

地震による災害発生時に、増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、県及び市等が山形県災害ボランティア活動支援指針に基づき実施するボランティアの受入れ及び活動支援対策について定める。

県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(1) 災害ボランティア活動支援体系図



[R2 改正]

③ 県内外の災害支援NPOやボランティア活動希望者に対する 市町村災害ボランティア支援本部等の情報提供
--

(2) 市災害ボランティア支援本部

ア 設置

市は、大規模な災害が発生した場合、東根市社会福祉協議会と密接に連携し、必要に応じて協定に基づき市災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）を設置する。

イ 運営

災害ボランティアセンターの母体を東根市社会福祉協議会とし、関係機関と連携し次の活動を行う。

(ア) ボランティアの受入れ

(イ) 避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握

(ウ) ボランティア活動の調整及び派遣要請等

a 把握した被災者ニーズやボランティアの受入れ状況を踏まえて需給調整を行う。

b 登録ボランティアのみでは対応できない、又は対応できないおそれがあると判断される場合は、必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

(エ) ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対し、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力を行うとともに、活動上の安全確保を図る。

(オ) ボランティア関係機関・団体等との連携

災害ボランティアセンターの運営に当たっては、日本赤十字社その他のボランティア関係機関・団体・NPO及びボランティア・コーディネート組織（ボランティアの広域的な募集及びコーディネーションのノウハウを持つ組織）等と連携を図り、被災地における多様なニーズに効果的に対処するよう努める。

(3) 連絡調整

市災害対策本部は災害ボランティアセンターとの連絡調整等連携を密にする。

(4) 支援活動連携要領

災害ボランティアセンターの設置・運営等の詳細については「災害時における東根市と東根市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」による。

4. 義援物資の受入・配分

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援物資を円滑かつ、適切に受入れ及び配分するために実施する対策について定める。

(1) 基本方針

市は、関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握し、必要に応じて義援物資を受入れる。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

また、個人からの義援物資については、品目の混載や不均一な梱包等により、仕分け

[R2 改正]

に要する施設面積や手間が多くなるなど、物資拠点のリソースを大きく浪費してしまうおそれがあるため、公的な支援物資の荷役業務や情報処理に支障を与えないよう、物流事業者が運営する物資拠点施設での受入れとは別ルートにするよう配慮する。

(2) 受入れの周知

市は、被災地のニーズを把握し、義援物資の受入れが必要と認められる場合は、その品目のリスト及び受入れる期間について国の非常災害対策本部等又はホームページや報道機関等を通じて公表するとともに、被災地の需給状況を勘案し、当該リスト等を逐次改定するよう努める。

ただし、開設している物資拠点の名称や住所については、個人からの混載物の義援物資が入り込むことを避けるため、公表しないものとする。

また、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

なお、義援物資受入れの必要がない場合も、その旨を公表する。

(3) 受入れ及び保管

市は、義援物資を受入れる必要があると認められる場合には、速やかに義援物資の受入窓口を開設するとともに、物資を受入れ、(一時的に)保管する施設についても関係機関等と連携しながら開設及び指定する。

(4) 配分

市は、受入れた義援物資について、被災地のニーズと物資の調達状況等を勘案しながら速やかかつ効果的に配分する。

なお、必要に応じて、義援物資の配送、管理に当たっては公益社団法人山形県トラック協会や山形県倉庫協会に協力を要請するとともに、義援物資の仕分け、配布に当たってはボランティアを活用するなど、関係機関等と相互に連携しながら円滑な義援物資の配分を行う。

5. 義援金の受入・配分

(1) 受入体制の周知

市は、義援金の受入れが必要と認められる場合は、政府対策本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座(銀行名等、口座番号、口座名等)を公表する。

(2) 受入窓口、保管

ア 一般からの受入窓口を市役所、市社会福祉協議会に開設する。

イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

ウ 受け入れた義援金は、配分が決定されるまで適正に管理する。

(3) 配分

ア 学識経験者、日本赤十字社山形県支部等義援金受付団体、県社会福祉協議会等福祉団体等で構成する「義援金配分委員会」(以下この節において委員会)という。)を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、適切かつ速やかに市又は市が組織する義援金配分委員会に配分し、市から被災者へ配分する。

イ 市に寄託された義援金は、速やかに委員会に送金する。

ウ 市は、県「義援金配分委員会」から配分された義援金について配分を行う。

[R2 改正]

(4) その他

ア 市は、機会あるごとに、支援に対し感謝の意を表明する。

イ 市は、個人、団体等の支援者に対し、できうる限り礼状を発送する。

6. 配分計画

委員会は、義援金の本質を踏まえ、公平性、迅速性、透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

なお、委員会の設置規程は、別に定める。

(※参考) 資料編 「災害時における東根市と東根市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」

第14節 障害物の除去計画

1. 計画の概要

地震災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石・竹木等で、日常生活に著しい支障を与えている障害物を除去するため実施する災害応急対策について定める。

2. 道路及び河川障害物の除去

(1) 市管理の道路、河川の障害物

市管理の道路、河川については、市において除去を実施するが、障害物の状況に応じては、市建設業協会等の協力を得て、速やかに除去する。

(2) 国、県管理の道路、河川の障害物

国、県管理の道路、河川の障害物について、早急に除去が必要な場合は、国及び県に対して速やかな除去の実施を要請する。

(3) 私道の障害物

私道における障害物の除去は、住民が各自実施するものとし、緊急を要する場合で市民から要請があった場合は、業者を斡旋する。

3. 住宅障害物の除去

(1) 対象世帯

通行上障害となる建物であり、対象となる世帯は、次の要件の全部に該当する世帯である。なお、被災者から要請があったときは、市はその建物の権利関係等を確認したうえで解体除去する。

ア 災害のため住居が半壊又は床上浸水し、土石、竹木等が流入したもの

イ 流入した場所が居間、台所等で日常生活が営めない状態にあるもの

ウ 自ら障害物を除去する資力を有しないもの

(2) 除去の方法

対象となる世帯を調査し、建設業者等に依頼し、最小限度の範囲で除去を実施する。

(※参考) 資料編 災害時における災害応急対策の応援に関する協定書

第15節 文教施設における災害応急計画

1. 計画の概要

地震発生時における児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために実施する災害応急対策について定める。

2. 体制

(1) 市教育委員会

被害情報の収集、衛生管理指導及び被害施設の応急・復旧対策を実施する。

(2) 施設管理責任者

各施設管理責任者（以下「管理者」という。）は、児童生徒、教職員及び各施設の被害状況を把握し、市に報告する。

(3) 教職員

管理者の指揮に従い、児童生徒の安全を最優先に災害対策活動にあたる。

3. 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあるが、指定避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、市が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校職員が避難所運営委員会の一員として協力していくことを基本とする。

(1) 児童・生徒等の安全確保

ア 在校時の措置

地震発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の応急手当等を行う。

火災等が発生した場合及び重傷者、生理め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

イ 登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

ウ 勤務時間外の措置

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保した上で、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

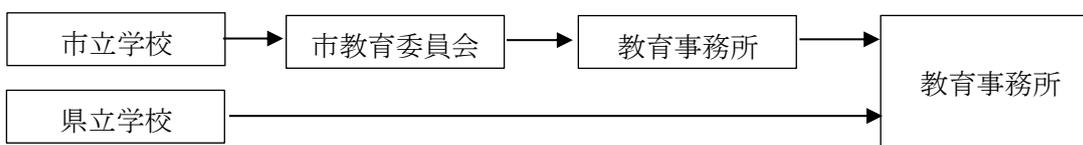
エ 下校及び休校の措置

児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえで、児童・生徒等を速やかに下校させる。保育所、幼稚園、小学校等については、できる限り緊急時連絡先に連絡を取り、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童・生徒等を引き渡さず、保護者とともに安全が確保される学校に留まることや避難行動を促すなど対応を行う。

また、児童・生徒等の自宅等に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置を取る。

(2) 被災状況等の報告

校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する(この報告は、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず行う。)



(3) 応急教育の実施

校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じる。

ア 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

イ 校区の通学路や交通手段等の確保

ウ 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導

エ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された市村で、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

4. 災害救助法に基づく措置

市長は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

(1) 学用品給与の対象者

災害により住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の推積等により一時的に居住することができない状態になったものを含む）により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校、高等学校等の生徒（特別支援学校の小学部児童、中学校生徒、高等部の生徒を含む。）

(2) 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）

(3) 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書（教材を含む）は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する。（ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は、県と協議し、その同意を得たうえで必要な期間を延長することができる。）

(4) 学用品給与の方法

ア 学校長は児童生徒の被災及び学用品の喪失又は棄損状況を調査し、市教育委員会に

[R2 改正]

報告する。

イ 市教育委員会は、学用品等の不足の報告に基づき、品目別数量と個人別表により把握集計して、購入・配給計画を策定し、購入する。

ウ 教科書については、直ちに販売店に連絡し、調達・配給する。販売店等で調達が不可能な場合は、教育事務所を通じて、県にあっせんを要請する。

5. 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

6. 東根市学校給食センターの応急対策

- (1) 東根市学校給食センターが被災した場合には、市教育委員会は被害状況について調査し、速やかに応急対策を実施し、復旧に努める。
- (2) 食材の確保については、東根市学校給食物資納入協力会や一般財団法人山形県学校給食会等の協力を得て、速やかに調達する。
また、次の点に特に留意する。
 - ア 安全な給食物資を確保する。
 - イ 給食従事者確保への支援
 - ウ 食中毒の予防に万全を期す。
- (3) 施設が使用不可能な場合は、給食の代わりとなる食料を、災害協定締結企業や団体等から速やかに調達する。

7. 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- (1) 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防機関及び警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の応急手当等を行う。
- (3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- (4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する。

8. 文化財の応急対策

- (1) 国、県及び市指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。
 - ア 建造物及び搬出不可能な文化財
防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置のものについては

[R2 改正]

所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

イ 搬出可能な文化財

各指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。

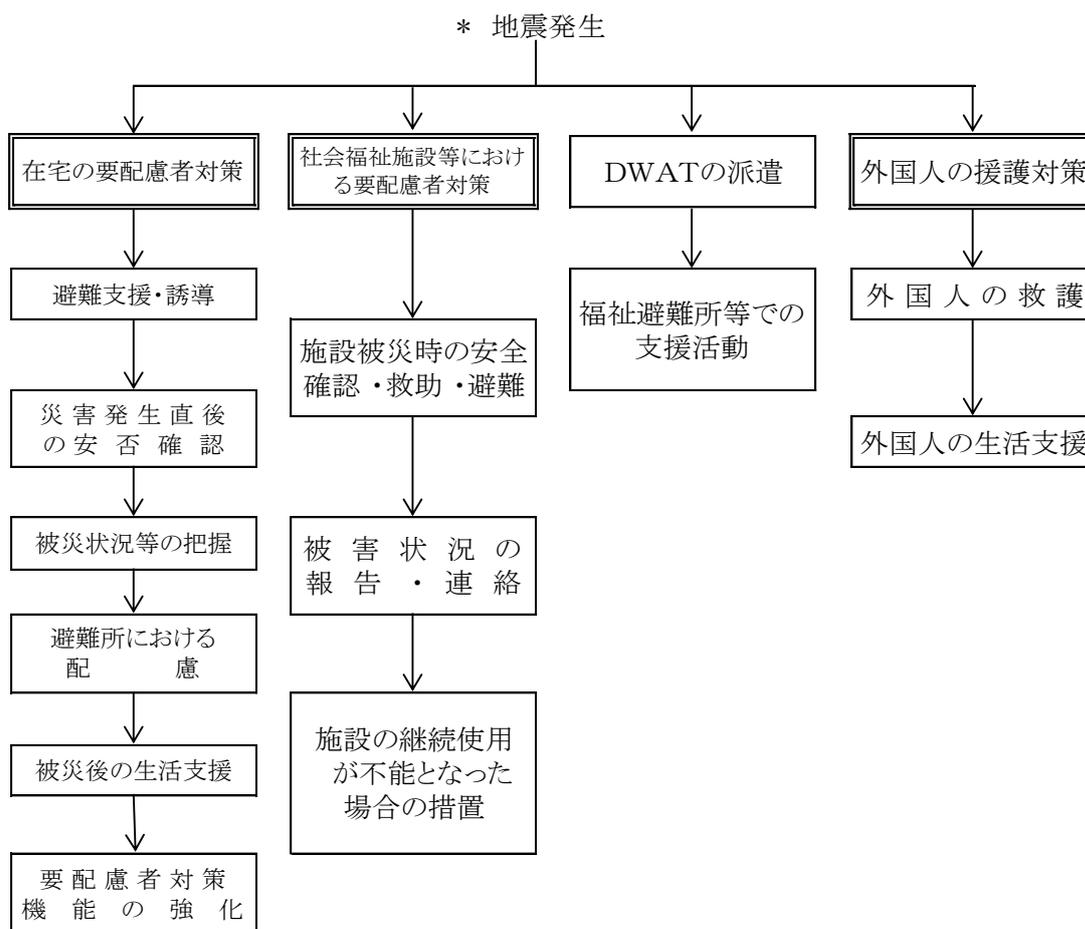
- (2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- (3) 被害が発生した場合は、直ちに市文化財保護行政主幹課を通じて、県に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

第16節 要配慮者の応急対策計画

1. 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、市及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

2. 要配慮者の応急対策フロー



3. 在宅の要配慮者対策

(1) 避難誘導等

地震による災害が発生して、住民の避難が必要になった場合、避難行動要支援者の避難誘導が、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。また、自治会、自主防災会、隣組、支援者等は、避難行動要支援者の避難行動について、支援、協力するように努める。

また、避難の誘導に当たっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(2) 災害発生直後の安否確認

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、自治会、自主防災会、隣組、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について、避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(3) 被災状況等の把握

市は、避難所や要配慮対象者の自宅等に、民生委員・児童委員や地域包括支援センター職員、保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況

イ 家族（介護者）有無及びその被災状況

ウ 介護の必要性

エ 施設入所の必要性

オ 日常生活用具(品)の状況

カ 常時服用している医薬品等の状況

キ その他避難生活環境等

(4) 指定避難所における配慮

市は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した指定避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、必要に応じて福祉避難所を設置し指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

(5) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる。また、症状に合わせ、東根温泉の旅館等を福祉避難所として利用していく。

ただし、市内の施設で対応できない場合、市は県に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

イ 相談体制の整備

被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

その場合、特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

(ア) 市は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

(イ) 被災した要配慮者に対しては、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

4. 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成し、入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。

イ 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

ウ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を市及び県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

ア 施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、市を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

イ 市は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

5. 外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

市は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

市は、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 相談体制の整備

市は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第17節 応急住宅対策計画

1. 計画の概要

大規模な地震により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、その援護を推進するために実施する災害応急対策について定める。

2. 被災住宅状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

市は、地震により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

ア 地震・津波情報及び被害状況

イ 避難場所の状況

ウ 被災市の住宅に関する緊急対応状況(予定を含む。)

エ 被災建築物応急危険度判定

(ア) 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル(全国被災建築物応急危険度判定協議会策定)」及び「山形県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」等に基づき、市が実施する。

(イ) 市は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行う。

(ウ) 判定の実施に当たっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

オ 被災宅地危険度判定

敷地の被害の状況により、市は県の支援を受け宅地の危険度判定を行う。

カ 被害認定

市は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。

キ 被災度区分判定

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

ク 当面の応急仮設住宅の必要戸数

ケ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

コ 被災市の住宅に関する県への要望事項

サ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 公的住宅等の活用の可否に係る調査

市は、市営住宅及び公的宿泊施設等を当面の仮設住宅として、使用の可否を調査する。

3. 市営住宅への入居

市長は、東根市市営住宅管理条例（平成9年条例第32号）第4条の規定に基づき、災害により住宅を被災した者が住居に困窮している場合、公募を行わずに市営住宅に入居させることができる。

また、困窮の実状を調査し、その困窮の度合いの高い者から入居者を決定する。

4. 被災住宅の応急修理

(1) 修理の対象者

災害により住宅が半焼又は半壊し、自らの資力をもっては応急修理をすることができない次の者に対して実施する。

- ア 生活保護法の被保護者及び要保護者
- イ 特定の資産のない高齢者及び障がい者
- ウ 前各号に準ずる者

(2) 基準

日常生活に必要な居室、台所、トイレ等について最小限度の修理を実施する。

(3) 修理の方法

市による対象者調査に基づき、市が設計のうえ、建設業者に請け負わせて、災害発生の日から原則として、1ヶ月以内に修理する。

5. 応急住宅の確保

(1) 民間賃貸住宅の借上げ

市は、県の住家に被害を受けた被災者の収容対策と連携し、入居者の選定及び申込を適切にして住宅を確保する。

(2) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅は、災害救助法等が適用された場合に、県救助法細則の定めるところにより建設し供給する。

第18節 技術者等動員計画

1. 計画の概要

地震災害発生時の災害応急活動を円滑に実施するため、災害応急活動に必要となる技術者等の確保について定める。

2. 技術者等の従事命令等

(1) 従事命令の実施

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場にいる者及びその近隣の住民に対し、従事命令を発して救助に関する業務に従事させるものとする。

技術者の確保が困難な場合、市長は、知事へ技術者の派遣を要請する。

また、知事が技術者等の従事命令を市長に委任した場合には、次の技術者について公用令書を用いて救助に関する業務に従事させるものとする。従事者の実費弁償及び障害の補償等は、災害救助法及び県救助法細則の定めるところによる。

ア 医師、歯科医師

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士

ウ 保健師、助産師及び看護師及び准看護師

エ 救命救急士

オ 土木技術者及び建築技術者

カ 大工、左官及びとび職

キ 土木業者、建築業者及びその従事者

ク 自動車運送業者及びその従事者

(2) 協力命令の実施

市長は、県知事から従事命令に関して委任を受けた場合は、災害発生現場の近隣の住民に対して協力命令を発し、救助に関する業務に従事させることができる。その手続は、知事が執行する従事命令の手続と同様である。

(3) 命令の執行者と種類

法令に基づく防災関係機関の従事命令等は、次のとおりである。

ア 市長が執行する命令

災害応急対策業務従事命令

イ 知事及び知事の委任を受けた市長が執行する命令

災害救助業務従事命令、災害救助業務協力命令、災害応急対策業務従事命令及び災害応急対策業務協力命令

ウ 警察官

災害応急対策業務従事命令

エ 消防吏員及び消防団員

消防業務従事命令

オ 水防管理者及び消防長

水防業務従事命令

3. 労務者の確保

災害応急業務にあたる労務者については、村山公共職業安定所を通して確保を図るとともに、急を要する場合は、建設業者等に協力を依頼する。

第19節 河川・農地・農業用施設災害対策計画

1. 計画の概要

地震により被災した河川、ダム、ため池施設等の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

2. 被災状況調査

施設管理者は、震度3以上の地震が発生した場合、直ちに巡回等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

3. 住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、直ちに管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立入を禁止し、市、警察及び消防機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

4. 被害拡大防止措置

施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、その後の出水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立入禁止等の措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、被災地の早急な復旧・復興を期すため、施設占有者に必要な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいいため、当該施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者

[R2 改正]

及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

オ 危険物、油流出等事故対策の実施

地震により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

震災発生時は、応急対策又は復旧活動等に伴う多種多様な河川区域使用の要請が予測されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

(2) ダム施設

地震発生後の点検等によりダム施設に異常が認められた場合は、関係機関や利水権者間の調整等、ダムの機能を最小限維持するための調整を行う。

(3) 農地・農業用施設

施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。

ア 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、市及び警察等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。

イ 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。

ウ 施設管理者は、必要に応じ、地震や降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策をとる。

エ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。

オ 市は、施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

5. 応急復旧

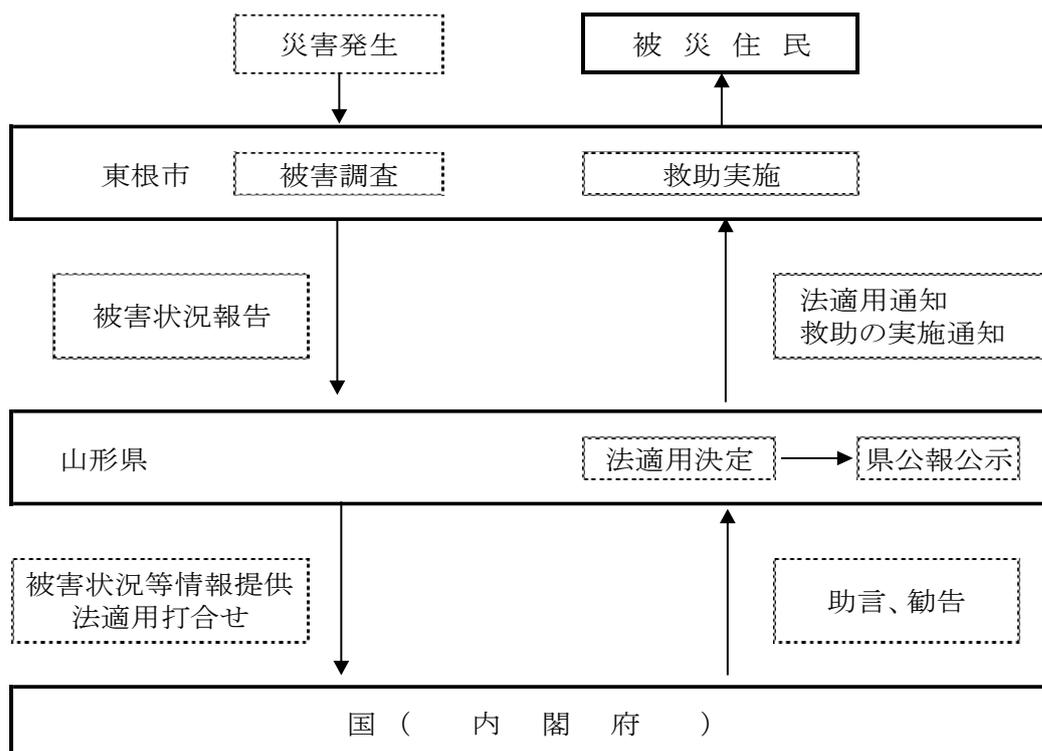
施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第20節 災害救助法の適用に関する計画

1. 計画の概要

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法（以下この節において「法」という。）に基づく災害応急対策について定める。

2. 災害救助法による救助フロー



3. 災害救助法の適用基準

災害救助法は、災害の状況が市町村の人口に応じた一定の基準に達したときに適用されるもので、本市における適用基準は、次のとおりである。（令和2年国勢調査時点）

- (1) 本市域内において60世帯以上の住家が滅失したとき。
- (2) 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が1,500世帯以上に達した場合であって、かつ、市内の滅失世帯数が30世帯以上であるとき。
- (3) 被害が全県にわたり、県内の滅失世帯数が7,000世帯以上に達した場合であって、かつ、市内において多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 本市域内の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助を実施する必要があると認めたとき。
 - ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

4. 被害状況等の判定基準

(1) 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなし、適用基準上換算して取り扱う。(法施行令第1条第2項)

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊、全焼、流失}) + (\text{半壊、半焼}) \times 1/2 + (\text{床上浸水等}) \times 1/3$$

(2) 住家滅失の認定

ア 住家が全壊、全焼又は流失したもの

(ア) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要な構成要素(壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。)の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊又は半焼したもの

損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。

(ア) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

具体的には、ア及びイに該当しない場合であって、次のものをいう。

(ア) 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの

(イ) 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。

(ア) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。

(イ) マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。

(ウ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。

イ 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。

(ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、

[R2 改正]

合して1住家とする。

- (イ) 学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。
- (ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

5. 実施責任者

災害救助法が適用された場合の救助の実施は、知事が必要な救助を行うが、知事が迅速に救助を行う必要があると認めたときは、その権限に属する事務の一部について、知事の委任を受けて市長が救助を実施する。

なお、その経費は県救助法細則で定められた範囲内で知事が負担する。

6. 災害救助法による救助

- (1) 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。
 - ア 収容施設の供与(避難所の設置、応急仮設住宅の供与)
 - イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - エ 医療及び助産
 - オ 災害にかかった者の救出
 - カ 災害にかかった住宅の応急修理
 - キ 学用品の給与
 - ク 埋葬
 - ケ 遺体の捜索及び処理(災害により行方不明の状態にある者で、周囲の状況により既に死亡していると推定される者の捜索に係る機械・器具の借上料又は購入費、修繕料及び燃料費については、その親族等の実費負担とする。)
 - コ 障害物の除去(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石や竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。)
- (2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。(法第4条第2項)
- (3) 救助の程度、方法及び期間等
本計画資料編のとおり

(※参考) 資料編 ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

7. 法の適用手続き

市長は、本市における被害の程度が法の適用基準に該当し、又は該当する見込である場合は、次により被害状況を知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因
- (3) 法の適用を申請する理由

[R2 改正]

- (4) 法の適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及び今後取ろうとする救助措置
- (6) その他必要な事項

8. 実施状況の報告

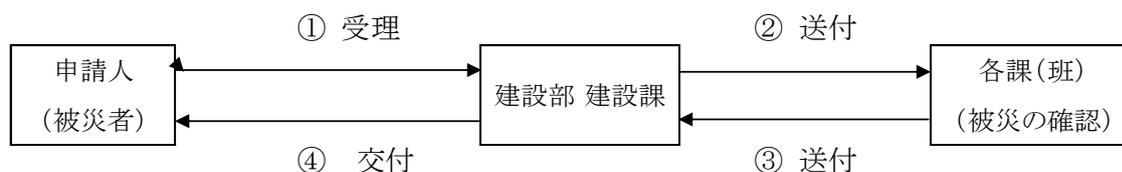
災害救助法の規定による応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告する。

- (1) 市本部の各部班は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日、救助の実施状況を市長に報告する。
- (2) 市長は、報告を取りまとめ、救助の実施状況を把握するとともに、その結果を知事に報告する。

9. 罹災者台帳及び罹災証明書

- (1) 市は、災害が発生し、援護が必要であると認められる被災者があるときは、その被災状況を取りまとめ、罹災台帳を作成、整備する。
- (2) 市は、当該災害の被災者から申請があった時は、遅滞なく、住宅の被害その他の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（罹災証明書）を交付する。

（罹災証明書交付手順）



火災については、申請書受理から交付まで東根市消防本部が行う。

10. 被災者台帳の作成

- (1) 市は、災害が発生し、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めた場合、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
 - カ 援護の実施状況
 - キ 要配慮者であるときは、その旨を及び要配慮者に該当する理由
 - ク その他
- (3) 災害対策基本法第90条の3の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

[R2 改正]

また、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

- (4) 災害対策基本法第90条の4の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

第 3 章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

1. 計画の概要

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者の相談の受付、見舞金の支給及び雇用の確保等の民生安定化対策について定める。

2. 被災者のための相談

(1) 市は、被災者からの幅広い相談に応ずるため、市役所及び避難所等に相談所を開設し、県及び他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

(2) 相談事項

相談所では、設置地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項について相談業務を実施する。

ア 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例処置及び公共料金等の特例措置等

イ 職業相談：雇用全般にわたる相談

ウ 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用

エ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

(3) 罹災証明書の発行

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間機関と応援協定を締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施ものとする。

(4) 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(5) 被災者の生活再建等の支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

3. 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

東根市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和53年条例第26号。以下「弔慰金条例」という。）の規定に基づき支給及び貸付を行う。

4. 雇用の確保等

市は、国と連携し被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。

5. 住宅対策

(1) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

市は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、市は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

(2) 災害公営住宅の建設

市は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定を早期実施が得られるよう努める。

(3) 市は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できるかぎり早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組みを計画的に実施する。

6. 租税の特例措置

国及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、災害の状況に応じて、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は税の納付若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を講じる。

7. 被災者への各種措置の周知

市は、前記の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努める。

（※参考）資料編 第6編 3 見舞金等の支給・資金の貸付

第2節 金融支援計画

1. 計画の概要

地震により被害を受けた農林水産業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため実施する金融支援対策について定める。

2. 農林漁業関係

(1) 天災融資制度による融資

ア 天災資金の貸付

市は、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの（以下「被害組合」という。）に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

イ 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

市は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害により被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、低利の経営資金を融通する。

(2) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

市は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸付けの迅速化及び貸付条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(3) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

市は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

市は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(4) 農林漁業者への各種措置の周知

市は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種広報手段を活用し、被害を受けた農林漁業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

3. 中小企業関係

(1) 各金融機関に対する円滑な融資の要請

市は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

(2) 各融資機関に対する条件緩和措置の要請

市は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(3) 中小企業者への各種措置の周知

ア 各種広報手段を活用した周知

市は、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

イ 被災地への中小企業金融相談窓口の設置

市は、被害の状況に応じ、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な助言、調整を行う。

(※参考) 資料編 第6編 3 見舞金等の支給・資金の貸付

第3節 公共施設等災害復旧計画

1. 計画の概要

地震により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るための計画について定める。

2. 公共施設の復旧方法

公共施設の復旧は、施設を単に復すのみではなく、災害予防のための施設の新設及び耐震化改良工事等についても十分検討のうえ、実施する。

3. 公共施設の復旧事業費等の種類

- (1) 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づく復旧事業
 - ア 河川復旧事業
 - (ア) 「河川法」が適用され若しくは準用される河川又はその他の河川の復旧
 - (イ) 河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止及びその他の施設の復旧
 - イ 砂防設備復旧事業
 - (ア) 「砂防法」第1条に規定する砂防設備の復旧
 - (イ) 「砂防法」が準用される砂防のための施設若しくは天然の河岸の復旧
 - ウ 林地荒廃防止施設復旧事業
 - 山林砂防施設の復旧（立木を除く）
 - エ 地すべり防止施設復旧事業
 - 「地すべり等防止法」第2条第3項に規定する地すべり防止施設の復旧
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業
 - 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設の復旧
 - カ 道路復旧事業
 - 「道路法」第2条第1項の規定による道路の復旧
 - キ 下水道復旧事業
 - 「下水道法」第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道及び同条第5号に規定する都市下水路の復旧
 - ク 公園復旧事業
 - 「都市公園法」施行令第25条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの
- (2) 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく復旧事業
 - ア 農業用施設復旧事業
 - イ 林道復旧事業
- (3) 「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」に基づく公立学校復旧事業
- (4) 「公営住宅法」に基づく公営住宅復旧事業
- (5) 「児童福祉法」に基づく児童福祉施設復旧事業
- (6) 「老人福祉法」に基づく老人福祉施設復旧事業
- (7) 「知的障害者福祉法」及び「障害者自立支援法」に基づく障害者援護施設復旧事業

[R4 改正]

- (8) 「生活保護法」に基づく生活保護施設復旧事業
- (9) 「身体障害者福祉法」に基づく身体障害者社会参加支援施設復旧事業
- (10) し尿処理施設復旧事業
- (11) ごみ処理施設復旧事業
- (12) 公的医療機関復旧事業
- (13) 災害清掃事業

4. 被害状況の調査と県への報告

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を市又は県に対し速やかに報告する。

また、市は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県（所管課又は出先機関）に対し報告する。

5. 国、県による復旧工事の代行

以下の場合には、国または県に復旧工事の代行を要請する。

国及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。国は、県又は市から要請があり、かつ県又は市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は市に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、指定区間外の国道、県道又は市道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

県は、自らが管理する道路と交通上密接である市道について、当該市から要請があり、かつ当該市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

6. 災害復旧関係技術職員の確保

災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員に不足が生じたときは、県を通じて、技術職員等の応援派遣について協力を要請するものとする。

詳細については、第2章第18節「技術者等動員計画」を準用する。

7. 資金計画

市は、県に準じて、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、県に準じて短期資金の確保を行う。

(※参考) 資料編 第6編 4 災害復旧事業一覧

[R4 改正]

第4節 激甚災害指定による復旧

1. 計画の概要

地震による災害が被害甚大である場合、「激甚災害に対処するための特別な財政援助に関する法律」による激甚災害の指定を受けて速やかに復旧事業を実施するための計画を定める。

2. 激甚災害指定の手続

地震による災害が発生し、激甚災害の指定を受けようとする場合の手続は、次のとおりとなる。

- (1) 市長は、災害の状況及び応急対策の概要を知事に直ちに報告する。
- (2) 知事は、(1)の報告を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞いて、必要と認めるときは、激甚災害の指定を行い、当該災害に対して取るべき措置を政令で定め、必要な援助を行う。

3. 激甚災害指定による援助の種類

- (1) 公共土木施設の災害復旧事業
「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の適用を受ける公共土木施設及び同法第3条で定める施設で、国の負担割合が3分の2未満の災害発生防止のための新設又は改良に関する事業による施設
- (2) 社会福祉施設の災害復旧事業
 - ア 「児童福祉法」第35条第2項から同条第4項までの規定により設置された施設
 - イ 「老人福祉法」第15条の規定により設置された養護老人ホーム、特別養護老人ホーム
 - ウ 「身体障害者福祉法」第28条第2項又は同条第3項の規定により設置された施設
 - エ 「生活保護法」第40条及び第41条の規定により設置された施設
 - オ 「障害者自立支援法」第79条又は第83条の規定により設置された施設
- (3) 農林施設の災害復旧事業
「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の適用を受ける災害復旧事業及び災害防止を図るための農業用施設・林道の新設又は改良に関する事業
- (4) 文教教育施設の災害復旧事業
「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の規定を受ける公立学校の施設
- (5) 公営住宅の災害復旧事業
 - ア 「公営住宅法」第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設
 - イ 被災者公営住宅建設事業に対する特例補助
- (6) その他の災害復旧事業
 - ア 河川、道路、公園等に堆積した多量の泥土、砂礫、樹木等の排除事業
 - イ 市が指定した場所に搬入された土砂の排除事業
 - ウ 湛水の排除事業
 - エ 水防資機材費の特例補助

(※参考) 資料編 第6編 5 激甚災害の指定基準

[R4 改正]

第5節 災害復興計画

1. 計画の概要

大規模な地震により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

2. 復興対策組織体制の整備

被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、必要に応じて、復興対策の円滑な実施を期すため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

その際、男女共同参画の観点から復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参加を促進するとともに、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画についても促進する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、県、他の市町村及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

3. 復興基本方針の決定

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

4. 復興計画の策定

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

市は、災害の再発生防止と快適な都市環境を目指し、長期総合計画等の上位計画や他の個別避難計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業等については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得て、都市計画決定を行う。

- (2) 特定大規模災害時における復興対応

市は、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

市は、必要に応じ関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

5. 復興事業の実施

- (1) 土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組む。また、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用し、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業等による計画的な整備改善、市街地の復

[R2 改正]

興に必要な住宅の供給について必要な措置を講じる。

なお、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

(2) 防災性向上のための公共施設の整備等

防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。その際、関係機関が連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

ア 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、

都市公園及び河川等の骨格的な都市基盤施設の整備

イ 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化

ウ 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

6. 住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要であることから、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。

(※参考) 資料編 第6編 4 災害復旧事業一覧

第 3 編 風水害対策編

第 1 章	災害予防計画	199
第 2 章	災害応急計画	233
第 3 章	災害復旧・復興計画	271

第 1 章 災害予防計画

第1節 基本方針

1. 基本方針

この計画は、風水害の未然防止と被害の軽減を図り、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために事前に実施すべき防災対策について定めるものである。

2. 風水害対策の具体的方針

- (1) 住宅、公共施設、設備等の充実により防災力の向上を図る。
- (2) 風水害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る。
- (3) 自主防災組織を育成し、地域の防災力を高める。
- (4) 災害発生時に、速やかに災害対策活動ができる体制づくりを進める。
- (5) 被災時の速やかな救助活動のための体制づくりを進める。
- (6) 災害に強いライフラインの整備を進める。
- (7) 総合的、計画的に防災対策を実施する。

第2節 防災知識の普及計画

1. 計画の概要

市及び防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員等に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

なお、普及・啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、市全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2. 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 市における防災教育

ア 市は、職員に対し、防災関係法令、関係条例、市地域防災計画及び震災時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

イ 市は、年1回以上を目標に、防災関係者等を対象として、災害に関する有識者、災害対応経験者等による防災講演会又は県実施の出前による防災講話を開催し、防災意識の向上を図る。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施する他、県及び市が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加するものとする。

3. 住民に対する防災知識の普及

市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るものとする。

また、大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することは困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、気候変動の影響も踏まえつつ、防災訓練や啓発活動等を通し、住民に対する防災知識の普及を図る。

なお、国、県及び市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。

(1) 啓発内容

気候変動の影響と考えられる異常気象に伴う災害が増加していることを踏まえ、災害

[R3 改正]

に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害への備えについての啓発事項

(ア) 住宅の安全点検

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

(エ) 自動車へのこまめな満タン給油

(オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

(カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握

(キ) 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

(ク) 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(ケ) 本県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

(コ) マイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成

イ 災害予想区域図の周知

市は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアルを作成し、住民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

(ア) 特別警報、警報、注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

(イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動

(ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路

(エ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(オ) 応急救護の方法

(カ) 通信システムの適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

(キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

[R3 改正]

- (ク) ライフライン途絶時の対策
 - (ケ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
 - (コ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」における暴力は許されないという意識
 - (カ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）
- (2) 啓発方法
- 県及び市は、市報、パンフレット、リーフレット、ポスターの配布や、防災ビデオの貸出し、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。
- 併せて、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通して防災意識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- (3) 住民の責務
- 住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

4. 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、市は、気候変動の影響も踏まえつつ、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所などに防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

なお、国、県及び市は、事業所等が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機なるよう分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

- (1) 啓発内容
- 災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。
- ア 災害への備えについての啓発事項
- (ア) 施設の安全点検
 - (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）
 - (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
 - (オ) 本県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
 - (カ) 地域住民との協力体制の構築
- イ 災害予想区域図の周知
- 市は、国及び県と連携し、想定される被害の危険区域及び避難場所、避難経路を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアルを作成し、事業所に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の

立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや建物の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 特別警報、警報、注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
 - (ロ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
 - (ハ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - (ニ) 応急救護の方法
 - (ホ) 通信システムの適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
 - (ヘ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
 - (ヘ) ライフライン途絶時の対策
 - (コ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
 - (ク) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」における暴力は許されないという意識

(2) 啓発方法

市は、市報、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や防災ビデオの貸出し、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

併せて、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・解放を自衛防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を推進する。

5. 学校教育における防災教育

市は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。なお、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

市は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、本県の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

ア 児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児童生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 市教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

6. 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

※ 第2編震災対策編第1章第2節「防災知識の普及計画」5.「防災対策上特に注意を要する施設における防災教育」を準用する。

7. 洪水予報等河川等に指定されていない中小河川における対策

県は、必要と認める河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて市へ水位や浸水想定の情報を提供する努める。

市長は、洪水予報又は特別警戒水位に到達した旨の周知（以下「洪水予報等」という。）を行う河川として指定した河川（以下「洪水予報等河川等」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第3節 地域防災力強化計画

1. 計画の概要

災害発生時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

2. 自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

市は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

市は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

防災関係機関は、市が行う自主防災組織の育成整備活動への協力を努める。

(2) 育成の方針

市は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」（昭和54年3月23日山形県防災会議決定）に基づき、既存の自治組織を自主防災組織として育成する。

(3) 育成強化対策

ア 市は、自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

(ア) 編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

a 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

b 編成上の留意事項

- (a) 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討
- (b) 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
- (c) 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加
- (d) 地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB等）の活用

(イ) 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

(ウ) 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

- a 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）。
- b 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）。
- c 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）。

[R2 改正]

- d 情報の収集伝達に関すること(収集伝達方法等)。
- e 出火防止及び初期消火に関すること(消火方法、体制等)。
- f 救出及び救護に関すること(活動内容、消防機関等への連絡)。
- g 避難誘導及び避難生活に関すること(避難の指示の方法、要配慮者への対応、家庭動物同行避難者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等)。
- h 給食及び給水に関すること(食料・飲料水の確保、炊き出し等)。
- i 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること(調達計画、保管場所、管理方法等)。

イ 自主防災リーダーの育成

市は、次の事項に留意し、研修の実施等により自主防災リーダーの育成に努める。

- (ア) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。
- (イ) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー(その職務を代行しうる者)も同時に育成すること。
- (ウ) 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること。

ウ 訓練・研修の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所運営訓練等の各種訓練を行い、災害への実践的な対応力を強化するよう努める。

また、市は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、市の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

エ 防災資機材の整備等

市は、県が実施する自主防災組織への支援事業や、財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用し、自主防災組織に対し防災資機材等の整備を促すとともに、地域防災活動の拠点(防災センター等)、消防水利(防火水槽等)及び広場(避難路、避難地等)等の整備を積極的に行うことにより、自主防災組織が災害時に効果的に活動できるよう努める。なお、整備に当たっては、緊急輸送道路上にある、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。

オ 自主防災組織連絡協議会の設立

市は、自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会の設置を促進する。

(4) 自主防災組織の活動内容

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡
- (ウ) 地域内における危険箇所(山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等)の点検

[R2 改正]

- (エ) 地域内における消防水利(消火栓、小川、井戸等)の確認
 - (オ) 家庭内における防火、防災等についての啓発活動
 - (カ) 地域内における情報の収集・伝達体制の確立
 - (キ) 避難地及び医療救護施設の確認
 - (ク) 火気使用設備・器具等の点検
 - (ケ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
 - (コ) 各種防災訓練(情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等)の実施等
 - (ク) 在宅の要配慮者に関する情報の把握等
- イ 災害発生時の活動
- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
 - (イ) 地域住民の安否の確認
 - (ウ) 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力
 - (エ) 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達
 - (オ) 地域住民に対する避難指示等の伝達
 - (カ) 避難誘導活動の実施
 - (キ) 要配慮者の避難活動への支援
 - (ク) 避難生活の指導、避難所の運営への協力
 - (ケ) 給食・給水活動及びその協力
 - (コ) 救助物資等の配布及びその協力
 - (ク) 他地域への応援等
- (5) 関係団体との連携
- 自主防災組織は、次により、女性防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。
- ア 女性防火クラブとの一体的な活動体制づくり
 - イ 少年消防クラブ等の育成強化への協力
 - ウ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体と連携した要配慮者支援の実施
- (6) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
- ア 自発的な防災活動の推進
- 自主防災組織など一定の地区内の住民及び該当地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを「地区防災計画」の素案として東根市防災会議に提案するなど、市と連携した防災活動を行う。
- イ 地区防災計画の策定促進
- 自主防災会は、地域コミュニティにおける自助・共助の醸成、及び地域防災力の向上を図るため、地区の特性をふまえた自発的で効果的な「地区防災計画」の策定に努める。
- 市は、計画の策定を促進させるため、防災関係機関と等と連携して、自主防災会に

[R2 改正]

対し、計画策定に係る指導・助言を行うものとする。

ウ 地区防災計画の設定

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3. 企業（事業所）等における防災の促進

市は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定を推進する。また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業における防災に関する取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

- (1) 第2編第1章3節「3 企業（事業所）等における自衛消防組織の育成」(1)を準用する。
- (2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

具体的には、各企業は災害時に中核事業を継続または早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

市は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業

[R3 改正]

を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(3) 市町村等における事業継続力強化支援計画の策定促進

県、市、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(4) 企業等における帰宅困難者対策の促進

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

県及び市は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

第4節 災害ボランティア受入れ体制整備計画

1. 計画の概要

風水害等により大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、市が実施する受入れ体制及び活動環境の整備について定める。

※ 本節については、第2編第1章第4節「災害ボランティア受入れ体制整備計画」を準用する。

第5節 防災訓練計画

1. 計画の概要

※ 第2編第1章5節「1. 計画の概要」を準用する。

2. 総合防災訓練

※ 第2編第1章5節「2. 総合防災訓練」を準用する。

3. 図上訓練

※ 第2編第1章5節「3. 図上訓練」を準用する。

4. 学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災訓練と合わせた防災教育を実施するよう努めるものとする。

国、県、市及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行うものとする。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

5. 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、市及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水及び土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

県及び市は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

6. 実践的な訓練の実施と事後評価

※ 第2編第1章5節「6. 実践的な訓練の実施と事後評価訓練」を準用する。

第6節 避難体制整備計画

1. 計画の概要

風水害による災害は、二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、避難体制の整備について定める。

2. 指定緊急避難場所及び避難所の指定と事前周知

※ 第2編第1章6節「2. 指定緊急避難場所及び避難所の指定と事前周知」を準用する。

3. 避難指示等発令体制の整備

※ 第2編第1章6節「3. 避難指示等発令体制の整備」(1)～(3)を準用する。

(4) 避難指示等の発令基準の設定

ア 避難指示等の発令判断・伝達マニュアルに記載すべき事項

項目	洪水	土砂災害
①対象とする災害及び警戒すべき区間等	・避難行動をとる必要がある河川とその区間を特定（ハザードマップ等、河川や内水氾濫等の特徴に関する情報）	・土砂災害警戒区域及びその周辺
②避難すべき区域	・水位観測所ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定（避難行動要支援者に関する情報）	・土砂災害警戒区域を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を設定（孤立箇所、自主防災組織、避難行動要支援者等地区の実情を考慮）
③避難指示等の発令の判断基準等	1)指定避難所等へ避難するため必要な時間を把握 2)避難すべき区域ごとに避難指示等の発令基準や考え方を策定	・大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、土砂災害の危険度分布、（気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県の土砂災害危険度情報をまとめた呼称、以下同じ）近隣での土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況等を用いた発令基準の設定
④避難指示等の伝達方法	1)伝達文の内容の設定 2)伝達手段や伝達先の設定（伝達手段の整備や自主防災の体制等）	1)伝達文の内容の設定 2)伝達手段や伝達先の設定（伝達手段の整備や自主防災の体制等）
⑤災害特性等	・外水氾濫、内水氾濫（水門操作のタイミングや水路の状況）など	1)局地的・突発的に発生し、目視による確認が困難で家屋・人的

[R2 改正]

		<p>被害が発生しやすい。</p> <p>2) 深層崩壊など想定を超える規模の土砂災害が発生することもあるため、気象状況、近隣の災害発生状況や前兆現象等状況把握に努め、避難指示等の発令を判断する。</p>
--	--	--

イ 避難指示等の発令判断・伝達マニュアルの作成

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報等河川及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って、避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国及び県は、市に対しこれらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国及び県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

市は、マニュアルの作成にあたり、災害の特性と住民に求められる避難行動（猛烈な豪雨が継続しているなど切迫した状況下では、計画された指定避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）や具体的かつ確実な伝達手段（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した伝達手段の確保）に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

また、県は、避難指示等の発令基準の設定について、支援及び助言に努める。

ウ 避難指示等の発令・伝達体制の整備

市は、迅速・的確な避難実施が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

- ・ 市長が不在時の発令代行の順位
- ・ 発令の判断に必要な気象情報等の確実な入手体制の整備

[R3 改正]

- ・ 災害種別に応じた指定避難所等・避難経路の事前の選定

(5) 市地域防災計画への反映

	項目	内容	根拠法令等
洪水・土砂災害	避難指示等の発令基準	避難指示等の発令基準等について記載 判断基準の情報 ・ 洪水：水位到達情報、指定河川洪水予報、洪水警報、大雨警報(浸水害)、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報(浸水害)の危険度分布） ・ 土砂：大雨警報(土砂災害)、土砂災害警戒情報、土砂災害にの危険度分布、土砂災害緊急情報、土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況	
	避難場所	浸水や土砂災害からの安全性についての配慮に加え、避難経路や避難誘導體制等を記載	水防法 第15条第1項第2号 土砂災害防止法 第8条第1項
	要配慮者の警戒避難体制	要配慮者の情報把握 要配慮者利用施設への情報伝達体制	水防法 第15条第2項第2号 土砂災害防止法 第8条第2項
洪水	洪水予報等の伝達方法	浸水想定区域ごとに規定 ・ 伝達手段:防災行政無線、電話、訪問など ・ 伝達情報:洪水予報、水位到達情報など	水防法 第15条第1項第1号
	避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項	浸水想定区域ごとに規定 ・ 洪水予報等の具体的かつ詳細な伝達方法 ・ 要配慮者向けの段階的な避難情報の伝達方法	水防法 第15条第1項第2号
	地下街等、要配慮者施設、大規模工場の名称及び所在地等	浸水想定区域ごとに規定 ・ 地下街等については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められる施設を記載 ・ 要配慮者施設については、利用者の洪水時の安全かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を記載 ・ 大規模工場等については、当該施設の所有者又は管理者から申し出があった施設で、洪水時の	水防法 第15条第1項第4号

[R3 改正]

		<p>安全かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市地域防災計画に、これらの施設の名称及び所在地を記載した場合は、施設ごとに、警戒避難体制を確保するため、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を記載 <p>【市地域防災計画に位置付けられた施設の所有者又は管理者の義務等】</p> <p>①地下街等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難確保計画、浸水防止計画の作成 ※計画を作成する場合は、接続ビル等の管理者等の意見を聴くように努める。 ○避難確保、浸水防止のための訓練の実施 ○自衛水防組織の設置 <p>②要配慮者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難確保計画の策定 ○避難確保のための訓練の実施 ○自衛水防組織の設置（努力義務） <p>③大規模工場等（努力義務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浸水防止計画の作成 ○浸水防止のための訓練の実施 ○自衛水防組織の設置 	<p>水防法 第15条の2 第15条の3 第15条の4</p>
土砂	土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備等	<p>1) 土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項 ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④ 土砂災害警戒区域内に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地 ⑤ 救助に関する事項 ⑥ その他必要な警戒避難体制に関する事項 <p>2) 市地域防災計画に要配慮者利用施設の名</p>	<p>1) 土砂災害防止法第8条第1項（法定）</p> <p>2) 土砂災害防止法第8条第2項（法定）</p> <p>- 56 -</p> <p>3) 土砂災害防止法第8条第3項（法定）</p> <p>土砂災害防止法第8条の2</p>

		<p>称及び所在地を定める場合、施設を利用して いる者の円滑かつ迅速な避難を確保するた め、土砂災害に関する情報、予報及び警報の 伝達に関する事項を定める。</p> <p>3)土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設そ の他の避難場所及び避難路その他の避難経路に 関する事項その他警戒区域における円滑な警戒 避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知 させるため、これらの事項を記載した印刷物 (土砂災害ハザードマップ)の配布その他の必 要な措置を講じる。</p> <p>【市地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用 施設の所有者又は管理者の義務】</p> <p>○避難確保計画の策定 ○避難確保のための訓練の実施、結果の報告</p>	
--	--	---	--

5. 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

市は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

- (1) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。
- (2) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の配備
- (3) 要配慮者、女性及び子どもに配慮した資機材等の整備
- (4) 要配慮者等に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備
- (5) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備
- (6) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備
- (7) 避難所における良好な生活環境の確保

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

[R4 改正]

6. 避難行動要支援者の個別避難支援計画

※ 第2編第1章6節「5. 避難行動要支援者の個別避難支援計画」を準用する。

7. 避難誘導體制の整備

市は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

市は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

8. 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、県及び市が連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。県及び市は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

ア 防災情報の入手体制

イ 地域の実情に応じた避難所等（市指定の避難所等）及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達の方法

ウ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

エ 集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法

オ 施設利用者の受入れに関する災害協定を締結した施設等

カ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難場所に係る市等との事前調整

[R4 改正]

(3) 地下空間を有する施設

地下通路など地下空間を有する施設の管理者は、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 利用者の施設外への安全な避難手段の確保

イ 利用者に対する地下空間が有している危険性の周知

9. 福祉避難所の指定

※ 第2編第1章6節「8. 福祉避難所の指定」を準用する。

第7節 医療救護体制整備計画

1. 計画の概要

大規模災害時に発生する多数の傷病者に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため市及び医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

※ 本節については、第2編第1章第9節「医療救護体制整備計画」を準用する。

第8節 水害予防計画

1. 計画の概要

水害の未然防止と被害の軽減を図るため、治山事業及び治水事業の推進について定めるとともに、洪水ハザードマップ等を活用した水害予防を推進する。

2. 治山対策

(1) 方針

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性を考慮して、水源地から河口までの水系を一体としてとらえ、治水、利水の調整を図りつつ、総合的に事業の計画的推進を図るものとする。

(2) 対策

市内各河川の上流水源地帯における林野の安定を図り、土砂の流出を抑制して、下流人家・公共施設・農地等の保全に努めるため、山地治山事業、防災林造成・保安林等の整備を図る。

3. 治水対策

(1) 方針

市街化の進展に伴い、雨水が流出しやすくなり、その量も増大している。

このため、中小河川や排水路等が氾濫し、内水による被害を受ける地域が出てきている。これらに対処するためには、河川改修事業、排水施設の改良及び下水道事業等を積極的に推進するとともに、在来の排水施設についても流水阻害物の除去等を行い、その機能維持に努めるものとする。

(2) 河川

ア 国、県の管理する河川（1級河川、2級河川）

国土交通省及び県との連絡を緊密にし、これらの河川の護岸工事等の河川改修事、砂防事業を促進するよう要請していくものとする。

イ 市の管理する河川（準用河川、普通河川）

土地区画整理事業、開発行為等による市街化の進捗状況等を考慮するなど、流域の実態を的確に把握し、緊急度に応じて河川改修事業を推進するものとする。

(3) 水路

市街地内の堰や一般排水路については、公共下水道雨水事業との調整を図りながら整備を推進するものとする。

ア 市街地においては、浸透性舗装や浸透ますによる雨水の地下への浸透並びに駐車場、公園、学校等の敷地を利用した雨水貯留施設等の整備を推進し、雨水の流出抑制を図るよう努める。

イ 開発が進められている市街地周辺や丘陵地域等については地形等の変化に伴う雨水の流れを把握し、開発に適応した排水施設の整備、改良を行い、雨水流出量を調整するものとする。

4. 情報の収集、伝達体制の確立

県は多重無線やテレメータ雨量計、水位計等の観測機器を中心とした水防情報システムの整備を推進する。

市は、現在設置してある場所以外に必要な箇所へのテレメータ雨量計、水位計等の設置を要望し、情報収集体制を確立するとともに、市内における降雨・水量等の状況等必要な情報を県危機管理課等へ連絡する。

5. 水害防止対策等の実施

洪水予報河川や浸水想定区域の指定等に基づき作成した洪水ハザードマップを活用して、事前の情報提供や災害時の情報の共有化等により水害防止対策を推進する。

(1) 浸水想定区域における避難確保のための措置

市洪水ハザードマップ（洪水避難地図）で浸水想定区域、避難場所等の周知及び市地域防災計画において、洪水予報の伝達方法、避難要領等その他円滑、かつ迅速な避難の確保のため必要な事項を定める。

(2) 浸水想定区域内の住民及び要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達

山形地方気象台、国土交通省山形河川国道事務所、山形県村山総合支庁北村山河川砂防課等からの氾濫危険水位及び避難判断水位情報に基づき、洪水のおそれがあるときは、速やかに「災害応急計画 第3節 避難計画」により、住民に連絡するとともに、洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域内にある要配慮者利用施設への情報を伝達する。

(3) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の策定

本計画に名称及び所在所等が定められた施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制、情報収集及び伝達、避難誘導、施設の設備、防災教育及び訓練等必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、遅滞なく市に報告しなければならない。（計画変更時も同様とする。）

また、施設の管理者等は、当該避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設

令和3年4月1日現在

最上川洪水浸水想定区域

No.	施設名称	所在地	電話番号	施設種別
1	大富わらしっこクラブ	東根市大字羽入 925	53-6780	学童保育所
2	大富小学校	東根市大字羽入 841	47-0404	小学校

白水川洪水浸水想定区域

1	本丸ホーム	東根市本丸南一丁目 10-165	43-6980	小規模特別養護老人ホーム
2	第二白水荘	東根市大字蟹沢 897-1	41-1121	特別養護老人ホーム
3	かりがね学童クラブ	東根市大字長瀬 188-1	53-1925	学童保育所
4	管クリニック	東根市三日町四丁目 1-30	42-0055	医療提供施設
5	長瀬小学校	東根市大字長瀬 188-1	42-0321	小学校
6	第二中学校	東根市大字蟹沢 950-15	42-0343	中学校

村山野川洪水浸水想定区域

1	ナッシングホームさくらんぼ	東根市大字野田 1921	36-0017	介護老人保健施設
2	グループホームさくらんぼ	東根市大字野田 1924	41-2828	認知症対応型共同生活介護
3	月あかり神町	東根市神町北四丁目 2-3	53-1889	住宅型有料老人ホーム
4	ケアセンターとこしえ	東根市さくらんぼ駅前三丁目 1-20	53-1178	小規模多機能型居宅介護施設
5	(株)さくらんぼの森保育園	東根市大字東根甲 7057-174	41-2181	小規模保育事業所
6	(株)マカレット保育園	東根市板垣北通り 3-7	47-2668	小規模保育事業所
7	(福)さくらこども園	東根市神町北五丁目 5-18	53-6555	認定こども園
8	(福)認定こども園おだしま	東根市大字蟹沢 82-1	53-0511	認定こども園
9	(福)大森にじいろ保育園	東根市神町北二丁目 9-2	53-1318	小規模保育事業所
10	夢の城ベビーホーム	東根市神町北三丁目 3-6	47-3618	届出保育施設
11	小田島学童クラブ	東根市大字郡山 672	43-1925	学童保育所
12	大森なかよしクラブ	東根市神町北二丁目 1-1	48-3530	学童保育所
13	山形ロイヤル病院	東根市大森二丁目 3-6	43-8227	医療提供施設
14	小田島小学校	東根市大字郡山 411-1	43-4449	小学校
15	大森小学校	東根市神町北二丁目 1-1	48-3500	小学校
16	神町中学校	東根市神町北五丁目 11-1	48-3375	中学校

乱川洪水浸水想定区域

1	まごころ	東根市大字羽入 500-6	53-1178	小規模多機能型居宅介護施設
---	------	---------------	---------	---------------

洪水浸水想定区域対象施設 合計 25 (老人福祉施設 7・児童福祉施設 10・医療提供施設 2・学校 6)

[R4 改正]

第9節 土砂災害予防計画

1. 計画の概要

風水害により発生する土石流、地すべり、がけ崩れ等に起因する土砂災害の未然防止又は被害の軽減を図り、治山・砂防施設の維持管理を強化するとともに、これらの危険箇所
の現況を把握し、区域の指定、防止施設の整備を行い、危険箇所の周知、警戒避難体制の
確立等総合的な対策について定める。

2. 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 基礎調査結果の点検

市は、県の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下
「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査結果について、定期的に状況を点検し、
その危険度を把握する。

特に、要配慮者利用施設等をその地域に含む土砂災害警戒区域を重視する。

(2) 土砂災害警戒区域等の周知

市は、土砂災害警戒区域等に指定された区域毎に警戒避難体制の整備等に関する事項
を定め、地域住民等に周知徹底を図る。

資料編 第5編 災害危険箇所等を参照。

3. 山地災害危険地区の調査・周知

(1) 調査結果の点検

市は、県の山地災害危険地区調査要領に基づく、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土流出
等による災害が発生するおそれがある地区の調査結果について、定期的に状況を点検し、
その危険度を把握する。

(2) 山地災害危険地区の周知

市は、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土流出等による災害が発生するおそれがある地区
を「山地災害危険地区」とし、地域住民等に周知徹底を図る。

資料編 第5編 災害危険箇所等を参照。

4. 土砂災害予防対策の推進

(1) 土砂災害危険区域の指定

市は土砂災害のおそれがある箇所等に関する情報を県に提供し、土砂災害警戒区域等
の指定を要請する。

県は、土砂災害を予防するため、必要に応じて土砂災害のおそれがある箇所等を関係
法令に基づく指定箇所に指定し、一定の行為を禁止・制限するなど適正な管理に努め
る。

(2) 災害防止対策事業の現況

土砂災害危険区域における防災対策として、次の事業を推進している。

法 令 名	指 定 箇 所 名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域

[R2 改正]

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域 ※
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域、 造成宅地防災規制区域

※ 災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、想定水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

ア 砂防事業

本市には、土石流危険渓流等がある。災害を未然に防止するため、国が砂防指定地に指定し、県は、優先順位の高い箇所から砂防工事を実施している。

イ 急傾斜地崩壊対策事業

本市には、急傾斜地崩壊危険箇所等がある。県は、市と協議のうえ危険地区の住民の生命及び財産を守るため、危険度の高いところから急傾斜危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を実施している。

ウ 地すべり災害を未然に防止するため

本市には、地すべり危険箇所がある。県は市と協議のうえ危険地区の地すべり災害を未然に防止するため、緊急度の高い危険箇所又は対策が必要な箇所から地すべり防止区域に指定し、順次地すべり防止工事を実施している。

エ 治山事業

本市には、崩壊土砂流失危険地と山腹崩壊危険地の山地災害危険地がある。県は、危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施している。

(3) 防災工事の実施内容

ア 砂防事業

県は、土石流等有害な土砂の流失を防止する砂防ダム、渓流の縦横浸食を防止する渓流保全工、護岸等の砂防施設の整備を行う。

市は、県に対し土石流危険渓流等土砂流出のおそれのある渓流や地区について、逐次砂防指定地として指定を行い、砂防事業を推進するよう要請する。

イ 急傾斜崩壊対策事業

県は、がけ崩れ災害に対処するため、土地所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、急傾斜地の崩壊を防止する法面保護工、土留施設又は排水施設の整備を行う。

市は、これに該当する箇所の情報を県に提供し、急傾斜地崩壊対策事業を推進するよう要請する。

ウ 地すべり対策事業

県は、治水上影響のある地すべり危険箇所について、地滑り災害を防止する地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の施設の整備を行う。

[R 3 改正]

市は、これに該当する箇所の情報を県に提供し、地すべり対策事業を推進するよう要請する。

エ 治山事業

県は、山地災害危険地区において危険度を把握するために、定期的に点検・調査を実施する。危険度の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設及び地すべり防止施設の整備を行う。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するよう努めるものとする。

市は、山地災害危険地区の情報を県に提供し、治山事業を推進するよう要請する。

(4) 要配慮者利用施設対策

県は、土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者利用施設について、人命・財産を保全するため、土砂災害防止事業を推進している。

要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、関係機関の協力を得て、洪水及び土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

市は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況について、定期的に確認するとともに必要な支援、働きかけを行う。

市は、県及び関係機関と協力して土砂災害に関する情報等を施設管理者等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の確立に努める。

市は、要配慮者利用施設に係わる情報を積極的に県に提供し、事業の早期の実施を要請する。

ア 土砂災害警戒定区域内の住民及び要配慮者利用施設への土砂災害警戒情報等の伝達

山形地方气象台、県土整備部砂防・災害対策課等から土砂災害メッシュ情報及び、土砂災害警戒情報の発令に基づき、土砂災害のおそれがあるときは、速やかに「災害応急計画 第3節 避難計画」により、住民に連絡するとともに、土砂災害ハザードマップにおいて土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設への情報伝達を行う。

イ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の策定

本計画に名称及び所在所等が定められた施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制、情報収集及び伝達、避難誘導、施設の設備、防災教育及び訓練等必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、遅滞なく市に報告しなければならない。(計画変更時も同様とする。)

また、施設の管理者等は、当該避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

土砂災害警戒区域内の要配慮者施設	所在地	情報伝達方法
さくらんぼ保育所 TEL 47-1095 携帯：所長	東根市神町東四丁目 3-22	市防災行政無線 電話、携帯電話、メール

(5) 砂防施設等の維持管理

市は、砂防施設等の管理者に対し、既設構造物について常時点検を行い、施設の機能の維持に努めるとともに、老朽化等により機能低下をきたしている箇所については、補修、補強工事を行い、土砂災害の防止を図るよう要請する。

[R2 改正]

(6) 危険箇所の周知

市は、県から提供される土砂災害警戒区域等に関する資料を市地域防災計画に明記するとともに、県と協力して、危険箇所等への標示板の設置や広報活動を行う等、土砂災害警戒区域等に居住する住民に周知し、被害の防止に努める。

(7) 警戒避難体制の確立

市は、次の内容について留意し、警戒避難体制の整備を推進する。

- ア 警戒又は避難を行うべき基準の運用
- イ 適切な避難方法の周知
- ウ 適切な避難所及び避難経路の選定、周知
- エ 土砂災害に関する自主的な防災組織の育成
- オ 防災意識の普及

(各地区の避難体制については、別紙資料編に添付)

(8) 情報の収集、伝達体制の確立

県は、地域ごとの詳細な土砂災害の危険度等を提供する土砂災害警戒システム等の整備等を推進する。

市及び県は、住民及び自主防災組織等と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(9) 土砂災害警戒区域等における防災対策

市及び県並びに関係機関は、土砂災害防止法「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から生命及び身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域等について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制・既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

ここでいう土砂災害とは、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりを起因として起こる自然災害をいう。

ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市長の意見を聞きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域をいう。

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居住を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域をいう。

イ 土砂災害特別警戒区域内での開発行為の制限

土砂災害特別警戒区域内において、開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途である開発行為をしようとする者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく知事の許可を受けなければならない。

制限用途とは、予定建築物が、住宅（自己の居住に供するものを除く。）並びに高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施

設、学校及び医療施設以外の用途でないもの。

また、土砂災害により建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、建築物の所有者に対し、移転等の指示を行うことができる。

ウ 警戒避難体制等

市は、警戒区域ごとに土砂災害ハザードマップで避難場所、避難経路等について住民に周知するとともに、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、その他円滑かつ迅速な警戒避難の確保のために、必要な事項を定める。

(各地区の避難体制については、別紙資料編に添付)

エ 土砂災害警戒区域の住民及び要配慮者利用施設への土砂災害警戒情報の発表に伴う避難指示

県と山形地方気象台による土砂災害警戒情報の発表に伴い、速やかに「災害応急計画 第4節 避難計画」により、土砂災害警戒区域の住民及び要配慮者が主に利用する施設に対して避難指示を発令する。

(10) 緊急用資機材の確保

市は、県とともに、豪雨等により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

(11) 砂防ボランティアの育成

市は、県と連携し、豪雨等による土砂災害から住民の生命や財産を守るため、斜面や溪流等、危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの育成を図り、その活動を支援する。

5. 災害防止に配慮した土地利用の誘導

市は、県と連携し、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進するよう努める。

6. 被災宅地危険度判定体制の確立

市は、県と連携し、豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

- (※参考) 資料編
- ・東根市土砂災害危険区域住宅移転補助金交付要綱
 - ・東根市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱
 - ・急傾斜地（がけ崩れ）危険箇所図
 - ・土石流危険箇所図
 - ・山地災害危険区域

第10節 建築物災害予防計画

1. 計画の概要

風水害による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎及び学校等の防災上重要な公共施設、一般建築物等の不燃性の強化等を促進するために実施する災害予防対策について定める。

2. 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、市は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法等に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、百貨店、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火対象物定期点検報告制度等の実施指導

市及び消防機関は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、又は特定の防火対象物（映画館、飲食店、旅館、ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの）のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度（セイフティマーク）等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

3. 建築物の災害予防対策の推進

(1) 防災活動の拠点となる建築物の災害予防対策

ア 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

- (ア) 災害対策本部が設置される施設（市庁舎等）
- (イ) 医療救護活動に従事する機関の施設（病院等）
- (ウ) 応急対策活動に従事する機関の施設（消防署等）
- (エ) 指定避難所施設（学校、体育館、公民館、文化施設等）
- (オ) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障がい福祉施設等）

イ 防災対策の実施

アに掲げた建築物は、災害時の避難場所や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

(ア) 建築物の安全性の確保

施設管理者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

(イ) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- a 配管設備類の固定強化
- b 非常用電源の基本能力の確保

- c 飲料水の基本水量の確保
- d 消防防災用設備等の充実
- e 情報・通信システム等の安全性能の向上等

(ウ) 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

特に、建築基準法第12条第2項、4項に基づく建築物・建築設備等の定期点検を徹底する。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策

ホテル、百貨店及びターミナル等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(3)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

ア 災害発生時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難等の連携の徹底

エ 災害発生時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

カ 商業ビル・地下街等における個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導體制等の一層の徹底

(3) 一般建築物の災害予防対策

市は、県と連携し、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

ア 著しく劣化している建築物の安全性の確保

防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発

イ 落下物等による災害の防止

建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発

ウ 水害常襲地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は、床下浸水を防止する防止板等の設置の指導

エ ブロック塀、石塀等の倒壊防止

市は、県と連携し、災害によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

第11節 ライフライン施設の災害予防計画

第1款 上水道施設災害予防計画

1. 計画の概要

災害が発生した場合の水道の減断水を最小限にとどめるために、市が実施する災害予防対策について定める。

2. 防災体制の整備

(1) 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織体制ごとに体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

災害時に迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

ア 研修会、講習会等を計画的に開催し災害による被害の調査、復旧計画の立案、耐震継手を有する管の施工等の現場技術等を向上させ、熟練した技術者の養成確保に努める。

イ 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるようマニュアル等を基に総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

(4) 管理図面及び災害予防情報の整備

他部局及び他事業者の応援者が迅速に応急活動を実施できるよう、基本的な上水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水地、指定避難地等及び想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

(5) 関係機関との連携及び連絡調整

ア 水道事業者は、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう警察と事前調整を図るなど、災害発生時における関係機関の連携体制を整備する。

イ 水道事業者は、災害時相互応援協定等により、応援体制を整備する。

(6) 緊急時連絡体制の確立

災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制、応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

(7) 自家発電設備等の燃料及び水道薬品の備蓄

自家発電設備等の燃料及び水道薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

3. 防災広報活動の推進

※ 第2編第1章第18節第1款「3. 防災広報活動の推進」を準用する。

4. 上水道施設の災害予防措置

※ 第2編第1章第18節第1款「4. 上水道施設の災害予防措置」(1)～(4)を準用する。

5. 災害対策用資機材等の整備

※ 第2編第1章第18節第1款「5. 災害対策用資機材等の整備」を準用する。

6. 生活用水水源の確保

※ 第2編第1章第18節第1款「6. 生活用水水源の確保」を準用する。

第2款 下水道施設災害予防計画

1. 計画の概要

災害による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするための災害予防対策について定める。

2. 防災体制の整備

※ 第2編第1章第18節第2款「2. 防災体制の整備」を準用する。

3. 広報活動

※ 第2編第1章第18節第2款「3. 広報活動」を準用する。

4. 下水道施設の災害予防対策

下水道管理者は、次により下水道施設の浸水対策及び安全確保対策を実施する。

(1) 浸水対策

ア 耐水性調査及び補強対策

施設の耐水性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

イ 耐水対策の計画、設計及び施工

浸水により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、処理場における流入・放流ゲートは河川水位等を十分考慮に入れた構造とする。

また、処理場及びポンプ場の機械・電気設備は、浸水に耐える構造及び配置とする。

(2) 安全確保対策

ア 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、浸水時に、漏水や湧水等何らかの変状が発生する危険性が高い箇所を把握しておく。

[R2 改正]

イ 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

(3) 長時間停電対策

ア 非常用電源の確保

下水道施設の停電対応として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定を締結することを検討する。

イ 燃料の確保

非常用電源及び緊急車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定を締結することを検討する。

なお、非常用電源の燃料は72時間の備蓄を目標とする。

5. 災害復旧用資機材等の確保

※ 第2編第1章第18節第2款「5. 災害復旧用資機材等の確保」を準用する。

第3款 その他のライフライン施設災害予防計画

1. 計画の概要

電力、電話、ガス供給等の施設の災害による被害を最小限にとどめ、日常生活及び産業活動を速やかに復旧できるようにするための災害予防対策について定める。

※ 本款については、第2編第1章第18節第3款「その他のライフライン施設災害予防計画」を準用する。

第12節 輸送体制整備計画

1. 計画の概要

災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するために、市が実施する迅速かつ効率的な交通輸送体制の整備について定める。

※ 本節については、第2編第1章第16節「輸送体制整備計画」を準用する。

第13節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

1. 計画の概要

風水害による災害が発生した場合に必要な食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄及び調達について定める。

※ 本節については、第2編第1章第19節「食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画」を準用する。

第14節 要配慮者の安全確保計画

1. 計画の概要

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、市、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

※ 第2編第1章第21節「要配慮者の安全確保計画」2～4を準用する。

5. 社会福祉施設等における要配慮者対策

※ 第2編第1章第21節「要配慮者の安全確保計画」5及び(1)～(2)を準用する。

(3) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の情報提供等

市は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、市地域防災計画にその名称及び所在地を定め、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

県（要配慮者利用施設所管部）及び市は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、市長は、必要な指示をすることができる。

なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。

※ 第2編第1章第21節「要配慮者の安全確保計画」(4)～(7)を準用する。

6. 外国人の安全確保対策

※ 第2編第1章第21節「要配慮者の安全確保計画」6外国人の安全確保対策を準用する。

第2章 災害応急計画

第1節 水害対策計画

第1款 体制整備計画

1. 計画の概要

洪水等による水害を防止するために実施する水防活動体制の整備について定める。

2. 水防管理団体の義務

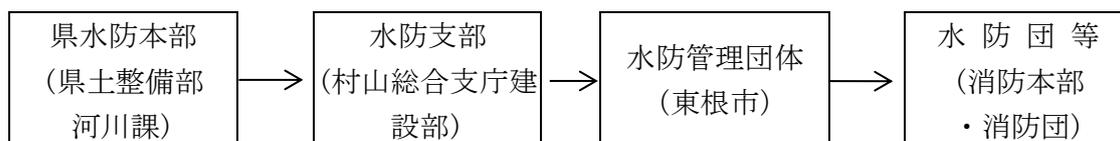
(1) 水防管理団体の責務

水防法（昭和24年法律第193号）の規定により、市（以下「水防管理団体」という。）は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理団体の長である市長（以下「水防管理者」という。）は、平時から地域水防組織の整備を図る。

3. 水防活動の組織



4. 水防体制の整備

(1) 水防活動体制の整備

- ア 河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。
- イ 平常時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

(2) 水防団等の育成強化

- ア 平常時から水防団等の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防組織の充実と習熟に努める。
- イ 自主防災組織が常に有効に機能するよう、研修を定期的開催するとともに、防災訓練の実施に努める。

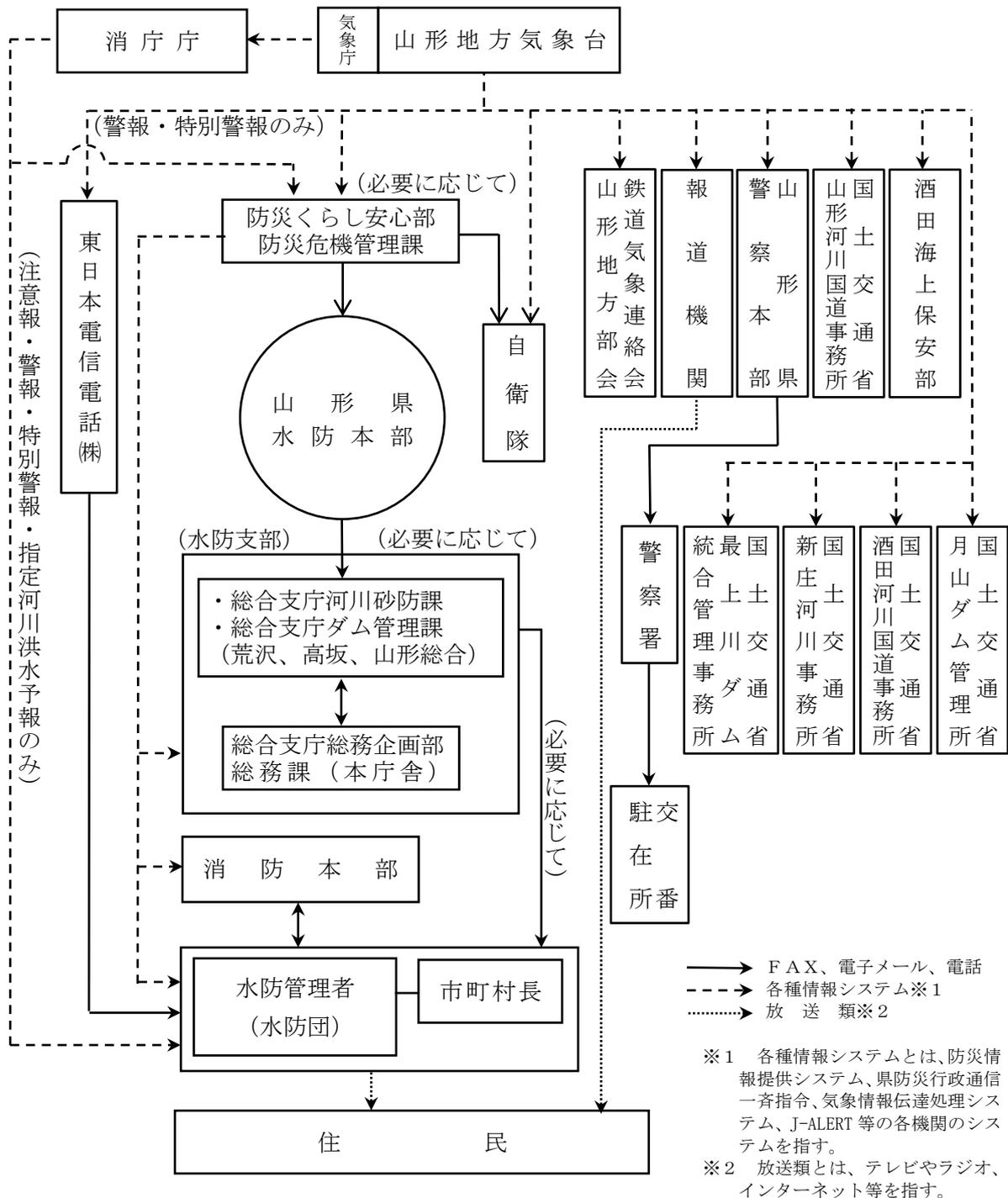
第2款 水防活動計画

1. 計画の概要

洪水等による風水害が発生し又は発生が予想される場合に、これを警戒・防ぎよし、被害を軽減するための水防活動について定める。

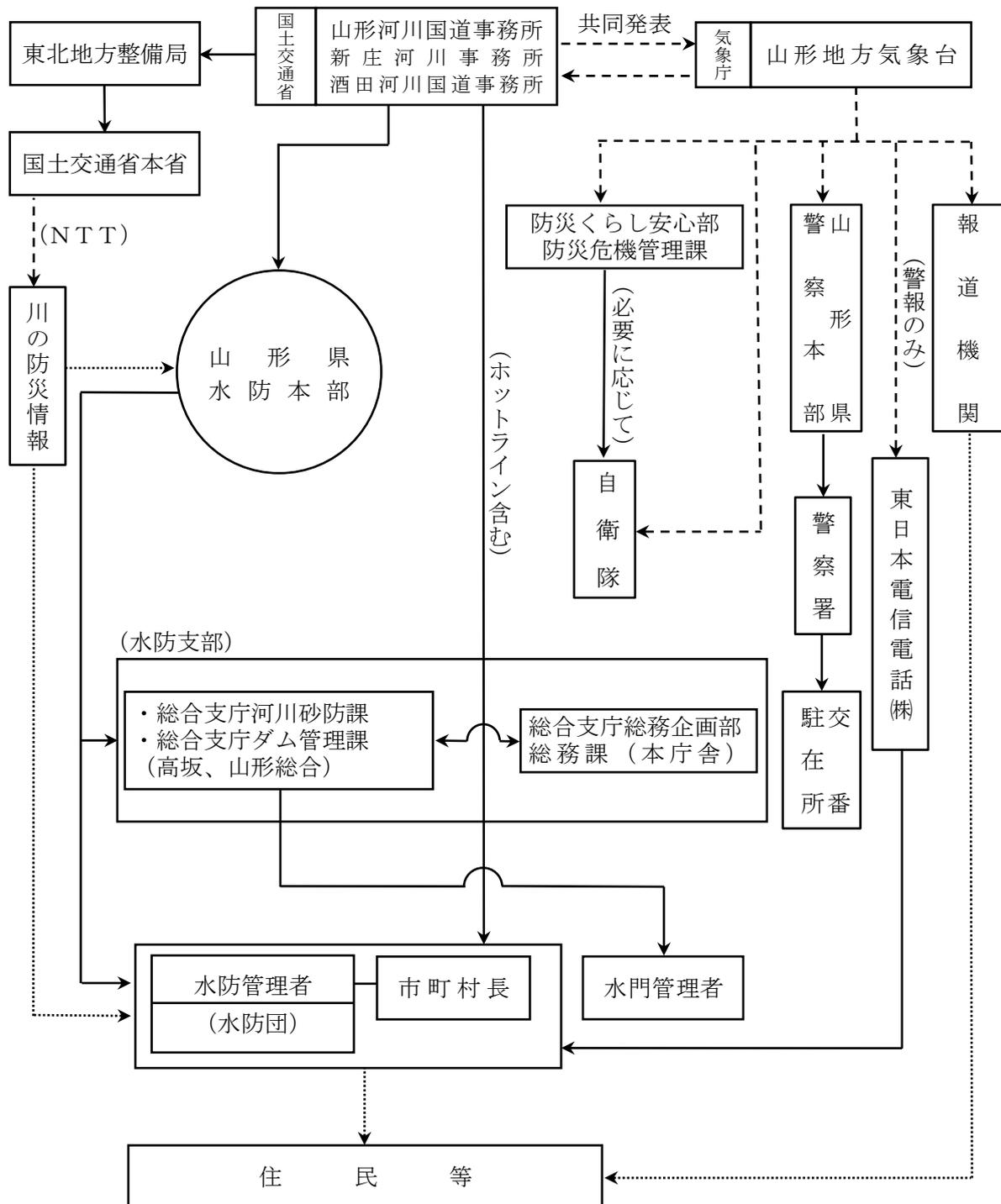
2. 水防情報連絡系統図

(1) 水防に関する気象情報連絡系統図



[R4 改正]

(2) 国土交通省最上川水系洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）情報連絡系統図（対象河川：最上川上流、村山野川）



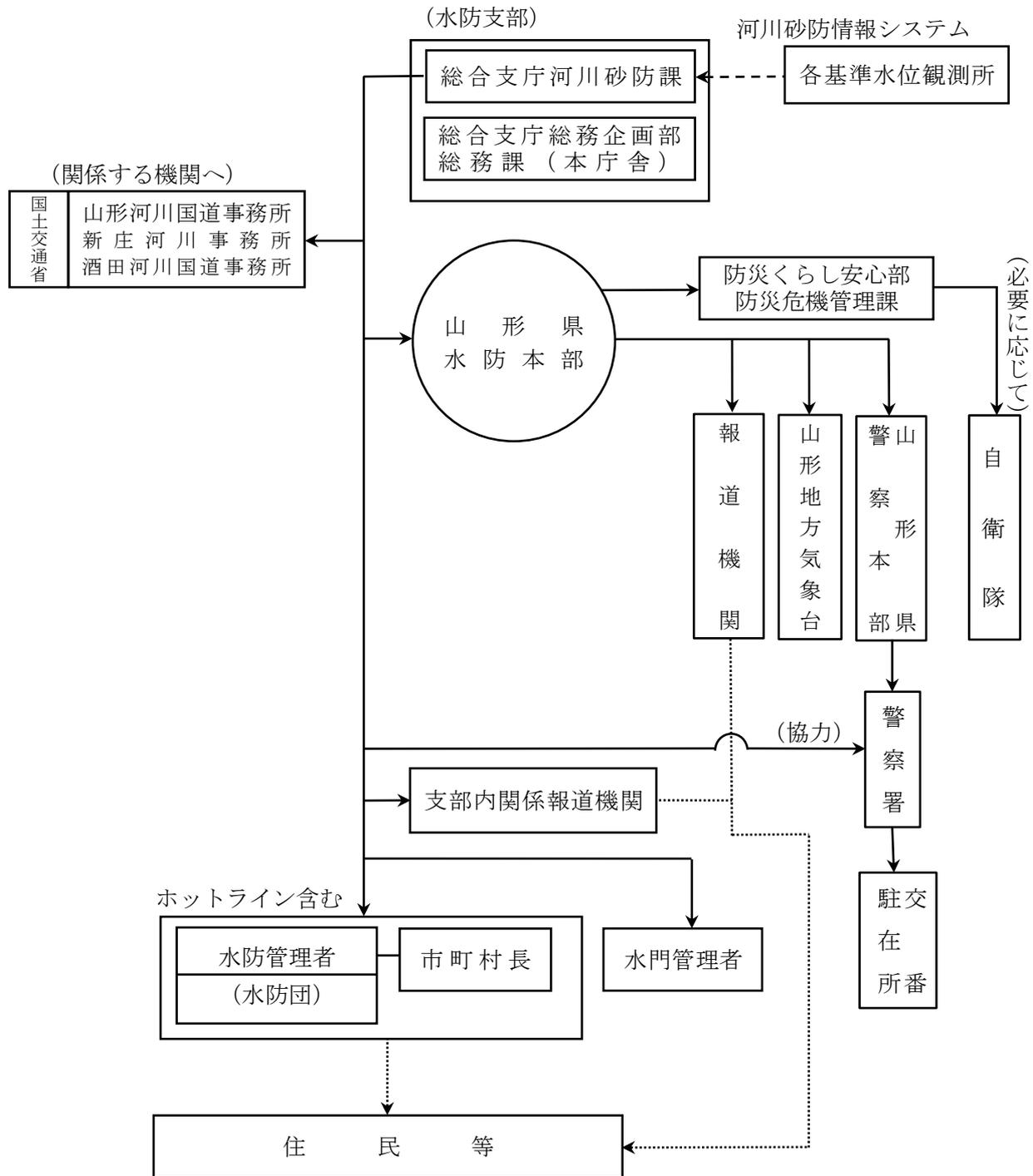
———> FAX、電子メール、電話
 - - -> 各種情報システム※1
> 放送類※2

※1 各種情報システムとは、防災情報提供システム、県防災行政通信一斉指令、気象情報伝達処理システム、J-ALERT等の各機関のシステムを指す。

※2 放送類とは、テレビやラジオ、インターネット等を指す。

[R4 改正]

(3) 山形県水位情報の通知及び周知〔氾濫警戒情報、氾濫危険情報〕情報連絡系統図
 (対象河川：白水川、村山野川、日塔川、乱川)



———> FAX、電子メール、電話
 - - -> 各種情報システム※1
> 放送類※2

※1 各種情報システムとは、防災情報提供システム、県防災行政
 通信一斉指令、気象情報伝達処理システム、J-ALERT等の各機
 関のシステムを指す。

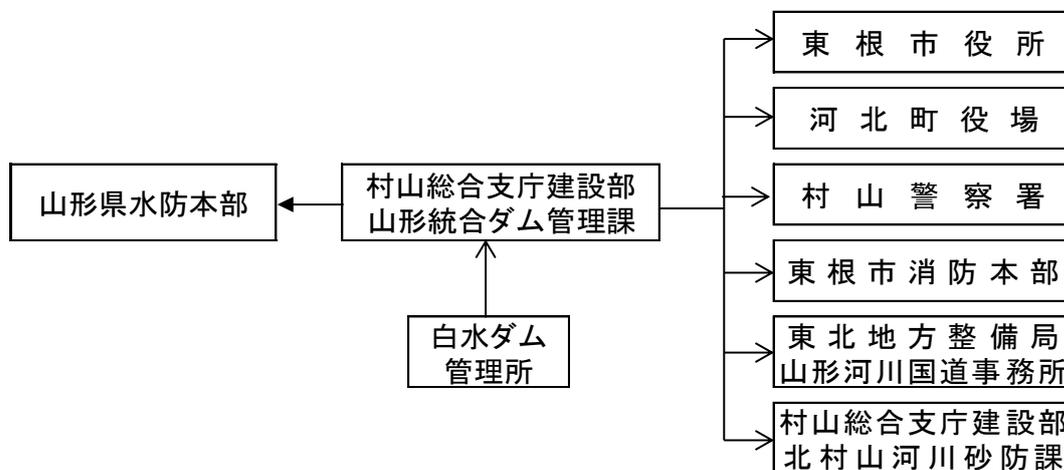
※2 放送類とは、テレビやラジオ、インターネット等を指す。

[R4 改正]

(4) 白水川ダム放流による通信連絡系統図

ダム放流による通知の原則

ダム放流によって貯積された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、電話又は県防災無線により通知を受ける。



3. 洪水予報【警戒レベル相当情報】等の発表基準

(1) 洪水予報

国土交通省山形河川国道事務所と山形地方気象台が共同して洪水予報を発表する河川のうち、本市に該当する区域は次のとおりである。

ア 予報の河川の区域

水系	河川	実施区域 左 岸	同 右 岸
最上川	最上川 上 流	自 米沢市大字中田町字堀立 川向 21 番地の乙地先 至 村山市大字田沢字小野原 907 番地の 65	自 米沢市大字花沢字八木橋 西上 3616 番地先 至 村山市大字土生田字高橋 1515 番地の 2
	村 山 野 川	自 東根市大字野田シタ 舟戸橋 1090 番地先 至 最上川合流点	自 東根市大字野田シタ 舟戸橋 1353 番地先 至 最上川合流点

イ 予報基準地点となる河川の水位観測所と警戒水位

洪水予報名	観測所名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
最上川上流	糠野目 (高島町)	12.00 m	12.90 m	13.30 m
	小 出 (長井市)	12.00 m	12.60 m	12.80 m
	長 崎 (中山町)	13.30 m	15.50 m	15.80 m
	下 野 (河北町)	14.00 m	16.20 m	16.70 m

ウ 洪水予報の情報名（種類）と発表・解除の基準

洪水予報の種類	情報名	発表基準
洪水注意報 (発表) 又は 洪水注意報	氾濫注意情報 [警戒レベル2相当]	<p>イの表の予報基準地点の水位が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。 ・氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
洪水警報 (発表) 又は 洪水警報	氾濫警戒情報 [警戒レベル3相当]	<p>イの表の予報基準地点の水位が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇がなくなった場合を除く）
	氾濫危険情報 [警戒レベル4相当]	<p>イの表の予報基準地点の水位が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。 ・氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき。または、3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込れるとき。
	氾濫発生情報 [警戒レベル5相当]	<p>予報区間において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫を確認したとき。 ・氾濫が継続しているとき。
洪水注意報 (警報解除)	氾濫注意情報 (警戒情報解除)	<p>イの表の予報基準地点の水位が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
洪水注意報解除	氾濫注意情報解除	<p>イの表の予報基準地点の水位が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。

(2) 水防警報

水防警報は、国土交通大臣または県知事が、水防管理団体の水防活動に対して、待機、

[R4 改正]

準備、出動などの指針を与えることを目的として発表されるもので、このような水防警報が出される河川のうち、本市に該当する区域は次のとおりである。

ア 国土交通大臣の発する水防警報の対象とする河川の区域

所管事業所名	河川	水位観測所名	区 域
山形 河川国道事務所	最上川 上流	下野 (河北町)	須川合流点より 村山市大字田沢まで (左岸 31.3 km) 大字土生田まで (右岸 34.3 km)
	村山 野川		東根市大字野田シタ舟戸橋 1090 番地先から 東根市大字野田シタ舟戸橋 1353 番地先から 最上川合流点まで (左岸・右岸 2.0 km)

イ 水防警報発表者と警戒水位等

警報発表者	観測所名	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)
山形河川国道 事務所 所長	下野 (河北町)	13.30	14.00	16.20	16.70

ウ 警報の種類・内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団の足留を行う。	雨量・水位・流量・その他の河川状況等により必要と認められるとき。
準 備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの。	水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。
出 動	水防団員の出動を通知するもの。	水位・流量・その他の河川状況等により氾濫注意水位(警戒水位)を超え、又は超えるおそれがあり、なお増水が予想される時。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。
情 報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適 宜

4. 水位情報の通知及び周知

(1) 水位周知河川における水位到達情報の種類には、氾濫警戒情報、氾濫危険情報がある。

種 類	発 表 基 準
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき

[R2 改正]

[警戒レベル3相当]	
氾濫危険情報 [警戒レベル4相当]	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき

(2) 県が指定している水位周知河川のうち、本市に該当する区域は次のとおりである。

ア 水位情報の通知及び周知を行う河川（水位周知河川）の水位観測所

所轄課名	河川名	水位 観測所名	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位
北村山 河川砂防課	白水川	源氏坂	0.70m	1.10m	1.50m	1.60m
		六田	1.70m	2.20m	2.60m	2.80m
		蟹沢	0.40m	0.90m	1.40m	1.50m
	村山野川	若木	1.00m	1.50m	1.80m	2.00m
	日塔川	日塔川	0.40m	1.10m	1.30m	1.40m
河川砂防課	乱川	上悪戸	1.70m	2.40m	(参考水位)	
		川原子	1.70m	1.90m	2.30m	2.40m
		大町	2.00m	2.20m	2.30m	2.60m

イ 氾濫危険水位設定河川及び水位局の受待ち区間

河川名	水位 観測所名	周知市町村及び区域				概要
		周知 市町村	区 域	距 離		
白水川	源氏坂	東根市 河北町	左右岸 東根市大字東根（日塔川合流点） 東根市中央東二丁目（鵠橋）	左岸 右岸	1.2Km	合計 6.4Km
	六田		左右岸 東根市大字蟹沢（蟹沢橋上流330m） 東根市大字東根（日塔川合流点）	左岸 右岸	2.5m	
	蟹沢		左右岸 西村山郡河北町大字荒小屋（最上川合流点） 東根市大字蟹沢（蟹沢橋上流330m）	左岸 右岸	2.7m	
村山野川	若木	東根市	左右岸 東根市大字観音寺（桜田橋200m下流） 東根市大字若木（村山野川鉄道橋）	左岸 右岸	5.8m	
日塔川	日塔川	東根市	左右岸 東根市本丸東（明神橋） 東根市大字東根（白水川合流点）	左岸 右岸	0.7m	
乱川	川原子	東根市 天童市	左岸 東根市大字猪野沢（北原橋上流760m） 天童市大字乱川（国道13号）	左岸 右岸	4.3m	合計 9.5Km
			右岸 天童市大字河原子（北原橋上流760m） 天童市万代国道13号			
	大町	河北町	左岸 天童市大字乱川（国道13号） 天童市大字大町（最上川合流点） 右岸 天童市万代（国道13号） 天童市大字大町（最上川合流点）	左岸 右岸	5.2Km	

[R2 改正]

5. 水防組織の配備体制

(1) 水防団等の組織、編成

水防活動は、東根市消防本部・東根市消防団の組織をもってこれに充て、分団の編成は、消防分団の編成と同じものとする。

ア 水防活動の基準

水防管理者は、次の段階に従って水防団等を出動させ、水防活動に万全を期すものとする。

種別	配備基準（風水害等）	活動内容
巡視	消防長又は、水防団長は、常時河川、堤防等を巡視する。	水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。
準備態勢	気象警報等が発表され、その内容により、水防上事態の水位を見る必要があると判断されるとき。	速やかに連絡員をおき関係機関の連絡を密にすると共に、水位、流量等の諸情報を集めて、直ちに招集活動ができる態勢とする。
	洪水予報が発せられた場合	連絡員は水防支部と密接な連絡を保持し、併せて団員の居所を把握し、出動の準備を整えておくこと。
警戒態勢	水防警報が発表されたとき又は水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがある場合	水防区域の監視及び警戒を厳にし、出動を準備し団員を待機させる。 また、団員の一部出動を行い、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視するとともに、異常を発見した場合は直ちに水防支部に連絡するとともに水防作業を開始できる態勢とする。
非常態勢	氾濫注意水位を超え、なお増水のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。	団員等全員を水防活動態勢とし、出動準備にあたる。 地域住民に周知する。
	氾濫注意水位を超え、なお増水のおそれがあり、危険を予知したとき。	予め定められた計画に従い、団員等を出動させ、水防作業を開始する。 災害発生時は、できる限り被害の拡大を防止するよう努めるとともに、直ちに水防支部、警察署その他の関係機関に通報する。

イ 報告

水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行うとともに水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を、水防支部を經由して水防本部に提出するものとする（水防法第47条第2項）。

[R2 改正]

ウ 水防作業

(ア) 要旨

洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、おおむね水位が最大るとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4位に減水したときが最も危険）ことから、洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳にしなければならない。

(イ) 工法

水防工法は、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施工した工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を順次実施し、被害の防止に努める。

(ウ) 水防用資材器具及び運搬具

水防用資材器具及び運搬具は、原則として市において整備するものとし、県は側面的に援助をなすものとする。（法第41条及び第44条の2）。

6. 水防本部の設置

- (1) 水防管理者（市長）は、水防体制を整えるため、必要があると認めるときは市に水防本部を置く。

ただし、通常の水防事後を処理するため、市消防本部に事務局を置く。

- (2) 水防本部は、市地域防災計画による市災害対策本部が設置される以前のものであって、市災害対策本部が設置された場合は、次節「活動体制関係」により対応するものとする。

- (3) 水防本部の組織及び事務分掌

ア 組織編成表

※ 第2編第2章第1節第1款4(4)ア・イの「組織編成表」を準用する。

イ 各班の事務分掌

※ 第2編第2章第1節第1款4(4)イの「各部班の事務分掌」を準用する。

7. 避難のための立退き

- (1) 退去の呼び掛け

水防管理者は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、河川管理者及び警察署等と協力して、河川にいる者に退去するよう呼び掛ける。

- (2) 避難のための立退きの指示等

※ 第4節「避難計画」によるものとする。

8. 水防解除

- (1) 水防管理者は、水位が警戒水位を下廻り、水防活動の必要を認めないと判断したときは、水防解除を命ずる。

- (2) 水防解除を命じたときは、直ちに所轄水防支部に連絡するとともに、これを一般に周知するものとする。

第3款 応援計画

1. 地元住民の応援

水防管理者、消防長又は水防団長は、水防のため止むを得ず必要があるときは、当該水防管理団体の区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる（水防法第24条）。

2. 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる（水防法第22条）。

3. 自衛隊の出動要請

自衛隊の出動を求める場合は、水防支部を経由して県の水防本部にその旨要請するものとする。

4. 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はでき得る限りその求めに応じ、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する（水防法第23条）。

5. 協定

水防管理団体は、前項に規定する応援が円滑、迅速に遂行できるようあらかじめ協定を締結しておく。

第2節 活動体制関係

1. 計画の概要

風水害により災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策を強力に推進するための組織及び運営並びに防災関係機関の活動体制について定める。

※ 本節については、第2編第2章第1節「活動体制関係」を準用する。

第3節 情報収集伝達関係

1. 計画の概要

風水害に関する情報について、防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に情報収集、伝達及び広報するための計画について定める。

※ 本節については、第2編第2章第2節「情報収集伝達関係」を準用する。

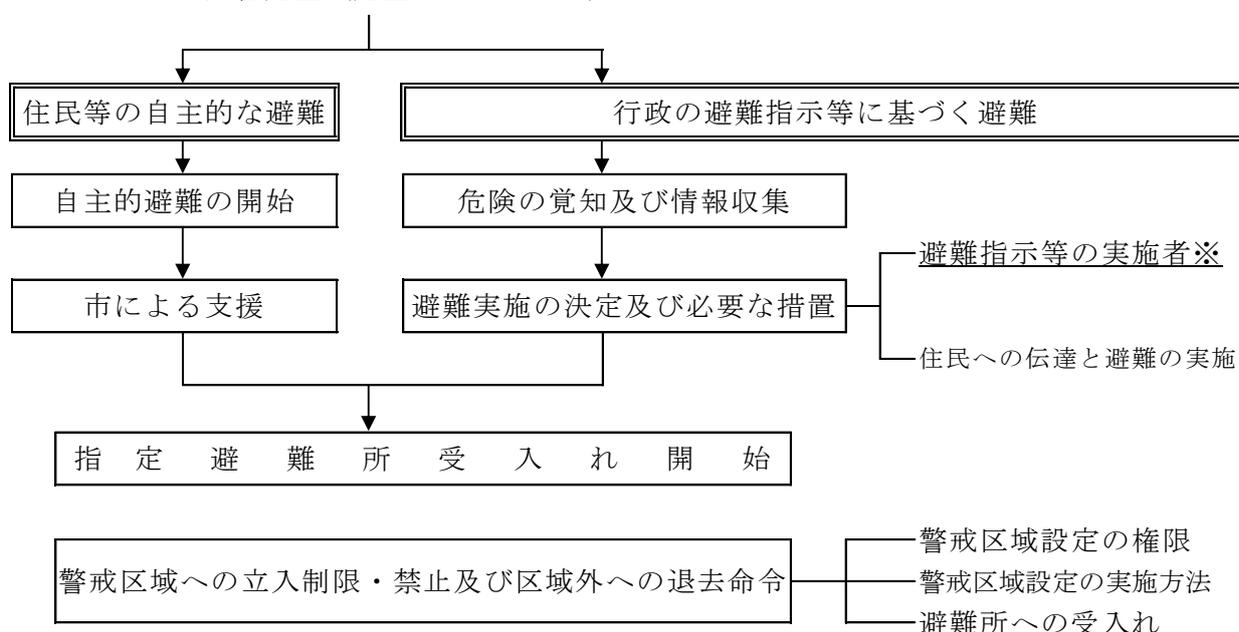
第4節 避難計画

1. 計画の概要

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予報精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、避難しやすい時間帯での避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であることから、住民の自主的な避難行動並びに市及び防災関係機関が実施する避難行動等について定める。

2. 避難指示等応急対策フロー

※ 災害発生（発生のおそれあり）



※ 避難指示等：高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

3. 警戒避難体制の整備等

(1) 市防災会議は、災害対策基本法第7条第1項の規定による警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設等（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生す

[R3 改正]

るおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- (2) 市防災会議は、前項の規定により市地域防災計画において同項エ項に掲げる事項を定めるときは、市地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項ア項に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
- (3) 市は、市地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

4. 住民等の自主的避難

住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

国及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

市は、住民等の主体的な避難行動を支援するため、平時から防災教育の推進及び防災知識の普及を図るとともに、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、主体的な避難行動を促す情報提供を行う。

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 市の支援措置

市は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れられるようにしておく。

5. 行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知及び情報収集

市及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、住民等の避難が必要となる危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可

[R2 改正]

能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

市は、時期を失することなく避難指示等が発令できるよう、発令に係る対象地域、判断時期等について国及び県に対し助言を求める。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等の解除に当たっては、十分な安全性の確保に努める。

市は伝達を受けた警報等を市防災行政無線（個別受信機を含む。）等により、住民等への伝達に努める。なお、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民に伝達する。

また、土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切な避難指示等の発令の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、市に情報を提供する。

市は、その情報を基に速やかに避難指示等が発令する。

(2) 避難実施の決定及び必要な措置

ア 高齢者等避難発令の実施者

市長は、管轄区域内において災害が発生するおそれがあり、高齢者等の避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は警戒レベル3高齢者等避難を発令し、速やかにその旨を知事に報告する。

また、必要に応じて管轄警察署長及び消防長に住民の避難誘導への協力を要請する。

市は、必要に応じ高齢者等避難の発令等と合わせて指定緊急避難場所を開設し、住民に対し周知徹底を図る。

避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、高齢者等避難の発令をもって避難行動を開始するものとし、また、支援者は避難誘導等の措置を適切に実施する。

イ 避難指示等発令の実施者

避難指示等の発令は、法第60条に基づき、原則として市長が行う。

市は、避難指示を発令の際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

その他、法令に基づき知事、警察署長、海上保安官、派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には次の表のとおり。

	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準
				勧告を実施した場合の通知等
高齢者等避難	警戒レベル3	市長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者等が避難行動を開始する必要があると認めるとき。

				<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける
避難指示	警戒レベル4	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・立退きの指示 ・立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合 ・避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示する。
		知事		<p>市長→（報告）→ 知事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認めた場合。 ・避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示
緊急安全確保	警戒レベル5	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、市が災害の発生を把握した場合 ※市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意
				<p>市長→（報告）→ 知事</p>
避難の指示等		知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・立退きの指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 <p>（水防法第29条）</p> <p>水防管理者→（通知）→ 警察署長</p>
		知事又はその命を受けた県職員	<ul style="list-style-type: none"> ・立退きの指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 <p>（地すべり等防止法第25条）</p> <p>知事又はその命を受けた県職員→（通知）→ 警察署長</p>
		警察官	<ul style="list-style-type: none"> ・立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が避難のため立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合 <p>（災害対策基本法第61条）</p> <p>警察官→（通知）→市長→（報告）→知事</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ・避難等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な被害が切迫したと認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置 <p>（警察官職務執行法第4条）</p>

		警察官→（報告）→公安委員長
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	・警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置（自衛隊法第94条）
		自衛官→（報告）→防衛大臣の指定する者

なお、市は、避難指示等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

ウ 避難情報等と住民等がとるべき行動

避難情報等	住民等がとるべき行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●住民等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●住民等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●住民等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等[*]は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の住民等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●住民等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は緊急安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）

[R4 改正]

(市長が発令)	<p>●住民等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
---------	--

エ 避難指示等の発令基準

区分	状況
警戒レベル3	<p>高齢者等避難</p> <ol style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ『山形県土砂災害警戒システム』の『土砂災害危険度情報』で「高齢者等避難の目安（「警戒（赤）」色のメッシュ）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が出現した場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 河川の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ上流域における予想雨量や実況雨量から引き続き水位上昇が見込まれ、2時間以内に氾濫危険水位（レベル4水位）に達すると見込まれる場合 河川の洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
警戒レベル4	<p>避難指示</p> <ol style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 （※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 『山形県土砂災害警戒システム』の『土砂災害危険度情報』で「避難開始の目安（「危険（紫）」色のメッシュ）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が出現した場合 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合

警戒レベル4	避難指示	<p>4 河川の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合</p> <p>5 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>6 堤防に異常な漏水・浸食が発見された場合</p> <p>7 土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>8 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>9 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>10 火災が風下に拡大するおそれがある場合</p> <p>11 豪雪・雪崩・地すべり等により著しい危険が切迫している場合</p> <p>12 その他突発的な災害</p>
警戒レベル5	緊急安全確保	<p>1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>3 河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>4 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>5 がけ崩れ、土石流等の土砂災害が発生した場合</p> <p>6 最上川、白水川、村山野川、乱川の堤防の決壊や越水が発生した場合</p>

オ 水害、土砂災害に対する避難指示等の判断基準

(ア) 水害

① 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

対象とする災害	日塔川堤防の決壊・水があふれて氾濫
警戒すべき区間	津河川から、白水川との合流点
川の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・河道内の随所に草木が生えて、流速が衰え、その分堤防の低い箇所と弱い箇所が散在し、水があふれて堤防決壊の可能性がある。 ・天井川で川の近くまで住宅が近接し、白水川との合流点付近では過去にも堤防が決壊している。

[R3 改正]

施設の整備状況等	河道内に草木が生え、洪水時の流れを阻害する。河床の高い所がある。
特に注意を要する区間	<ul style="list-style-type: none"> 津河川との合流点付近 明神橋から白水川との合流点

対象とする災害	白水川堤防の決壊・水があふれて氾濫
警戒すべき区間	鵜橋から最上川合流点
川の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 白水川ダムでの水量調節はできるが、河道内の随所に草木が生えて、流速が衰える。
川の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 堤防の低い箇所等があり、右岸で東根本町近傍に霞堤が存在している。
施設の整備状況等	河道内に草木が生え、洪水時の流れを阻害する箇所がある。
特に注意を要する区間	<ul style="list-style-type: none"> 右岸の霞堤、蟹沢橋～国道13号新白水川橋、松沢橋東側の南北

対象とする災害	村山野川堤防の決壊・水があふれて氾濫
警戒すべき区間	桜田橋から最上川合流点
川の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 河道内の随所に高茎草木が生えて、流速が衰える。堤防の低い箇所等がある。若木橋東側に霞堤が存在する。
施設の整備状況等	河道内に高茎草木が生え、洪水時の流れの阻害する箇所がある。
特に注意を要する区間	<ul style="list-style-type: none"> 桜田橋～上野川橋付近、大森山の南側大森橋付近、若木橋東側霞堤 新野田橋～舟戸橋

対象とする災害	乱川堤防の決壊・水があふれて氾濫
警戒すべき区間	国道13号乱川橋から最上川合流点
川の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 上流地域は、川幅が狭く流速も早い。高速道路の上流部に一部河道内草木により流速が衰えるが、川幅が広く特に問題ない。
施設の整備状況等	河道内に高茎草木が生え、洪水時の流れを阻害する箇所がある。
特に注意を要する区間	<ul style="list-style-type: none"> 荷口地区に広範囲の霞堤、荷口地区の堤防開口部

対象とする災害	内水氾濫
警戒すべき区間	平内川、荷口川、小見川、大旦川、新川
川の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 大旦川、新川、平内川及び荷口川水門の閉鎖により、国道13号以西の大富地区、蟹沢地区、長瀬地区一帯及び国道13号以东の白水川以北地域への雨水を白水川・村山野川へ排水が出来ず、低地への冠水となる。
施設の整備状況等	

特に注意を要する区間	・ 藤助新田地区、松沢地区、長瀬地区 (最上川水位上昇により、大旦川水門の閉鎖：最上川水位が標高 77.0～77.5m)
対象とする災害	最上川右岸堤防の決壊・水があふれて氾濫
警戒すべき区間	天童市との境界及び村山市との境界
川の特性	・ 村山基点温泉付近の川幅の減少に伴う背水の影響を受ける。
施設の整備状況等	暫定堤防の解消が必要（荒小屋地区）
特に注意を要する区間	・ 水防箇所指定地域（長瀬、村山野川）

② 避難すべき区域

避難指示等の対象となる「避難すべき区域」は、下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換を行う。
- ・ 「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行状況に応じて避難指示等の発令区域を適切に判断する。
- ・ 「避難すべき区域」を特定する際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意する。

※ 令和3年3月現在、家屋のある地区のみを対象地区に表示

対象とする災害	日塔川堤防の決壊・水があふれて氾濫
避難区域	対象地区
想定浸水深 0.5m未満	東根地区（柳町二区）長瀬地区（南二区）
想定浸水深 0.5m～3.0m未満	東根地区（新田町第一、南町、三日町上、三日町下、下川原、本町、一日町、柳町一区、六日町、新町、宮崎上、宮崎下一区） 長瀬地区（南一区、松沢区）
想定浸水深 3.0m～5.0m未満	宮崎下（奥羽本線アンダーパス）
家屋倒壊等氾濫 想定区域（河岸浸食）	東根地区（一日町、柳町一区、六日町、中ノ目、新町）

対象とする災害	白水川堤防の決壊・水があふれて氾濫
避難区域	対象地区
想定浸水深 0.5m未満	小田島地区（西、北斗、幕壇、島、大堀）長瀬地区（南二区、西区、楯区、城北二区、）

[R3 改正]

想定浸水深 0.5m～3.0m 未満	東根地区（新田町第一、南町、三日町上、三日町下、下川原、本町、一日町、柳町一区、柳町二区、六田下）長瀬地区（南一区、松沢区）
想定浸水深 3.0m～5.0m 未満	東根地区（六日町、宮崎上、宮崎下一区）
家屋倒壊等氾濫 想定区域（河岸浸食）	東根市地区（新田町第二東、新田町第二西、南町、下川原、柳町二区、六日町、宮崎上、六田下）長瀬地区（松沢区）

対象とする災害	村山野川堤防の決壊・水があふれて氾濫
避難区域	対象地区
想定浸水深 0.5m 未満	東根地区（四ツ家上第三、一本木中央）神町地区（神町下第二中央、神町下第二東、神町下第二北、神町下第三西、神町下第三南、神町下第三北、緑区、新田下一区、若葉町）小田島地区（出張、横町、島、大堀、野田北、内町、中宿、新町、郡山上、郡山下）
想定浸水深 0.5m～3.0m 未満	東根地区（四ツ家上第一、四ツ家上第二、四ツ家中、並松団地、一本木南）神町地区（新田上）東郷地区（上野川）高崎地区（大門）小田島地区（出張、横町、島、大堀、野田北、内町、中宿、新町、郡山上、郡山下）
想定浸水深 3.0m～5.0m 未満	神町地区（大森山南）
家屋倒壊等氾濫 想定区域（河岸浸食）	東根地区（四ツ家上第一、一本木南）神町地区（神町下第三西、神町下第三北、若葉町）東郷地区（上野川）高崎地区（大門）小田島地区（内町、中宿、新町）

対象とする災害	乱川堤防の決壊・水があふれて氾濫
避難区域	対象地区
想定浸水深 0.5m 未満	大富地区（柏原三区）
想定浸水深 0.5m～3.0m 未満	大富地区（新道、横町、岡、小見、荷口東、荷口西、荷口南、荷口北、新田東、新田西、新田中、新田北）
想定浸水深 3.0m～5.0m 未満	なし
家屋倒壊等氾濫 想定区域（河岸浸食）	なし

対象とする災害	最上川右岸堤防の決壊・水があふれて氾濫
避難区域	対象地区
想定浸水深 0.5m 未満	長瀬地区（南二区、城北一区）
想定浸水深 0.5m～3.0m 未満	大富地区（三ツ屋東）小田島地区（中宿）長瀬地区（西区、城北三区）

[R3 改正]

想定浸水深 3.0m～5.0m 未満	大富地区（三ツ屋西、荷口東、荷口西、荷口南、荷口北）小田島地区（横町、野田北）長瀬地区（城北二区）
想定浸水深 5.0m～8.0m 未満	大富地区（新道、横町、岡、小見、新田東、新田西、新田中、新田北）小田島地区（西、北斗、幕壇、島、大堀、内町）長瀬地区（松沢区）
想定浸水深 8.0m～10.0m 未満	なし
家屋倒壊等氾濫 想定区域（河岸浸食）	なし

③ 対象地区ごとの避難指示等の発令基準

避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）は、下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、県等との間で相互に情報交換を行う。
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- ・ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確に出来ないものも考慮しつつ、避難指示等は、以下の基準を参考に今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断し、発令する。
- ・ 浸水想定区域の居住者については、避難指示等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、指定緊急避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物に移動し、それさえ危険な場合は、屋内に留まる。

対象とする災害	最上川堤防の決壊・水があふれて氾濫
河川名	最上川水位観測点：下野水位観測所（河北町）
対象地区	藤助新田、三ツ屋、新道、横町、岡、小見、荷口、横町（蟹沢）、中央、西、北斗、幕壇、島、大堀、内町、松沢
警戒レベル3 高齢者等避難	・ 最上川の水位が避難判断水位（16.2m）に到達し、2時間以内に氾濫危険水位（16.7m）に達すると見込まれるとき。
警戒レベル4 避難指示	・ 最上川の水位が氾濫危険水位（16.7m）に達し、又は達する見込みがあり、氾濫危険情報の水位予測により、水位高が堤防高を超えることが予想される場合 ・ 堤防に異常な漏水・浸食が発見された場合 ・ 計画水位高（16.985）mを超えた場合

[R3 改正]

警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防の決壊や越水が発生した場合 ・ 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
------------------	--

対象とする災害	白水川堤防の決壊・水があふれて氾濫
河川名	白水川水位観測点：源氏坂
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白水川（源氏坂）の水位が避難判断水位（1.9m）に到達し、2時間以内に氾濫危険水位（2.0m）に達すると見込まれるとき。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白水川（源氏坂）の水位が氾濫危険水位（2.0m）に達し、又は達する見込みがあり、氾濫危険情報の水位予測により、水位高が堤防
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 高を超えることが予想される場合 ・ 堤防に異常な漏水・浸食が発見された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防の決壊や越水が発生した場合 ・ 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合

対象とする災害	白水川堤防の決壊・水があふれて氾濫
河川名	白水川水位観測点：六田
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白水川（六田）の水位が避難判断水位（2.6m）に到達し、2時間以内に氾濫危険水位（2.8m）に達すると見込まれるとき。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白水川（六田）の水位が氾濫危険水位（2.8m）に達し、又は達する見込みがあり、氾濫危険情報の水位予測により、水位高が堤防高を超えることが予想される場合 ・ 堤防に異常な漏水・浸食が発見された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防の決壊や越水が発生した場合 ・ 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合

対象とする災害	白水川堤防の決壊・水があふれて氾濫
河川名	白水川水位観測点：蟹沢
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白水川（蟹沢）の水位が避難判断水位（1.4m）に到達し、2時間以内に氾濫危険水位（1.5m）に達すると見込まれるとき。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白水川（蟹沢）の水位が氾濫危険水位（1.5m）に達し、又は達する見込みがあり、氾濫危険情報の水位予測により、水位高が堤防高を超えることが予想される場合 ・ 堤防に異常な漏水・浸食が発見された場合

警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 堤防の決壊や越水が発生した場合 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
------------------	--

対象とする災害	日塔川堤防の決壊・水があふれて氾濫
河川名	日塔川水位観測点：日塔川
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 日塔川の水位が避難判断水位（1.3m）に到達し、2時間以内に氾濫危険水位（1.4m）に達すると見込まれるとき。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 日塔川の水位が氾濫危険水位（1.4m）に達し、又は達する見込みがあり、氾濫危険情報の水位予測により、水位高が堤防高を超えることが予想される場合
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 堤防に異常な漏水・浸食が発見された場合 河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等）を確認
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 堤防の決壊や越水が発生した場合 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合

対象とする災害	村山野川堤防の決壊・水があふれて氾濫
河川名	村山野川水位観測点：若木
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 村山野川の水位が避難判断水位（1.8m）に到達し、2時間以内に氾濫危険水位（2.0m）に達すると見込まれるとき。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 村山野川の水位が氾濫危険水位（2.0m）に達し、又は達する見込みがあり、氾濫危険情報の水位予測により、水位高が堤防高を超えることが予想される場合 堤防に異常な漏水・浸食が発見された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 堤防の決壊や越水が発生した場合 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合

対象とする災害	日塔川堤防の決壊・水があふれて氾濫
河川名	日塔川水位観測点：日塔川
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 日塔川の水位が避難判断水位（1.3m）に到達し、2時間以内に氾濫危険水位（1.4m）に達すると見込まれるとき。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 日塔川の水位が氾濫危険水位（1.4m）に達し、又は達する見込みがあり、氾濫危険情報の水位予測により、水位高が堤防高を超えることが予想される場合

[R3 改正]

警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防に異常な漏水・浸食が発見された場合 ・ 河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等）を確認
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防の決壊や越水が発生した場合 ・ 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合

対象とする災害	乱川堤防の決壊・水があふれて氾濫
河川名	乱川水位観測点：大町
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乱川（大町）の水位が避難判断水位（2.3m）に到達し、2時間以内に氾濫危険水位（2.6m）に達すると見込まれるとき。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乱川（大町）の水位が氾濫危険水位（2.6m）に達し、又は達する見込みがあり、氾濫危険情報の水位予測により、水位高が堤防高を超えることが予想される場合 ・ 堤防に異常な漏水・浸食が発見された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防の決壊や越水が発生した場合 ・ 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合

対象とする災害	内水氾濫	
河川名	平内川、大旦川、新川	荷口川、小見川
対象地区	松沢地区、長瀬地区	藤助新田地区
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大旦川の水門を閉鎖した場合（最上川水位が標高77.0～77.5m） ・ 白水川に排水する水防団の排水ポンプによる運転を開始した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村山野川に排水する水防団の排水ポンプによる運転を開始
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位が白水川に排水する水防団の排水ポンプ運転停止位置に到達 ・ 近隣の地区で、床下浸水が発生し被害が拡大している場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位が村山野川に排水する水防団の排水ポンプ運転停止位置に到達
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床下浸水等の被害が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床下浸水等の被害が発生した場合

(1) 土砂災害

① 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

1	土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面の数（土砂災害危険箇所の数）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土石流危険溪流 5 1 箇所 ・ 急傾斜地崩壊危険箇所 3 5 箇所
2	土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面の分布
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白水川沿い、乱川沿い、猪野沢川沿い及び沼沢川沿いには、土石流危険溪流及び急傾斜地崩壊（以下「がけ崩れ」という。）危険箇所がある。 ・ 宮城県との主要幹線である国道48号沿いの関山地区は、土石流危険溪流及びがけ崩れ危険箇所が多数ある。 ・ 神町地区に溪流はないが、若木山・大日尊神社のがけ崩れ危険箇所がある。 ・ 東根地区においては、河岸段丘跡地の部分や小溪流箇所に、がけ崩れや土石流危険箇所がある。
3	土砂災害の発生しやすい気象条件
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の災害実績では、総雨量 100 ㎜を超えたり、時間雨量 20 ㎜を超えると土砂災害が多発する傾向にある。 ・ 融雪期には、地すべりが発生する傾向にある。

② 避難すべき区域

避難指示等の対象となる「避難すべき区域」は、下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換を行う。
- ・ 「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて避難指示等の発令区域を適切に判断する。
- ・ 「避難すべき区域」を特定する際に参考とした土砂災害警戒区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意する。

避難区域 (避難指示等の発令単位)	対象地区 (土砂災害の危険箇所単位)	災害の様相	備考
・ 泉郷地区	入地区	土石流・がけ崩れ	
	上野台地区	土石流・がけ崩れ	
	泉郷川原地区	土石流	
	西戸地区	土石流・がけ崩れ	
・ 観音寺地区	間木野地区	土石流	
・ 関山地区	休石地区	土石流・がけ崩れ	

[R3 改正]

	上悪戸地区	土石流・がけ崩れ	
	原宿地区	土石流・がけ崩れ	
	西原地区	土石流	
・沼沢地区	平地区	土石流・がけ崩れ	
	土木原地区	土石流	
	川原地区	土石流	
	蛇木地区	土石流	
	出戸地区	がけ崩れ	
・猪野沢地区	越倉地区	土石流	
	楯畑地区	土石流	
	木戸口地区	土石流・がけ崩れ	
	岩崎地区	土石流・がけ崩れ	
・東根地区	一日町区	がけ崩れ	東根小学校南側
	中ノ目区	がけ崩れ	
・神町地区	神町中第二、若木二、新田下二	がけ崩れ	若木山西、東
	神町中第五	がけ崩れ	大日尊

③ 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）は、下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、県等との間で相互に情報交換を行う。
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- ・ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確に出来ないものも考慮しつつ、避難指示等は、以下の基準を参考に今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて、総合的に判断し、発令する。
- ・ 土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者については、高齢者等避難の段階から自発的に避難を開始することを推奨する。
- ・ 土砂災害警戒区域・危険区域等の居住者については、避難指示が発令された時点で、既に付近で土砂災害が発生していることなどにより、指定緊急避難場所までの移動（立退き避難）がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合には、少しでも安全な場所へ避難する。具体的には、緊急的な待避場所（近隣の堅牢な建物、山から離れた小高い場所等）への移動や、屋内での緊急安全確保措置（自宅の上層階で山から離れた部屋等）をとる。

[R3 改正]

区域	泉郷・観音寺地区 (大森橋雨量観測所範囲)	関山・沼沢・猪野沢地区 (関山雨量観測所範囲)
対象地区 発令単位	入第一、入第二、上野台、川原、本郷、和合向、間木野、中ノ目、一日町、神町中第二、神町中第五、新田下一、新田下二、若木二	休石、上悪戸、西原、原宿、平、土木原、川原、出戸、蛇木、越倉、楯畑、木戸口、岩崎、
自主避難の呼びかけ	1 前兆現象がいつもと違う身の危険を感じた場合	1 前兆現象がいつもと違う身の危険を感じた場合
警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ『山形県土砂災害警戒システム』の『土砂災害危険度情報』で「高齢者等避難の目安（「警戒（赤）」色のメッシュ）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が出現した場合</p> <p>2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p>	<p>1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ『山形県土砂災害警戒システム』の『土砂災害危険度情報』で「高齢者等避難の目安（「警戒（赤）」色のメッシュ）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が出現した場合</p> <p>2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p>
警戒レベル4 避難指示	<p>1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合</p> <p>2 『山形県土砂災害警戒システム』の『土砂災害危険度情報』で「避難開始の目安（「危険（紫）」色のメッシュ）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が出現した場合</p> <p>3 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>4 土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>	<p>1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合</p> <p>2 『山形県土砂災害警戒システム』の『土砂災害危険度情報』で「避難開始の目安（「危険（紫）」色のメッシュ）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が出現した場合</p> <p>3 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>4 土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>

[R3 改正]

警戒レベル4 避難指示	<p>5 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>6 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>	<p>5 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>6 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>3 がけ崩れ、土石流等の土砂災害が発生した場合</p>	<p>1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>3 がけ崩れ、土石流等の土砂災害が発生した場合</p>

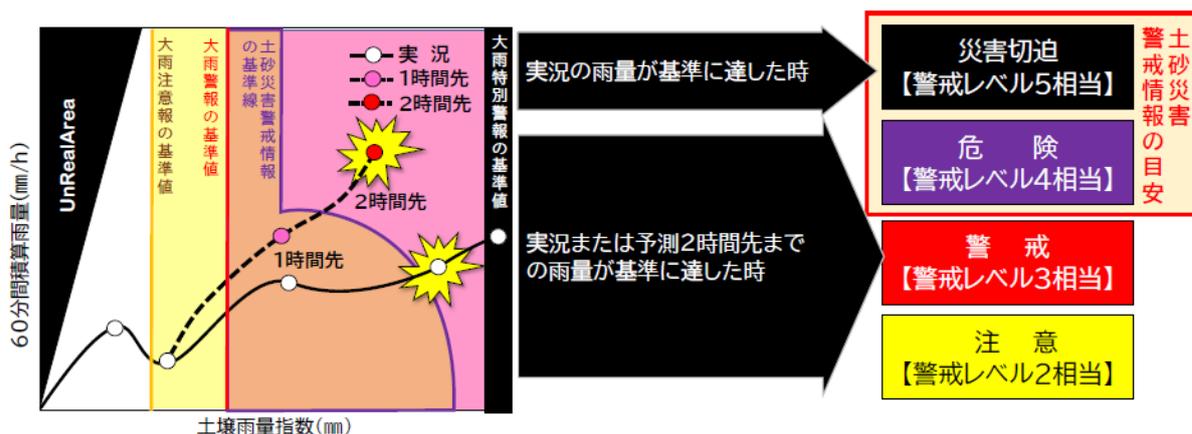
- ・ 高齢者等避難、自主避難の呼びかけ、避難指示の降雨指標値の情報は、『山形県土砂災害警戒システム』の『土砂災害危険度情報』による。

《土砂災害危険度情報》

土砂災害危険度情報とは、地域ごとの詳細な土砂災害の発生危険度を1km四方の格子（メッシュ）ごとに危険度を以下のレベルで色分けし表示される。原則として■避難開始の目安、■土砂災害のおそれになったメッシュを含む市町村に、土砂災害警戒情報が発表される。

危険度		判定ルール	備考
災害発生	警戒レベル5相当	実況で大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に到達	土砂災害警戒情報の目安
危険	警戒レベル4相当	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	
警戒	警戒レベル3相当	2時間先までに警報基準に到達すると予想	大雨警報の目安
注意	警戒レベル2相当	2時間先までに注意報基準に到達すると予想	大雨注意報の目安

[R3 改正]



(3) 避難場所

※ 第1章第6節「避難体制整備計画」で定める避難地等に避難するものとする。

(4) 住民等への伝達と避難の実施

ア 高齢者等避難の内容

- (ア) 警戒レベル
- (イ) 要高齢者等避難対象地域
- (ウ) 高齢者等避難理由
- (エ) 避難先
- (オ) 避難経路
- (カ) 避難時の注意事項等

イ 避難指示の内容

- (ア) 警戒レベル
- (イ) 要避難対象地域
- (ウ) 避難理由
- (エ) 避難先
- (オ) 避難経路
- (キ) 避難時の注意事項

ウ 緊急安全確保の内容

- (ア) 警戒レベル
- (イ) 災害発生区域
- (ウ) 災害状況
- (エ) 命を守るための最善の行動をとる

エ 避難の広報

※ 第2編第2章第3節「4. (4)イ避難の広報」を準用する。

(5) 高齢者等避難、避難指示を発令した場合の報告等

※ 第2編第2章第3節「4. (5) 避難指示等が発令した場合の報告等」を準用する。

(6) 避難誘導

※ 第2編第2章第3節「4. (6) 避難誘導」を準用する。

※ ア(イ)文中「火災の拡大方向及び消防隊」を「浸水の状況等及び水防隊」に読み替える。

(7) 避難指示等の解除

※ 第2編第2章第3節「4. (7)避難指示等の解除」を準用する。

(※参考) 資料編 ・ 避難地一覧 ・ 避難所一覧

6. 学校・病院等における避難

※ 第2編第2章第3節「5. 学校・病院等における避難」を準用する。

7. 避難収容計画

※ 第2編第2章第3節「6. 避難収容計画」を準用する。

8. 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

※ 第2編第2章第3節「7. 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令」を準用する。

第5節 防災行動計画（タイムライン）

1. 防災行動計画（タイムライン）の概要

台風等の風水害は、地震や竜巻のような突発的な災害とは異なり、被害が発生するまでの時間があり、先を見越した被害予測の把握が可能である。

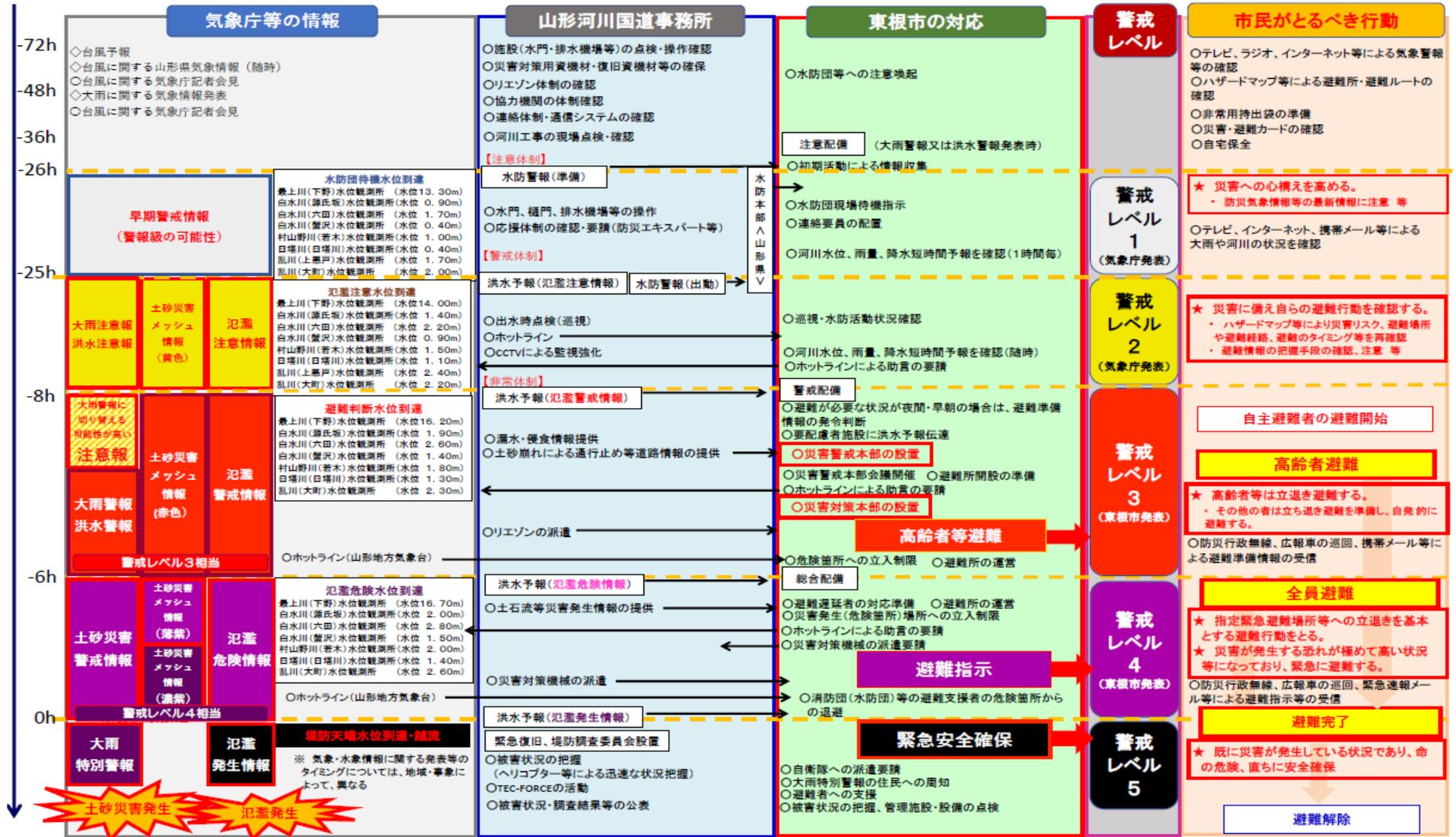
タイムラインは、災害の発生を前提として、国・地方公共団体・住民等が連携した対応を行うため、時間の経過に伴う被災状況をあらかじめ想定し、防災行動を時系列的に整理した計画のことである。

2. 本市におけるタイムラインの位置づけ

タイムラインは、本市で発生する大規模な風水害を想定し、市地域防災計画で定められている災害対応の実施時期の目安を示すものとして位置付ける。したがって、実際の台風の進路や降雨量、被害の発生状況に等により、災害対応の時期や順序が前後するため、臨機対応が必要となることに留意する。また、タイムラインに基づく対応については、有効性の検証を行い、より実情に即した改善を進めていくものとする。

気象災害等に伴う東根市タイムライン(防災行動計画)

令和3年3月



[R3 改正]

第6節 避難所運営計画

1. 計画の概要

風水害による災害が発生した場合に、市が開設する指定避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

※ 本節については、第2編第2章第4節「避難所運営計画」を準用する。

第7節 救助・救急計画

1. 計画の概要

風水害による災害のため、生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を救出し、救急搬送するための対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第6節「救助・救急計画」を準用する。

第8節 医療救護計画

1. 計画の概要

風水害によって、傷病者が発生したとき又は医療機関の混乱によりその機能が十分に発揮されない場合の応急医療体制の確保のための計画について定める。

※ 本節については、第2編第2章第7節「医療救護計画」を準用する。

第9節 遺体対策計画

1. 計画の概要

風水害により行方不明になっている者の捜索及び遺体の処理・収容・埋葬等をするために実施する災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第10節「遺体対策計画」を準用する。

第10節 交通輸送計画

1. 計画の概要

風水害発生時の交通の混乱を防止するとともに、交通輸送機関等の事故を防止し、災害応急活動に必要な人員、物資、機械等の輸送等を迅速に展開するための計画について定める。

※ 本節については、第2編第2章第11節「交通輸送計画」を準用する。

第11節 ライフライン施設の応急対策計画

1. 計画の概要

風水害によってライフライン施設が被災した場合の応急対策の手順について定める。

※ 本節については、第2編第2章第12節「ライフライン施設の応急対策計画」を準用する。

第12節 応急給水計画

1. 計画の概要

風水害が発生し、水道施設の損壊、停電等により飲料水及び生活用水等の供給が停止されることが予想される。このため、被害の状況に応じた被災地域における住民への飲料水等の供給を行うための計画について定める。

※ 本節については、第2編第2章第13節第1款「応急給水計画」を準用する。

第13節 食料供給計画

1. 計画の概要

風水害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において実施する災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第13節第2款「食料供給計画」を準用する。

第14節 生活必需品等物資供給計画

1. 計画の概要

風水害により被災した住民等が、生活を確保するために必要な生活必需品等の物資を住民等に供給するための計画について定める。

※ 本節については、第2編第2章第13節第3款「生活必需品等物資供給計画」を準用する。

第15節 保健衛生計画

1. 計画の概要

風水害発生時には、上水道の断水、家屋の倒壊、浸水等の被害により感染症等がまん延するおそれがあるため、これらを防止するために実施する防疫等の保健衛生対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第13節第4款「保健衛生計画」を準用する。

第16節 廃棄物処理計画

1. 計画の概要

被災地の廃棄物等を迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために実施する廃棄物処理対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第13節第5款「廃棄物処理計画」を準用する。

第17節 自発的支援の受入計画

1. 計画の概要

災害発生時に、県内外から被災者に寄せられる善意の支援の申し入れに適切に対応するために市及び関係機関が実施する対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第13節第6款「自発的支援の受入計画」を準用する。

第18節 障害物の除去計画

1. 計画の概要

風水害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石・竹木等で、日常生活に著しい支障を与えている障害物を除去するため実施する災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第14節「障害物の除去計画」を準用する。

第19節 文教施設における災害応急計画

1. 計画の概要

風水害発生時における児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために実施する災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第15節「文教施設における災害応急計画」を準用する。

第20節 要配慮者の応急対策計画

1. 計画の概要

風水害による災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、市及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第16節「要配慮者の応急対策計画」を準用する。

第21節 応急住宅対策計画

1. 計画の概要

風水害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、その援護を推進するために実施する災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第17節「応急住宅対策計画」を準用する。

第22節 技術者等動員計画

1. 計画の概要

風水害発生時の災害応急活動を円滑に実施するため、必要な技術者等の確保について定める。

※ 本節については、第2編第2章第18節「技術者等動員計画」を準用する。

第23節 災害救助法の適用に関する計画

1. 計画の概要

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法に基づく災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第20節「災害救助法の適用に関する計画」を準用する。

第3章 災害復旧・復興計画

1. 計画の概要

風水害発生後の民生の安定及び社会経済活動の早期回復等並びに被災施設等の復旧を図るための計画について定める。

※ 本章については、第2編第3章「災害復旧・復興計画」を準用する。

第4編 個別災害対策編

第1章	雪害対策計画	272
第2章	航空災害対策計画	279
第3章	道路災害対策計画	282
第4章	原子力災害対策計画	284

第1章 雪害対策計画

第1節 雪害防止計画

1. 計画の概要

降雪時における市民生活や産業活動の安全な環境を確保し、降雪による被害を予防するための計画について定める。

2. 雪害対策の具体的方針

- (1) 降雪時の交通を確保する。
- (2) 雪害に対する知識の普及と防災意識の高揚を図る。
- (3) 自主防災組織等と連携し、地域の防災力を高める。
- (4) 速やかに災害応急活動及び被災者支援活動を実施するための体制づくりを進める。
- (5) 災害に強いライフライン施設の整備を進める。
- (6) 雪崩防止対策を推進する。
- (7) 総合的、計画的に雪害対策を実施する。

3. 気象情報の伝達

防災関係機関等に対して降雪に関する気象情報を伝達・広報し、雪害の予防を図るものとする。

(※参考) 資料編 気象予警報等の種類及び発表基準

4. 雪崩防止

(1) 雪崩危険個所の点検

国土交通省一斉点検による人家に被害を及ぼすことが予想される本市の雪崩危険個所は44箇所であり、市道雪崩危険個所は7箇所である。

(2) 市による監視

市は、消防機関と協力して雪崩危険箇所の巡視を行うとともに、雪崩危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、雪崩監視装置を設置する等警戒体制の整備を図る。

また、危険箇所のある集落への連絡員の配置に努め、雪崩発生の際及び雪崩を発見したときの通報、警戒にあたらせる。

(3) 降雪時及び融雪時の警戒

ア 降雪及び融雪によって災害の発生が予想される場合には、関係機関による警戒を実施し、相互に緊密な連絡をとりながら、災害の防止に当たるものとする。

イ 状況により、当該地域に対する消防団等の警戒を強化し、関係者に必要な警告を行うとともに、防災関係機関は、相互に連絡の上、迅速な出動態勢を整えるものとする。

[R2 改正]

(4) 住民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況及び気象状況等に注意し、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民及び市役所に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

- (※参考) 資料編
- ・雪崩危険箇所
 - ・市道雪崩危険箇所

5. 火災防止

降雪時期は、暖房器具等の使用及び雪の重みによる電気・ガス設備の損傷事故等により、火災の危険性が高まり、また、雪による道路、水利の障害等消防活動に支障が予想されるため、火災予防の徹底を図るものとする。

6. 市民生活の安全確保

(1) 克雪住宅の普及等

市は、県と連携し、核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も難しくなっていることから、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導を促進する。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全性を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及を図る。

(2) 要援護世帯に対する助成等

市は、自力による屋根雪処理が困難な高齢者等の要援護世帯等の除雪負担を軽減するため、助成制度の整備に努めるとともに、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図る。

(3) 屋根雪等に係る事故防止の啓発

市は、県の発表する「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」等を活用し、次のことについて、住民に対し安全な雪下ろしの啓発に努める。

- ア こまめな雪下ろしの励行
- イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- ウ 雪下ろし中の転落による事故防止
- エ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止
- オ 非常における出入り口の確保
- カ 換気口の確保
- キ ガス供給配管の点検

(4) 孤立集落対策

市は、豪雪のため孤立が予想される集落について、生活道路の除雪並びに避難所の電気及び通信等のライフラインに関する雪害予防対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料、救助資機材等の整備及び備蓄並びに救急患者輸送対策等の推進に努める。

第2節 除雪・排雪計画

1. 計画の概要

冬期間における地域の民生安定、産業経済活動及び道路交通の確保等を図り、雪害対策を強力に推進するための組織及び運営並びに活動体制について定める。

2. 道路の除雪

冬期間の道路交通を確保し、降雪による交通障害を未然に防止するため、次のとおり除雪計画を定める。

(1) 除雪路線・区分

ア 冬期間における一般の道路交通に供する道路（市道車道、市道歩道、生活道路）の除雪は、当該路線の日交通量、道路の状況、その他交通確保の必要性に応じ、次の表を基準として決定するものとする。

区 分	日交通量のおよその基準	除 雪 目 標
第1種	1000台/日以上	1 2車線以上の幅員確保を原則とし、異常降雪時以外は、常時交通を確保する。 2 異常降雪時には、降雪後5日以内に2車線の確保を図る。
第2種	500～1000台/日未満	1 2車線の幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。 2 異常降雪時には、約10日以内に2車線又は、1車線の確保を図る。
第3種	500台/日未満	1 1車線幅員で必要な待避所を設ける。 2 異常降雪時には、一時通行不能になることもやむを得ないものとするが、第1、2種路線の除雪後速やかに車線の確保を図るものとする。

イ 市東部地域については、除雪モニターを委嘱し、道路状況を監視するものとする。

(2) 除雪作業

ア 出動基準

(ア) 車道除雪

新雪深が10cm以上、又は10cmに達すると見込まれるときに実施する。

(イ) 歩道除雪

新雪深が20cm以上、又は20cmに達すると見込まれるときに実施する。

イ 作業時間

午前2時30分から作業を開始し、午前8時の除雪完了を目標とする。

(3) 除雪方法

除雪ドーザー、除雪グレーダー、除雪ロータリーによる機械除雪とし、全路線について、業務委託して実施する。

(4) 雪押場の確保

市民の協力を得て雪押場を確保し、除雪した雪を道路外に押し排雪する。

3. 排雪計画

市は、市民等による住宅地等の排雪のため、雪捨場を確保するとともに指定箇所を周知する。

4. 市豪雪対策本部の設置

(1) 設置基準

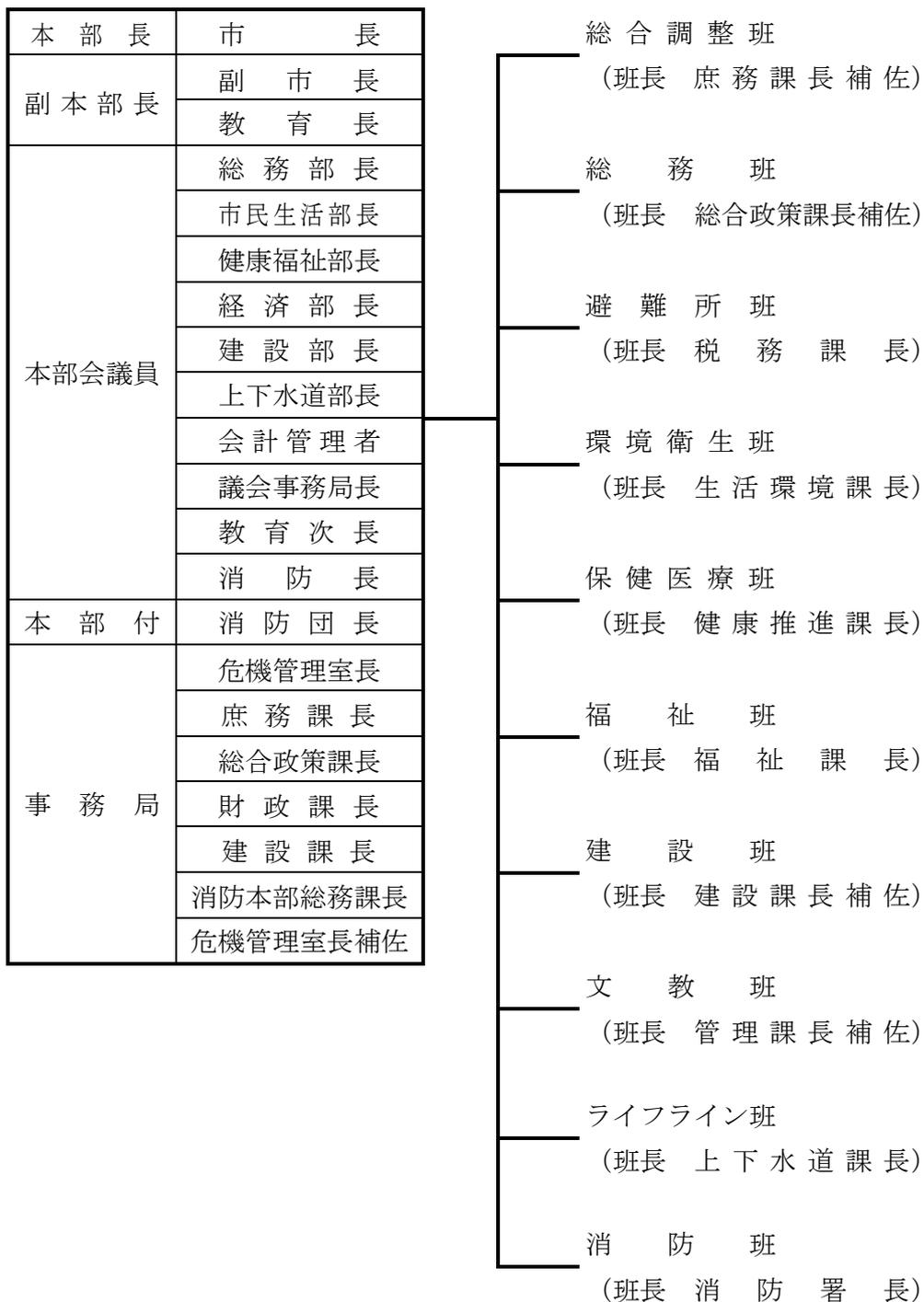
積雪量が75cmに達し、引続き多量の降雪が見込まれる場合において、市長は、特に必要があると認めるとき、東根市豪雪対策本部（以下、「本部」という。）を設置し、豪雪応急対策に従事する職員を配置して、総合的な豪雪対策を推進するものとする。

(2) 本部の組織及び事務分掌

ア 構成

- (ア) 本部は、本部長、副本部長、本部会議員、各班をもって構成する。
- (イ) 本部長は、市長、副本部長は、副市長、教育長をあてる。
- (ウ) 本部員は、部長職をもってあてる。
- (エ) 本部長は、対策本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督する。

イ 組織編成表



ウ 各班の事務分掌

班	事務分掌
総合調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び運営並びに総合調整に関すること。 2 被害時における職員の動員計画の実施に関すること。 3 国、県に対する要望、陳情等の資料作成に関すること。 4 県及び市防災行政無線の管理運営に関すること。 5 その他豪雪時における総合調整に関すること。
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害写真の収集及び記録等に関すること。 2 各班の所管に属しない関係行政機関及び関係公共機関との連絡調整並びに情報収集に関すること。 3 被災者の相談に関すること。 4 被害状況の取りまとめに関すること。 5 被害広報及び報道関係との連絡に関すること。 6 豪雪対策に係る予算措置に関すること。 7 その豪雪害時における庶務、財政行政に関すること。
避難所班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、運営に関すること。 2 避難者の状況、避難者の人数把握に関すること。 3 その他豪雪時における避難所行政に関すること。
環境衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 豪雪時における交通安全の応急対策に関すること。 2 し尿、生活ごみ等の処理に関すること。 3 その他豪雪時における環境衛生行政に関すること。
保健医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療に関すること。 2 傷病者の収容及び搬送に関すること。 3 その他豪雪時における保健医療行政に関すること。
福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者の避難、安全対策に関すること。 2 要配慮者支援者への連絡等に関すること。 3 福祉施設等の安全対策に関すること。 4 その他豪雪時における福祉行政に関すること。
経済支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者の食料、飲料水及び支援物資等に関すること。 2 農林漁業被害の調査及び応急対策に関すること 3 その他豪雪時における経済行政に関すること。
建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 豪雪時の総合対策及び除排雪実施に関すること。 2 除雪機械の運行に関すること。 3 その他豪雪時における建設行政に関すること。
ライフライン班	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保に関すること。 2 水道施設の維持管理及び被害調査に関すること。 3 その他豪雪時におけるライフライン行政に関すること。
文教班	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教施設の安全対策に関すること。 2 児童、生徒の通学路の確保に関すること。 3 その他豪雪時における教育行政に関すること。

消防班	<ol style="list-style-type: none">1 気象情報の収集伝達に関する事。2 防火施設の除雪指導に関する事。3 積雪期間における火災予防に関する事。4 その他豪雪時における消防行政に関する事。
-----	---

(3) 本部開設の通知

本部を設置したときは、その旨を県、関係機関及び各報道機関等に通知及び公表するとともに『東根市豪雪対策本部』の標示板を市庁舎正面玄関前に掲示するものとする。

(4) 本部の廃止

ア 本部長は市の地域について、豪雪による被害が発生する危険が解消したと認められるとき又は豪雪対策が概ね完了したと認められるときは本部を廃止する。

イ 災害の規模等により事後処理を必要とする場合は、関係課において継続し対処するものとする。

ウ 本部の廃止の通知等は(3)に準じて処理する。

第2章 航空災害対策計画

第1節 航空災害予防計画

1. 計画の概要

山形空港及びその周辺の地域において、航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、応急対策を円滑に実施するための災害予防対策について定める。

2. 防災体制の整備

- (1) 「山形空港緊急計画」(以下この章において「緊急計画」という。)及び「山形空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」(以下この章において「協定」という。)により、予防対策を図るものとする。
- (2) 県及び関係機関との連携を緊密にし、情報収集、伝達方法等の体制の整備と徹底を図るものとする。

第2節 航空災害応急計画

1. 計画の概要

山形空港及びその周辺の地域において、航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止を図るために実施する災害応急対策について定める。

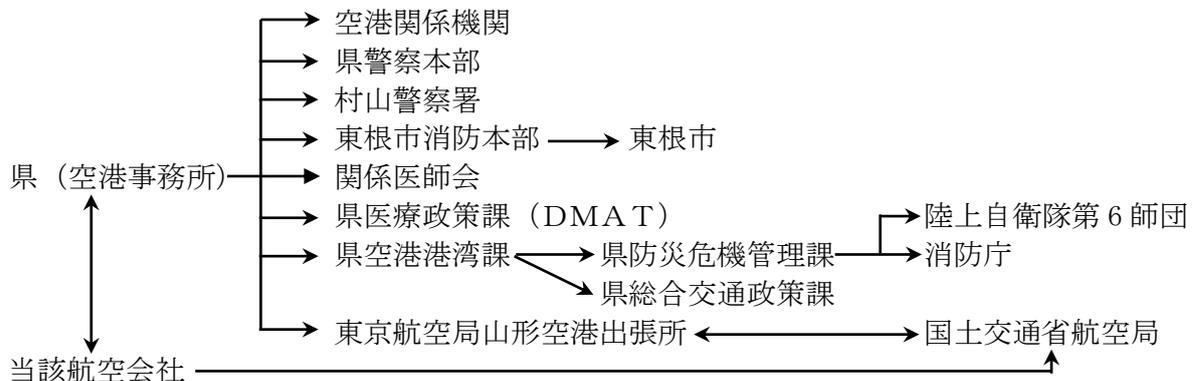
2. 事故状況の把握及び広報

- (1) 事故情報の収集、伝達

ア 情報の伝達系統

航空機事故が発生した場合、市及び防災関係各機関は、次の伝達系統により、迅速かつ的確に事故情報を伝達する。

- (ア) 空港内及びその周辺で事故が発生した場合



[R2 改正]

イ 二次災害としての火災対策は別に定める「東根市消防計画」によるものとする。

(※参考) 資料編 ・山形空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

第3章 道路災害対策計画

1. 計画の概要

道路上における大規模な交通事故等に伴う災害が発生した場合に、迅速に救急救助活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、道路管理者、警察、消防機関等が実施する災害応急活動について定める。

2. 被害情報等の伝達

- (1) 道路管理者、警察及び市消防本部のうち、関係者等からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報するものとする。
- (2) 市は、被害の状況を調査し、県に報告する。

3. 活動体制及び広域応援体制の確立

- (1) 災害対策本部等の設置
道路管理者、県、市、関係機関等は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努める。
- (2) 広域応援要請
県及び市は、事故・災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他県及び他市町村等に対して応援を要請する。

4. 応急対策の実施

- (1) 被害拡大防止措置
道路管理者は二次災害防止のため次の措置を講ずる。
 - ア 通行禁止又は制限
道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。
警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。
道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。
 - イ 道路利用者及び一般住民等への広報
道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は広報車の利用、道路情報提供システム等により広報を行う。
- (2) 消火、救助及び救急に関する措置
 - ア 市消防本部は、救助・救急活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
また、東北中央自動車道における消火、救助及び救急業務については、「東北中央自動車道における消防相互応援協定書」及び「覚書」により実施するものとする。

イ 道路管理者は、市等の要請に基づき傷病者等の救助、救急及び消火活動の実施のため、必要な協力を行う。

(3) 危険物等の流出等に対する応急対策

危険物等の流出が認められるときには、消防、警察及び道路管理者は、流出した危険物等の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して除去活動にあたるものとする。

ア 二次災害の防止

(ア) 消防機関等は、流出した危険物等から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。

(イ) 流出した危険物等により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は水道水取水施設管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

(ウ) 有害物質が河川、公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。

イ 住民の安全確保

市及び警察等は、危険物等による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講ずる。

(※参考) 資料編 ・東北中央自動車道における消防相互応援協定書
・覚書（東北中央自動車道における救急業務に関する覚書）

5. 関山トンネル内における災害対策

(1) 消火救難活動体制

国道48号は宮城県と本県を結ぶ大動脈として、交通・輸送の拠点となっている。関山トンネル(890m)は構造物の特殊性から大規模な災害に発展する可能性があるため、関山トンネルにおける救助・救急・消火活動は、市消防計画及び隣接する仙台市との間で締結した消防相互応援協定書に基づき、的確な消防活動を実施し、被害の軽減に努める。

(2) 連絡通信体制

関山トンネルに関する情報について関係機関と連携を取り、災害の未然防止に努めるとともに、災害時における活動を迅速的確に実施するために、道路管理者及び警察署等との連絡通信体制の充実を図るものとする。

(※参考) 資料編 ・消防相互応援協定書(仙台市)

第4章 原子力災害対策計画

第1節 総則

1. 計画の目的

山形県内には、原子力施設はないが、隣接する宮城県、福島県及び新潟県にはそれぞれ女川原子力発電所（本市役所から距離約97km）、福島第一原子力発電所（同約125km）、福島第二原子力発電所（同約135km）、柏崎刈羽原子力発電所（同約193km）等が存在する。

本市地域は、隣接県に立地する各原子力施設に関する「緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）」にも含まれていないものの、隣接県の原子力発電所において大規模な事故等が発生した場合には、少なからぬ影響があると考えられる。

これら原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、県境を越えて拡散した場合には、市民に心理的動揺や混乱が生じるとともに、放射性物質が市民の生命又は身体に影響を及ぼすおそれがあることから、日頃からこれらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策など、市民の安全・安心を確保するため必要な対策を講ずる必要がある。

このことから、本章では、原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講ずることによって、市民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な市民生活を確保することを目的とする。

2. 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

3. 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

山形県と隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

(1) 宮城県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	許可出力	備考
東北電力 株式会社	女川 原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町 及び石巻市	1号	BWR	52.4万kW	H30.12.21 廃止
			2号	BWR	82.5万kW	
			3号	BWR	82.5万kW	

※ BWR＝沸騰水型軽水炉



(2) 福島県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	許可出力	備考
東京電力 ホールデ ィングス 株式会社	福島第一 原子力発電所	福島県双葉郡 大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kW	H23.4.19 廃止
			2号	BWR	78.4万kW	
			3号	BWR	78.4万kW	
			4号	BWR	78.4万kW	H26.1.31 廃止
			5号	BWR	78.4万kW	
			6号	BWR	110.0万kW	
	福島第二 原子力発電所	福島県双葉郡 楡葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW	
			2号	BWR	110.0万kW	
			3号	BWR	110.0万kW	
			4号	BWR	110.0万kW	

※ BWR＝沸騰水型軽水炉



[R2 改正]

(3) 新潟県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	許可出力	備考
東京電力 ホールデ ィングス 株式会社	柏崎刈羽 原子力発電所	新潟県柏崎市及び 刈羽郡刈羽村	1号	BWR	110.0万kW	
			2号	BWR	110.0万kW	
			3号	BWR	110.0万kW	
			4号	BWR	110.0万kW	
			5号	BWR	110.0万kW	
			6号	ABWR	135.6万kW	
			7号	ABWR	135.6万kW	

※ BWR = 沸騰水型軽水炉

ABWR = 改良型沸騰水型軽水炉



[R2 改正]

第2節 原子力災害予防計画

1. 計画の概要

原子力災害による被害並びに市民の健康の保護及び不安の軽減を図るため、市が実施する平時における原子力災害予防対策について定める。

2. モニタリングの実施

(1) モニタリング体制等の整備

市は、空間の放射線量に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力する。

(2) 市は、平時より、空間放射線量の測定状況により、食料等の放射性物質濃度の検査を行う。モニタリング体制や実施手順等については、県マニュアルを基準とする。

3. 防災体制の整備

(1) 通信連絡体制の整備

市は、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における市防災行政無線、広報車等、広報のための設備及び機材の整備を推進する。

(2) 避難等の体制の整備

市は、国が示す緊急事態の初期対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、市民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施する。

ア 市は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた市民への注意喚起体制を整備するものとする。

イ 市は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第15条第1項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定する。

(3) 防災訓練等の実施

市は、「東根市原子力災害屋内退避マニュアル」（平成23年10月12日策定）により県と連携した緊急時通信連絡訓練、市民に対する情報伝達訓練等を定期的実施する。

4. 防災知識の普及等

市は、国や県と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

(1) 放射線に関する知識の普及

ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。

イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。

ウ その他必要と認める事項に関すること。

[R2 改正]

(2) 原子力災害に関する防災知識の普及

ア 防災広報

市は、国、原子力発電所所在道府県、県及び関係機関と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次の事項について広報活動を実施する。

- (ア) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること。
- (イ) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (ウ) 緊急時における県や国等が講ずる対策の内容に関すること。
- (エ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること。
- (オ) 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項等に関すること。
- (カ) その他必要と認める事項に関すること。

イ 防災教育

市及び教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

(3) 防災業務関係者に対する教育・研修

市は、応急対策の円滑な実施を図るため、県が実施する原子力防災業務に携わる者に対する教育・研修等に積極的に参加し活用する。

ア 原子力防災体制及び組織に関する知識

イ 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること。

ウ 原子力災害とその特性に関すること。

エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。

オ 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること。

カ 放射線及び放射性物質の測定に関すること。

キ 緊急時医療に関すること。

ク 危機管理に関すること。

ケ その他必要と認める事項に関すること。

(4) 市民相談体制の整備

市は、市民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要な地域に総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

第3節 原子力災害応急計画

1. 計画概要

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県の原子力発電所で大規模な事故が発生した場合に、市が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

2. 市の活動体制

(1) 情報収集の開始

市は、原子力災害に係る応急対策を迅速かつ確実に実施するため、隣接県の原子力発電所に係る情報収集事態（原子力事業所所在市町村で震度5弱又は震度5強が発生した事態をいう。）の段階において、県と連携して対応職員を参集させ、情報収集活動等を開始する。

(2) 災害対策本部等の設置

市は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態の段階において、県の関係課長等対策会議に連携して、災害警戒本部を設置し対応するとともに、事故の度合いに応じて災害対策本部を設置するなど、必要な体制を構築する。

3. モニタリングの強化及び対応

(1) 緊急時におけるモニタリングの実施

市は県と連携し、環境放射線の状況に関する情報収集、O I L（※）に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り換える。

※＜O I L＞

原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

ア 緊急時におけるモニタリング

(ア) 空間放射線モニタリング

市は、初期段階においてはO I Lによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する

(イ) 放射線の測定・放射性物質の検査等

市は、県及び国の指示等を踏まえながら、空間放射線等の測定、食品、水道水中の放射性物質の検査等を行う。モニタリング項目や体制・実施手順等については、県マニュアルに記載するところによる。

イ 環境モニタリング結果の公表

市は、緊急時におけるモニタリングの結果については、報道機関にプレスリリースを行うとともに、市報及び市のホームページにより公表を行う。

[R2 改正]

(2) 基準値超過食品の流通防止措置

ア 県は、県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。

イ 緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、O I Lや基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、県から市に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請される。

ウ 市は、県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

ア 市は県と連携し、水道水の放射性物質検査の結果、水道水に含まれる放射性物質がO I Lや管理目標値を超えた場合には、上下水道事業者に対し、超過原因の究明、再検査等を実施するとともに、その旨を水道利用者への周知を要請する。また、管理目標値を超える状態が長期間継続することが見込まれる場合は、他の水道水源への振替、摂取制限等を水道事業者に要請する。なお、原子力緊急事態宣言が発出され原子力災害対策本部が設置されている間については、同本部の指示又は厚生労働省からの要請に基づいて摂取制限を行う。

イ 市は、国及び県からの指示があったとき又は浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。

4. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は県と連携し、隣接県の原子力施設に係る緊急事態の初期対応段階の区分に応じた防護活動を実施する。

(1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の市民への注意喚起

市は、原子力災害が発生し本市への影響が懸念される場合に、市民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、市民に対して注意喚起を行う。

(2) 全面緊急事態の際の市民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は、本市への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行う。

また、原子力緊急事態（※）が発生し、内閣総理大臣から、県及び市に対して、原災法第15条第3項の規定に基づき、住民等に避難や屋内退避等の指示を行うよう指示があったときには、市は、災害法第60条第1項の規定により、住民等に避難、屋内退避等の指示を行う。また、県は、市が、災害の発生によりその事務を行うことができなくなった時には、災対法第60条第6項の規定に基づき、市に代わってその事務を実施する。

複合災害が発生した場合においても、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

[R4 改正]

※＜原子力緊急事態＞

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

- ア 市は、内閣総理大臣の指示があった場合には、住民に対する屋内退避又は避難指示を以下の情報伝達の方法により行う。また、屋内退避準備又は避難準備の情報伝達の方法についても同様とする。
- (ア) 県を通じ報道機関に対する緊急放送等の要請
 - (イ) 防災行政無線による広報
 - (ウ) 広報車などによる広報
 - (エ) 緊急速報メール、登録制メールの配信
 - (オ) 学校、保育所、公立病院、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設（要配慮者利用施設）に対する伝達
- イ 市は、市町村の区域を越えた広域避難を要する市町村が生じた場合は、必要に応じて避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について調整を行う。調整に際しては、特に入院患者等避難行動要支援者の避難方法、避難先等について配慮するものとし、移動が困難な者については、屋内退避を検討する。
- ウ 市は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、市民を屋内退避又は避難させる。
- エ 市は、避難者の収容対策として、様々な手段により応急的な住宅を確保し、暫定的な市民生活の安定を図る。
- オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において避難を行う場合には、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、手洗いなどの必要な感染対策を実施する。

5. 原子力災害医療活動等の実施

市は県と連携し、事故発生地域からの避難者の健康相談に応じるとともに、必要に応じて避難退域時検査や簡易除染を行う。

また、避難退域時検査の結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等に移送すべく対処する。

6. 市民への情報伝達等

(1) 市民に対する広報及び指示伝達

市は、市民に対して、市防災行政無線や広報車等様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

- ア 事故の概要
- イ 災害の現況
- ウ 放射線の状況に関する今後の予測
- エ 県及び関係市町村並びに防災関係機関の対策状況
- オ 屋内退避、避難などの住民のとるべき措置及び注意事項
- カ その他必要と認める事項

[R3 改正]

(2) 市民相談の実施

市は、状況に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等、必要な相談窓口を設置し、市民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

7. 自治体の区域を越えた避難者の受入れ活動

自治体の区域を越えた避難者の受入れ等活動については、震災時の広域避難計画に準ずる。また、避難指示に基づかない自主避難者については、県及び市が連携して受入れ活動にあたる。

第4節 災害復旧計画

1. 計画の概要

市民生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

2. 各種制限措置等の解除

(1) 各種指示の解除

モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、市は、県から避難等の指示を解除するよう指示を受け、住民等に対しその旨を伝達する。

(2) 各種制限措置の解除

市は、モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、農林水産物の摂取制限及び出荷制限等の解除について、県から指示される。

3. モニタリングの継続及び汚染の除去等

(1) モニタリングの継続

市は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を速やかに公表する。

(2) 放射性物質による汚染の除去等

市は、モニタリングにより基準又はO I Lを超える空間放射線量率が確認され、市民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、県、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業など状況に即した適切な措置を講ずる。

(3) 健康に関する相談への対応

市は、市民等からの心身の健康に関する相談対応を実施する。

4. 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

(1) 風評被害等の影響の軽減

市は、県及び関係機関等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響の軽減するため、市農産物や市内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等必要な対策を行う。

(2) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

市は、将来の損害賠償請求等に資するため、原子力災害に伴い発生した業務及びその経費について諸記録を作成・保存する。

東根市地域防災計画

昭和 38 年度 策 定
昭和 43 年度 一部修正
昭和 57 年度 一部修正
平成 3 年度 一部修正
平成 8 年度 一部修正
平成 14 年度 全面修正
平成 17 年度 一部修正
平成 21 年度 全面修正
平成 25 年度 一部修正
平成 28 年度 一部修正
平成 30 年度 一部修正
令和 4 年度 全面修正

東根市総務部危機管理室 〒 : 999-3795 山形県東根市中央一丁目 1 番 1 号

☎ : 0237-42-1111 内線 3320. 3321. 3322

☎ : 0237-43-2413
